

水俣市議会会議録

平成29年12月第5回定例会（11月24日招集）

水俣市議会事務局

平成29年12月第5回定例会（11月24日招集）会期日程表

（会期 11月24日から12月14日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月24日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 28年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	25日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	26日	日			市の休日（日曜日）
4	27日	月			議案調査
5	28日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	29日	水			議案調査
7	30日	木			議案調査
8	12月1日	金			議案調査
9	2日	土			市の休日（土曜日）
10	3日	日			市の休日（日曜日）
11	4日	月			議案調査
12	5日	火	午前9時30分		本会議
13	6日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、小路貴紀君）
14	7日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（田中睦君、野中重男君） 議案質疑 委員会付託
15	8日	金	————	委員会	委員会
16	9日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	10日	日			市の休日（日曜日）
18	11日	月	————	委員会	委員会
19	12日	火		休 会	議事整理日
20	13日	水		休 会	議事整理日
21	14日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

平成29年11月24日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第77号 専決処分の報告及び承認について	5
専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	
日程第4 議第78号 専決処分の報告及び承認について	6
専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	
日程第5 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第8 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	10
日程第9 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	12
日程第10 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	13
日程第11 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	13
日程第12 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	15
市長の提案理由説明	15
日程第13 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから	
日程第19 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	
まで7件に関する委員会の審査報告	18
○総務産業委員長の報告	18
○厚生文教委員長の報告	20
○一般会計決算特別委員長の報告	21

委員会審査報告書	1 - 25
委員長報告に対する質疑	26
討 論	26
採 決	26
散 会	27

平成29年12月5日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○桑原一知君の質問	2
1 小学校運動部活動の社会体育への移行について	2
2 本市の米政策について	3
市長の答弁	3
教育長の答弁	3
○桑原一知君の再質問	5
教育長の答弁	7
○桑原一知君の再々質問	8
教育長の答弁	10
市長の答弁	11
市長の答弁	11
○桑原一知君の再質問	12
市長の答弁	14
○桑原一知君の再々質問	15
市長の答弁	16
休憩・開議	16
○中村幸治君の質問	17
1 行財政改革について	17

2 水俣市総合防災訓練について……………	2 - 17
3 恋路島利活用について……………	17
市長の答弁……………	18
○中村幸治君の再質問……………	19
市長の答弁……………	20
○中村幸治君の再々質問……………	21
市長の答弁……………	22
総合政策部長の答弁……………	23
○中村幸治君の再質問……………	24
総合政策部長の答弁……………	25
○中村幸治君の再々質問……………	25
総合政策部長の答弁……………	26
市長の答弁……………	27
○中村幸治君の再質問……………	28
市長の答弁……………	29
○中村幸治君の再々質問……………	31
市長の答弁……………	31
休憩・開議……………	32
○藤本壽子君の質問……………	32
1 水俣市の介護サービスの現状と介護者の待遇について……………	32
2 メガソーラー発電所建設における環境汚染防止のための規制強化について……………	33
3 川内原発事故時の熊本県との連携について……………	33
4 熊本市で開催されている「水俣病展」について……………	33
市長の答弁……………	33
福祉環境部長の答弁……………	34
○藤本壽子君の再質問……………	34
福祉環境部長の答弁……………	36
○藤本壽子君の再々質問……………	37
福祉環境部長の答弁……………	38
産業建設部長の答弁……………	39
○藤本壽子君の再質問……………	40
産業建設部長の答弁……………	41

○藤本壽子君の再々質問	2 - 42
産業建設部長の答弁	43
総合政策部長の答弁	43
○藤本壽子君の再質問	44
総合政策部長の答弁	45
○藤本壽子君の再々質問	46
総合政策部長の答弁	47
市長の答弁	47
○藤本壽子君の再質問	48
市長の答弁	49
○藤本壽子君の再々質問	49
市長の答弁	50
散 会	50

平成29年12月6日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡朱美君の質問	2
1 水俣市の高齢者福祉と2018年介護報酬改定について	3
2 福祉と環境のまちづくりと移住定住促進について	3
市長の答弁	4
福祉環境部長の答弁	4
○高岡朱美君の再質問	5
福祉環境部長の答弁	8
○高岡朱美君の再々質問	9
福祉環境部長の答弁	11
市長の答弁	11

市長の答弁	3 - 11
○高岡朱美君の再質問	12
市長の答弁	15
教育長の答弁	15
○高岡朱美君の再々質問	16
市長の答弁	18
休憩・開議	18
○小路貴紀君の質問	18
1 ふるさと納税について	19
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について	19
市長の答弁	19
○小路貴紀君の再質問	21
市長の答弁	23
教育長の答弁	24
○小路貴紀君の再々質問	24
市長の答弁	26
教育長の答弁	27
○小路貴紀君の再質問	27
市長の答弁	29
総務部長の答弁	29
教育長の答弁	29
○小路貴紀君の再々質問	30
総務部長の答弁	32
教育長の答弁	32
散 会	32

平成29年12月7日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2

開 議	4 - 3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○田中睦君の質問	3
1 「水銀に関する水俣条約」と水俣病について	4
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について	4
3 小中学校教員の超過勤務削減について	4
4 認知症見守り・SOSネットワーク模擬訓練について	4
市長の答弁	5
○田中睦君の再質問	6
市長の答弁	7
○田中睦君の再々質問	8
市長の答弁	8
教育長の答弁	8
○田中睦君の再質問	10
教育長の答弁	11
○田中睦君の再々質問	12
教育長の答弁	12
教育長の答弁	12
○田中睦君の再質問	13
教育長の答弁	14
○田中睦君の再々質問	15
教育長の答弁	16
福祉環境部次長の答弁	16
○田中睦君の再質問	17
福祉環境部次長の答弁	17
○田中睦君の再々質問	18
市長の答弁	19
休憩・開議	19
○野中重男君の質問	19
1 水俣病について	20
2 「水銀に関する水俣条約」の締約国会議第1回会合（COP1）について	20

3	市庁舎建設の進捗状況について	4 - 20
4	徳富蘆花（徳富健次郎）生誕150周年に向けて	21
	市長の答弁	21
	副市長の答弁	21
○	野中重男君の再質問	22
	市長の答弁	22
○	野中重男君の再々質問	22
	市長の答弁	23
	市長の答弁	23
○	野中重男君の再質問	25
	市長の答弁	25
○	野中重男君の再々質問	26
	市長の答弁	26
	市長の答弁	27
○	野中重男君の再質問	29
	市長の答弁	30
○	野中重男君の発言	30
	教育長の答弁	31
○	野中重男君の再質問	32
	教育長の答弁	34
○	野中重男君の再々質問	35
	教育長の答弁	35
	休憩・開議	35
	質 疑	36
日程第2	議第77号 専決処分の報告及び承認について	36
	専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	
日程第3	議第78号 専決処分の報告及び承認について	36
	専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	
日程第4	議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第5	議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第6	議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第7	議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	37

日程第 8	議第83号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	4 - 37
日程第 9	議第84号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	37
日程第10	議第85号	平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）	37
日程第11	議第86号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	37
議案上程			38
日程第12	議第87号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	38
日程第13	議第88号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第 8 号）	43
日程第14	議第89号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	44
日程第15	議第90号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	45
日程第16	議第91号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第 3 号）	45
		市長の提案理由説明（議第87号から議第91号）	46
休憩・開議			47
質 疑			48
委員会付託			48
散 会			48

平成29年12月14日（木） —— 5 日目 ——

出欠席議員	5 - 1	
事務局職員出席者	1	
説明のため出席した者	1	
議事日程第 5 号	2	
開 議	3	
諸般の報告	3	
日程第 1	議第77号 専決処分の報告及び承認についてから日程第15 議第91号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第 3 号）についてまで15件に関する委員会の審査報告	4
	○総務産業委員長の報告	4
	○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	10	
委員長報告に対する質疑	11	

採 決	5 - 11
日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	11
採 決	12
閉会中継続審査・調査申出書	12
議案上程	13
日程第17 議第92号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
日程第18 議第93号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
日程第19 意見第1号 「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める意見書について	14
日程第20 意見第2号 道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について	15
市長の提案理由説明（議第92号から議第93号）	16
○岩阪雅文君の提案理由説明（意見第1号）	16
○総務産業委員長の提案理由説明（意見第2号）	17
質 疑	18
討 論	18
採 決	18
日程第21 議員派遣について	19
採 決	19
閉 会	20

平成29年11月24日

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成29年11月24日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成29年11月24日午前9時59分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成29年12月14日午前10時37分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成29年11月24日（金曜日）

午前9時59分 開会

午前10時46分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総 合 政 策 部 長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福 祉 環 境 部 長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（久 木 田 美 和 子 君）	総 合 政 策 部 次 長（深 江 浩 一 郎 君）
福 祉 環 境 部 次 長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）	総 務 部 財 政 課 長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成29年11月24日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第77号 専決処分の報告及び承認について
 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第4 議第78号 専決処分の報告及び承認について
 専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第5 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第9 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第14 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第15 議第68号 平成28年度水俣市一般会計決算認定について
- 第16 議第69号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第17 議第70号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第18 議第71号 平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 第19 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成29年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成28年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成29年6月分、7月分の一般会計、特別会計等及び7月分、8月分、9月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、帆足総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、深江総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、藪教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高岡朱美議員、牧下恭之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成29年12月第5回定例会（11月24日招集）会期日程表

（会期 11月24日から12月14日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月24日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 28年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	25日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	26日	日			市の休日（日曜日）
4	27日	月			議案調査
5	28日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	29日	水			議案調査
7	30日	木			議案調査

8	12月1日	金			議案調査
9	2日	土			市の休日（土曜日）
10	3日	日			市の休日（日曜日）
11	4日	月			議案調査
12	5日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	6日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	7日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	8日	金	————	委員会	委員会
16	9日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	10日	日			市の休日（日曜日）
18	11日	月	————	委員会	委員会
19	12日	火		休 会	議事整理日
20	13日	水		休 会	議事整理日
21	14日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第77号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議第78号 専決処分の報告及び承認について

第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第9 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（福田 齊君） 日程第3、議第77号専決処分の報告及び承認についてから、日程第12、議第86号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第2号についてまで、10件を一括して議題とします。

議第77号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西田弘志

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

専第6号

専 決 処 分 書

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月17日専決

水俣市長 西田弘志

（専決処分を必要とする理由）

平成29年9月17日の台風18号による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,812,581千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		577,418	11,524	588,942
	1 基金繰入金	577,369	11,524	588,893
補正されなかった款に係る額		14,223,639		14,223,639
歳 入 合 計		14,801,057	11,524	14,812,581

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
8 消防費		435,240	1,984	437,224

	1 消防費	435,240	1,984	437,224
10 災害復旧費		63,724	9,540	73,264
	1 農林水産施設災害復旧費	2,352	616	2,968
	2 公共土木施設災害復旧費	61,372	4,800	66,172
	3 文教施設災害復旧費	0	4,124	4,124
	補正されなかった款に係る額	14,302,093		14,302,093
	歳 出 合 計	14,801,057	11,524	14,812,581

議第78号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

専第7号

専 決 処 分 書

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月26日専決

水俣市長職務代理者

水俣市副市長 本 山 祐 二

（専決処分を必要とする理由）

平成29年10月22日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,828,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 県支出金		1,091,776	16,006	1,107,782
	3 委託金	58,101	16,006	74,107
	補正されなかった款に係る額	13,720,805		13,720,805

歳 入 合 計	14,812,581	16,006	14,828,587
---------	------------	--------	------------

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,898,574	16,006	1,914,580
	4 選挙費	32,654	16,006	48,660
補正されなかった款に係る額		12,914,007		12,914,007
歳 出 合 計		14,812,581	16,006	14,828,587

議第79号

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例

水俣市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第8条第3項第5号中「国又は」の前に「同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは」を加える。

第15条第2号中「関する情報」の次に「（個人識別符号を含む。）」を加える。

第16条中「これらの個人情報」の次に「（個人識別符号を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第80号

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年11月24日提出

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例

水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市における企業の立地を図るため、工場、健康保養施設、観光施設その他市長が特に認める事業施設として規則で定めるもの（以下「工場等」という。）を」を「市内に工場等の」に、「措置をなし、もって」を「措置を行うことにより、」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 次に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）をいう。

ア 土地建物、機械装置工具を設備し、常用従業員を雇用して、物品の製造、加工、組立、再生、修理、保管、検査及び研究を行う施設等並びにソフトウェア等の設計、開発等を行う施設等

イ 健康、保養等を目的とした健康保養施設として規則で定める施設等

ウ 観光のための娯楽、宿泊等を目的とした施設で、風俗営業及び風俗関連営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業、第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び第13項に規定する接客業務受託営業）の対象とならない施設等並びに運輸施設等で観光施設として規則に定めるもの

エ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第31条の適用を受ける施設等

オ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第25条の適用を受ける施設等

カ その他市長が特に認める事業施設として規則で定める施設等

(2) 工場等の新設 市内に工場等を有しない者が、新たに工場等を開設することをいう。

(3) 工場等の増設 市内に既存の工場等を有する者が、生産能力などを増加させるため、工場等を拡張することをいう。

(4) 投下固定資産総額 新設等を行った工場等の固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）の取得価額の消費税を含まない合計額をいう。

第4条中「第5条」を「次条」に改める。

第6条第2項ただし書中「ときは、」の次に「事業開始後、」を加える。

第7条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（水俣市税特別措置条例の一部改正）

2 水俣市税特別措置条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号。以下「立地条例」という。）第1条に規定する工場、健康保養施設、観光施設その他市長が特に認める事業施設（以下「工場等」という。）を」を「工場等の」に改め、「（以下「新設等」という。）」を削る。

第2条中「立地条例第6条」を「水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号。以下「立地条例」という。）第6条」に改める。

第3条ただし書を削る。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、奨励措置の対象を拡大することにより、更なる企業立地の促進を図り、本市の産業振興と雇用機会の増大に資するため、本

案のように制定しようとするものである。

議第81号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第11条中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第29条に次の2項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第5条第1項の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第13条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

- 4 第15条及び第16条の規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。

第31条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第29条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第34条第1項中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第29条第3項」を「第29条第4項」に改め、「猶予」の次に「、第17条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予」を加える。

第37条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第12条」を「令第11条」に改める。

第38条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第51条第1項中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第52条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第29条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第66条第5号中「第4号」を「前号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第82号

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,935,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
11 分担金及び負担金		127,832	789	128,621
	1 分担金	300	789	1,089
13 国庫支出金		2,055,198	6,036	2,061,234
	2 国庫補助金	473,906	6,036	479,942
14 県支出金		1,107,782	3,083	1,110,865
	2 県補助金	355,733	3,056	358,789
	3 委託金	74,107	27	74,134
17 繰入金		588,942	92,037	680,979
	1 基金繰入金	588,893	92,037	680,930
19 諸収入		467,186	653	467,839
	4 雑入	326,332	653	326,985
20 市債		1,569,700	4,500	1,574,200
	1 市債	1,569,700	4,500	1,574,200
補正されなかった款に係る額		8,911,947		8,911,947
歳入合計		14,828,587	107,098	14,935,685

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,914,580	968	1,915,548
	1 総務管理費	1,570,306	△5,049	1,565,257
	2 徴税費	173,741	3,230	176,971
	3 戸籍住民基本台帳費	74,979	2,760	77,739
	5 統計調査費	12,948	27	12,975

3 民生費		5,049,088	89,727	5,138,815
	1 社会福祉費	2,956,122	46,762	3,002,884
	2 児童福祉費	1,576,424	42,725	1,619,149
	3 生活保護費	516,542	240	516,782
4 衛生費		2,209,482	3,127	2,212,609
	1 保健衛生費	362,871	862	363,733
	4 環境対策費	191,898	2,265	194,163
5 農林水産業費		387,733	13,100	400,833
	1 農業費	242,984	13,100	256,084
6 商工費		409,764	300	410,064
	1 商工費	246,822	300	247,122
7 土木費		1,692,291	442	1,692,733
	5 都市計画費	680,529	442	680,971
8 消防費		437,224	0	437,224
	1 消防費	437,224	0	437,224
9 教育費		977,688	△566	977,122
	1 教育総務費	263,062	84	263,146
	4 社会教育費	240,191	147	240,338
	5 保健体育費	252,016	△797	251,219
10 災害復旧費		73,264	0	73,264
	2 公共土木施設災害復旧費	66,172	0	66,172
補正されなかった款に係る額		1,677,473		1,677,473
歳 出 合 計		14,828,587	107,098	14,935,685

第2表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
スクールバス運転手派遣手数料（混乗分） （総務課）	自 平成29年度 至 平成30年度	千円 1,674
福祉バス運転手派遣手数料 （福祉課）	自 平成29年度 至 平成30年度	1,463
一小ふれあい学童クラブ管理委託料 （福祉課）	自 平成29年度 至 平成32年度	県の補助基準により算出した額
二小ふれあい学童クラブ管理委託料 （福祉課）	自 平成29年度 至 平成32年度	県の補助基準により算出した額
ふくろふれあい学童クラブ管理委託料 （福祉課）	自 平成29年度 至 平成32年度	県の補助基準により算出した額
高齢者福祉センター管理委託料 （いきいき健康課）	自 平成29年度 至 平成32年度	16,323
東部センター管理委託料 （農林水産課）	自 平成29年度 至 平成32年度	5,701
久木野ふるさとセンター管理委託料 （農林水産課）	自 平成29年度 至 平成32年度	27,291
はげのき館管理委託料 （農林水産課）	自 平成29年度 至 平成32年度	5,356
みなまた観光物産館まつぱっくり管理委託料 （経済観光課）	自 平成29年度 至 平成30年度	1,000

湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (経済観光課)	自 平成29年度 至 平成30年度	8,678
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (経済観光課)	自 平成29年度 至 平成30年度	9,343
スクールバス運転手派遣手数料 (教育総務課)	自 平成29年度 至 平成30年度	18,250
武道館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成29年度 至 平成32年度	24,353

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 88,900				千円 93,300			
緊急防災・減災事業	16,600				42,300			
過疎対策事業	750,700				725,100			
補正されなかった事業に係る額	713,500				713,500			
計	1,569,700				1,574,200			

議第83号

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,785,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		291,179	2,823	294,002
	1 他会計繰入金	264,941	2,823	267,764
補正されなかった款に係る額		4,491,061		4,491,061
歳入合計		4,782,240	2,823	4,785,063

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,162	2,823	75,985
	1 総務管理費	38,603	1,494	40,097
	2 徴税費	28,437	1,329	29,766
補正されなかった款に係る額		4,709,078		4,709,078
歳出合計		4,782,240	2,823	4,785,063

議第84号

平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,287,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		863,595	980	864,575
	2 国庫補助金	329,935	980	330,915
6 繰入金		488,891	2,885	491,776
	1 一般会計繰入金	488,891	2,885	491,776
補正されなかった款に係る額		1,931,190		1,931,190
歳入合計		3,283,676	3,865	3,287,541

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		80,001	3,865	83,866
	1 総務管理費	36,184	2,944	39,128
	2 徴収費	10,037	42	10,079
	3 介護認定審査会費	33,413	879	34,292
補正されなかった款に係る額		3,203,675		3,203,675
歳出合計		3,283,676	3,865	3,287,541

議第85号

平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
建設工事費 総合医療センター	12,395千円	8,846千円	21,241千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	

第1款 総合医療センター事業費	7,148,412千円	△286千円	7,148,126千円
第2項 医業外費用	54,067千円	△286千円	53,781千円
収益的支出合計	7,168,465千円	△286千円	7,168,179千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 予算本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,166千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,301千円」に、「過年度分損益勘定留保資金482,892千円」を「過年度分損益勘定留保資金483,027千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 総合医療センター資本的収入	308,604千円		8,800千円	317,404千円
第1項 企業債	305,900千円		8,800千円	314,700千円
資本的収入合計	308,604千円		8,800千円	317,404千円
		支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	821,770千円		8,935千円	830,705千円
第1項 建設改良費	308,703千円		8,846千円	317,549千円
第2項 企業債償還金	497,267千円		89千円	497,356千円
資本的収入合計	821,770千円		8,935千円	830,705千円
(企業債)				

第5条 予算に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 12,300				千円 21,100			
計		305,900				314,700			

(債務負担行為)

第6条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項		期 間	限 度 額
総合医療センター	院内清掃業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	26,698千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	1,664千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	778千円
	電気保安管理業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	1,657千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	1,884千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	1,031千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成29年度 至 平成30年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	寝具・病衣借上	自 平成29年度 至 平成30年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	米購入業務	自 平成29年度 至 平成30年度	単価契約額に使用量を掛けた額

紙おむつ購入業務	自 至	平成29年度 平成30年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
A重油購入業務	自 至	平成29年度 平成30年度	単価契約額に使用量を掛けた額
ガソリン購入業務	自 至	平成29年度 平成30年度	単価契約額に使用量を掛けた額
軽油購入業務	自 至	平成29年度 平成30年度	単価契約額に使用量を掛けた額
L P ガス購入業務	自 至	平成29年度 平成30年度	単価契約額に使用量を掛けた額
クレジットカード決済業務	自 至	平成29年度 平成32年度	クレジットカード決済額に手数料率を掛けた額
未収金債権回収業務委託	自 至	平成29年度 平成32年度	未収金債権回収額に報酬率を掛けた額

平成29年11月24日提出

水俣市長 西田弘志

議第86号

平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,523千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,650千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,339千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,941千円」に、「当年度分損益勘定留保資金100,192千円」を「当年度分損益勘定留保資金82,717千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,311千円	18,873千円	21,184千円
第1項 負担金	2,308千円	0千円	2,308千円
第2項 補助金	1千円	18,873千円	18,874千円
第3項 繰入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円

平成29年11月24日提出

水俣市長 西田弘志

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第77号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成29年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、平成29年9月17日の台風18号に係る災害復旧等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,152万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ148億1,258万1,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第17款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第78号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成29年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、平成29年10月22日に実施されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,600万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ148億2,858万7,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、第2款総務費に衆議院議員選挙費を計上し、その財源といたしましては、第14款県支出金を充当いたしております。

次に、議第79号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、個人情報の定義の明確化等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第80号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、奨励措置の対象を拡大することにより、更なる企業立地の促進を図り、本市の産業振興と雇用機会の増大に資するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第81号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第82号平成29年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億709万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ149億3,568万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に住民基本台帳事務経費、第3款民生費に放課後児童健全育成事業、第5款農林水産業費に市内一円土地改良事業、第6款商工費に観光振興団体等助成事業、第7款土木費に被災宅地復旧支援事業など

を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款 県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として、スクールバス運転手派遣手数料ほか13件を追加いたしております。

また、地方債補正として、緊急防災・減災事業債ほか2件の限度額を変更いたしております。

次に、議第83号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ282万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,506万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に人事異動による人件費の増額及び国民健康保険システムの改修に伴う委託料の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第84号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ386万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,754万1,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託料などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第85号平成29年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を28万6,000円減額し、補正後の収益的支出の額を71億6,817万9,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を880万円増額し、補正後の資本的収入の額を3億1,740万4,000円とし、資本的支出の額を893万5,000円増額し、補正後の資本的支出の額を8億3,070万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出は企業債利息の減額を計上いたしております。

資本的収支につきましては、ハイケアユニット病床新設設計業務委託に係る企業債及び建設改良費の増額、並びに企業債償還金の増額を計上いたしております。

このほか、債務負担行為として、院内清掃業務委託ほか16件を追加しております。

次に、議第86号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を1,887万

3,000円増額して、補正後の資本的収入の額を2,118万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、水道施設の施設整備のための生活基盤施設耐震化等補助金の交付決定に伴う収入の追加を計上いたしております。

以上、本定例会市議会に提案いたしました議第77号から議第86号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第13 議第64号 平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第14 議第65号 平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第15 議第68号 平成28年度水俣市一般会計決算認定について

日程第16 議第69号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第17 議第70号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第18 議第71号 平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第19 議第72号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第64号平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第19、議第72号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第65号平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出は、事業収益4億9,773万円、事業費3億2,886万円で、差し引き1億6,887万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1億5,038万円となる。

資本的収入及び支出については、資本的収入5,373万円、資本的支出3億4,951万円となり、差し引き不足額2億9,578万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,847万円、減債積立金4,100万円、建設改良積立金2億円、過年度分損益勘定留保資金3,631万円で補てんして

いる。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高3億9,138万円については、建設改良積立金に1億1,333万円を積み立て、資本金に2億7,805万円を組み入れる処分を行うとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、収益的収入の増額の理由についてただしたのに対し、津奈木町が所有している井戸のみでは町内で必要な水の確保ができないことから、以前から不足分を水俣市から売却する形で支援しているが、去年は特に水が不足したことにより、売却による収入が増加したとの答弁がありました。

また、収益が減少する中で、関連施設が過大となることについて、改善は難しいかただしたのに対し、水を送る施設については、人口が一番多い時に合わせた規模で施設を整備しており、人口が減少することで当時整備した施設が大きすぎるものになる。しかし、過大であっても、給水区域内に1軒でもあれば送水することが使命である。このような状況を改善するには、施設の統廃合が必要であるが、統廃合の方法やそれに伴う整備費用など、課題が多いとの答弁がありました。

本決算及び剰余金の処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第72号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、歳入合計11億6,283万円、歳出合計11億5,951万円、歳入歳出差し引き332万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源324万円を差し引いた残額8万円を翌年度に繰り越しているとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、百間雨水ポンプ場のガスタービン整備委託料の内容についてただしたのに対し、平成15年に設置し、10年以上経過し、平成27年度に荏原製作所が調査した結果、潤滑油の交換が必要とのことであったため、平成28年度に3号機を交換し、今年度も2号機を交換するとの答弁がありました。

また、この百間雨水ポンプ場におけるポンプのメンテナンスを地元業者で対応しないのかただしたのに対し、本ポンプ場は、縦型ガスタービンによる特殊なポンプで、国内では荏原製作所だけが製作しているという状況であり、保証の関係でメンテナンスについて荏原製作所に委託しているとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第64号平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、事務部長から決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成28年度水俣市病院事業損益事業計算書の中で、医業費用については、前年度に比べ、約4,184万円少なくなったという説明であったが、その要因は何かとただしたのに対し、前年度に比べ定年退職者が少なく、退職金等の支払いが少なかったことや、業者等との価格交渉の取り組みの成果もあり、材料費の価格を低く抑えられたことが要因にあるとの答弁がありました。

また、平成28年度水俣市病院事業決算報告書の資本的支出の長期貸付金については、何名分の貸付であったかとただしたのに対し、看護奨学生の22名分であるとの答弁がありました。

さらに、平成28年度の総合医療センター入職について、奨学生の応募と採用状況をただしたのに対し、奨学生8名の応募があり、このうち、3名が採用されたとの説明がありました。

なお、委員から奨学生については、総合医療センターに入職したいという思いで、奨学金の貸付を受けている状況と考えられる。採用、募集等については、奨学金を受けている人、受けていない人に関係なく、平等に取り扱うことは十分理解できるが、病院側としても、奨学生に対する配慮及び奨学金制度について、今後も前向きな検討をお願いしたいとの意見がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第69号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、市民課長から決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計57億3,750万円、歳出合計44億6,926万円、歳入歳出差し引き12億6,824万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は歳入116.0%、歳出90.3%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市においては1人あたりの医療費が50万円を超え、常にトップクラスであり、その要因として加入者における高齢者の割合が高いこと、病院等にかかりやすい医療環境に

あること、水俣病に伴う医療費が多額であることが要因であるとの説明であったが、市として、医療費を減らすためにどのような対策をとっているのかとただしたのに対し、市としては、病気にならないための事前の予防対策に今後もより一層力をいれるべきと考えている。具体的には、現在の特定検診の検査項目を見直し、検査項目の充実を図ることができるよう、医療機関等にお願いに行ったところである。今後、いきいき健康課等とも連携しながら、特定検診率の向上のための取組みを行っていきたいとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第70号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は歳入合計3億7,290万円、歳出合計3億7,271万円、歳入歳出差し引き19万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は歳入98.6%、歳出98.5%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第71号平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

まず、いきいき健康課長から決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計34億4,060万円、歳出合計32億3,575万円、歳入歳出差し引き2億485万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は歳入103.5%、歳出97.4%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成28年度の介護保険料の不納欠損額86万1,000円が計上されているが、件数等についてただしたのに対し、内訳としては、財産がない方が13名、生活保護の方が1名、死亡された方が3名であり、全体で17名分であるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、一般会計決算特別委員長中村幸治議員。

（一般会計決算特別委員長 中村幸治君登壇）

○一般会計決算特別委員長（中村幸治君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第68号平成28年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで総務部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成28年度の決算は、歳入155億4,348万1,000円、歳出151億1,387万円となり、歳入歳出差し引き額が4億2,961万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億8,066万1,000円となった。

なお、実質収支額のうち、財政調整基金に1億円を積み立てている。

決算の主な内容は、まず歳入のうち、市税については27億7,719万円余りで、前年度より約2,440万円の増加となった。これは、固定資産税の増収等が主な要因である。

地方交付税については51億1,664万円余りで、前年度より1億4,994万円の減少となった。これは普通交付税が約1億、特別交付税が約5,000万円の減少となったためである。

国庫支出金については、23億3,484万円余りで、前年度より約1億8,972万円の減少となった。これは、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金が約1億7,100万円減少したことが主な要因である。

県支出金については、11億9,494万円余りで、前年度より約1億8,154万円の減少となった。これは、水俣病関連情報発信支援事業補助金（水俣病資料館の展示改修）が減少したことによる。

市債については、17億4,141万円余りで、前年度より約5,204万円の増加となった。これは、防災行政無線の更新工事の財源となる緊急防災・減災事業債の増加によるものであり、歳入全体では、前年度比約0.9%、約1億4,434万円の減少となっている。

次に、歳出のうち、義務的経費については、前年度と比べ約1億5,831万円増加した。これは、人件費の退職金の減少や、扶助費の自立支援給付費の増加、また、公債費が平成25年度に借り入れた医療センター西館建て替えにかかる過疎対策事業債の元金償還が始まったことが主な要因である。

一方、投資的経費については、前年度と比べ約2,313万円増加した。これは、普通建設事業費が、防災行政無線更新工事の事業費の増加等、また、災害復旧事業費が、熊本地震に係る庁舎移転費用等で増加したことが主な要因である。

その他の経費については、前年度と比べ約40万円減少した。これは、物件費のみならず環境まちづくり推進事業（アカデミアのソフト事業分）の増加等、補助費等で、水俣芦北広域行政事務組合負担金（し尿処理費）の減少等、また、積立金の故松本眞一様から頂いた寄附の積み立てが奨学金給付により減少したことなどが主な要因であり、歳出全体では、前年度比約1.2%、約1億8,103万円の増加となっている。

財政調整基金の現在高については、26億2,642万8,000円で、前年度から9,245万7,000円の増加となった。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰入3億円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、23億2,642万8,000円となっている。

市債の現在高については、147億3,554万6,000円で、前年度末に比べて4億8,064万8,000円増加している。これは、主に防災行政無線の更新により、市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標等について、まず、財政力指数については、前年度に比べ0.026ポイント上昇し、0.373となっている。

経常収支比率は、96.8%で、前年度より3.8ポイント上昇、経常一般財源比率は、101.4%で、前年度より0.9ポイント低下している。

公債費負担比率は、13.1%で、前年度より0.4ポイント上昇し、実質公債費比率は、前年度より0.4ポイント上昇し、13.4%である。

人件費比率は、22.5%で、前年度より0.5ポイント増加している。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字はなく、引き続き早期健全化基準等に該当するものはなかった。

また、将来負担比率は39.7%と前年より2.9%悪化している。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的效果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、公共施設整備基金について、学校施設等の整備も含まれていると思うが、第三中学校の校舎撤去などにこの基金を活用する考えはないかとただしたのに対し、当初、想定していたこの基金の目的は庁舎建て替えであったが、地方債を使えるということになったので、この活用について総合的な見直しを行う必要があると考えている。整備が目的の積み立てであり、校舎解体のみを対象とするかどうかについては、今後、検討しなければならないが、解体後の跡地活用を含む整備となればこの基金を充てることは可能と考えているとの答弁がありました。

また、固定資産税について、空き家が増えている現在、徴収において支障はないかただしたのに対し、納税者が市外に転出しても、転出先の住所に納税通知書を郵送しており、もし未納となった場合は、他の税目と同様に滞納処分、必要に応じて差し押さえ等を行っている。今後も空き家対策を担当する市民課と連携を取りながら、得られた情報を基に、適切な課税に努めていきたいとの答弁がありました。

また、初恋のまちづくり事業について、以前、市長が一般質問でこの事業にビジョンがないと答えられたが、今後の進め方をどのように考えているのかただしたのに対し、基本構想はできていないとお答えしたが、28年度の事業実施にあたっては、事業の財源として活用している地方創生加速化交付金の申請をする際に、事業実施計画を作成し、地方創生総合戦略への位置付けを

行っている。一般質問を受けたのち、課内、部内でもさらに検討を行い、事業の基本方針を取りまとめ、徹底をはかったとの答弁がありました。

また、空き家バンク事業について現在公開できる件数をただしたのに対し、本年3月1日に一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会と現地調査や媒介に関する協定を締結し、要綱を策定したのち、事業を実施している。1件は登録申請があったが、その後、売買されることになり登録まで至らず、現在は、10月1日で引っ越しするという方から相談があったため、手続きの説明を行ったところであるとの答弁がありました。

また、新規就農支援総合対策事業についてこれを活用した新規就農者はどのくらいいるのか、新規就農者の生活は成り立っているのか、このほかに市独自の補助制度はないのかただしたのに対し、現在は11名の方を支援しており、うまく収益に結びつけている方もいれば、なかなかそこまで至らない方もいる。また、市独自の支援はないとの答弁がありました。

また、茂道漁港の測量設計委託業務において、事業が一時中断していたことについてその理由と現在の状況をただしたのに対して、中断の理由としては、平成28年から工事に入ったが、物揚場（ものあげば）の基礎部分がないことが判明し、全面改修する必要が生じたためである。漁港が建設された昭和39年当時の設計図書がなく、工事に着手したのちに、実際の構造と違うことが判明したことから県と協議した結果、工法の変更を行うこととなった。現在は実施設計を発注しており、平成30年度に実際の工事に入る予定であるとの答弁がありました。

また、合併処理浄化槽の維持管理費について、合併処理浄化槽設置後の維持管理費に対する補助金はないのか、合併処理浄化槽と下水道が完備されている地域とは維持管理費に差があるのではないかとただしたのに対して、維持管理費については受益者負担と考えており、現在、補助金等はない。また、合併処理浄化槽と公共下水道を同じ土俵で比べることは難しく、まずは現在設置されている浄化槽がきちんと機能するように管理業者と話し合っただけ必要があるとの答弁がありました。

また、小中学校に設置している太陽光発電の売電収入について、基金等を設置し、学校のために使用する考えはないかとただしたのに対し、今後検討したいとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

- 1 新庁舎の建設については、水俣市新庁舎建設基本構想に基づいて計画を遂行し、進捗状況については、市民への積極的な情報公開に努められたい。また、秋葉会館を含めた新館の利活用の有無を早急に判断されたい。
- 2 税の公平性の観点から丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、その他の税の収入未済分については、引き続き徴収に努められたい。
- 3 農林水産業の振興については、水俣ブランド品の具体的な広報戦略が強く求められる。ま

た、ふるさと納税制度への取り組み強化と、今後計画されている道の駅・海の駅を活用して、市内外への販路拡大に努められたい。

- 4 本市農業を取り巻く環境は、高齢化等により担い手不足が生じることで、遊休農地が発生し、農地の荒廃化の恐れがあるため、農地、水路等を維持し、耕作放棄地の発生防止のために努められたい。また、新規就農者への支援及び営農者の育成につながる施策を講じられたい。
- 5 有害鳥獣駆除事業については、今後も対策を推進されたい。
- 6 人口減少に歯止めをかけるため、移住・定住促進事業と、空き家バンクの取り組み強化によって、住環境の整備に努められたい。また、地元の若者が多様な選択肢の中で働く場所を見つけられるよう、国、県の政策を積極的に活用し、商工会議所や企業支援センターなど関係機関と連携して、地場企業の育成支援、起業家の支援、企業誘致にさらに努力されたい。
- 7 観光振興については、観光入込客数の目標70万人の達成に向け、平成30年度に完成予定の南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通を契機に、海外からのクルーズ船の観光客誘致、及び地域特性を考慮した情報発信や市独自のイベント等の強化をして、宿泊客のさらなる増加に向けて努力されたい。
- 8 近年、大規模な自然災害が多発している。災害時要援護者の個別避難計画の策定を急ぐとともに、福祉避難所について民間施設と連携し、拡充に努められたい。
- 9 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、歴史民俗資料館の設置や専門の学芸員の確保に努められたい。
- 10 公共施設整備基金については弾力的な積み立てと利活用に努められたい。また、廃校後の学校跡地を有効活用するための解体及び整備について、基金活用を検討されたい。
- 11 本市の財政状況が厳しい中にあることは、市が発注する委託料全般について、継続及び新規事業に関わらず、その積算根拠の透明性と金額の適正化に努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年10月11日

総務産業常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認 定	全員賛成
議第72号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年10月4日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第64号	平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認 定	全員賛成
議第69号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第70号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第71号	平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年10月25日

一般会計決算特別委員長 中 村 幸 治

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第68号	平成28年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第64号平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから議第72号平成28

年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明25日から12月4日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月5日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月5日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は11月28日正午まで、議案質疑の通告は12月5日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時46分 散会

平成29年12月5日

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月5日（火曜日）

午前9時29分 開議

午後2時39分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

平成29年12月5日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 桑原一知君 | 1 小学校運動部活動の社会体育への移行について |
| | 2 本市の米政策について |
| 2 中村幸治君 | 1 行財政改革について |
| | 2 水俣市総合防災訓練について |
| | 3 恋路島利活用について |
| 3 藤本壽子君 | 1 水俣市の介護サービスの現状と介護者の待遇について |
| | 2 メガソーラー発電所建設における環境汚染防止のための規制強化について |
| | 3 川内原発事故時の熊本県との連携について |
| | 4 熊本市で開催されている「水俣病展」について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、おはようございます。真志会の桑原一知です。

今回は2つの項目を質問したいと思います。

1つ目は、小学校運動部活動の社会体育移行についてです。

熊本県の児童スポーツ活動は、学校の部活動が担ってきました。しかし、少子化に伴い、チー

ム編成が困難、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足などが課題となっており、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校運動部活動を社会体育に移行する基本方針が打ち出されました。本市も基本方針を示され、私たち議員も全員協議会で説明を受けたところ
です。

そこで、以下4点質問します。

- ①、社会体育移行に向けて、これまでの本市の取り組みはどのように進めてきたのか。
- ②、部活動が社会体育へ移行するに当たり課題は何か。
- ③、社会体育移行の意義と効果は何か。
- ④、現在までの部活動費を考慮し、保護者に新たな負担が及ばないようにすることが重要と考えるが、市の考えはどうか。

次に、本市の米政策についてです。

米政策の転換期となる平成30年産以降から生産調整達成のメリット措置であった直接支払交付金が廃止され、また国による生産数量目標の配分もなくなります。さらに、この問題だけではなく、米農家を取り巻く環境は非常に厳しい現状です。

そこで、以下3点質問します。

- ①、本市の稲作農家の現状はどのようになっているか。
- ②、米のブランド化について、本市はどのように考え、取り組んでいくのか。
- ③、平成30年度以降の国の米政策の見直しについて、本市はどのように対応していくのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 桑原一知議員の御質問に順次お答えをいたします。

初めに、小学校運動部活動の社会体育への移行については、教育長から、本市の米政策については、私からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 初めに、小学校運動部活動の社会体育への移行について、順次お答えします。

まず、社会体育移行に向けて、これまでの本市の取り組みはどのように進めてきたのか、との御質問にお答えします。

小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、少子化等に伴い、児童数が減少し、チーム編成が困難になったこと、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足等の課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、平成27年3月、県教育委員会が小学校の運動部活動を社会体育に移行する旨の基本方針を示したところです。

水俣市におきましても、県教育委員会の基本方針を受け、水俣市内の全小学校において平成31年4月から社会体育へ移行することとし、平成28年2月に準備会議を開催、8月に検討委員会を立ち上げ、市内全小学校の保護者のほか、小学校長や社会体育団体を対象としたアンケートを実施しました。本年度に入り、5月及び7月に検討委員会を開催し、7月には市体育協会加盟の各種目団体にヒアリングを行うとともに、さらなるスピードアップを図るために、8月からは検討委員会内に新たに設置した作業部会において、基本方針案策定のため5回会議を行い、基本方針案の素案をまとめました。その後、11月7日に開催した検討委員会において、基本方針案として承認され、11月17日に定例教育委員会において、基本方針として承認されたところです。

次に、部活動が社会体育へ移行するに当たり課題は何か、との御質問にお答えします。

この問題につきましては、県内どこの市町村も同じような課題があるのではないかと考えております。指導者の確保を初め、放課後の児童の過ごし方、活動拠点への送迎などが課題となっています。

指導者につきましては、協力いただける方を確保できても、勤務終了後しか指導できないことが多く、その場合、クラブの活動が始まるまでの放課後の時間をどう過ごすか、また活動拠点が徒歩で行けない距離の場合、送迎をどうするかなどの問題が考えられます。

次に、社会体育移行の意義と効果は何か、との御質問にお答えします。

一般的に社会体育とは、学校部活動以外の体育活動の総称で、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体等での体育活動になります。社会体育では、学校の枠を超えたチーム編成が可能となり、異なる年齢の子どもや多世代の大人とともにスポーツに親しむことができます。また、児童や保護者のニーズに応じたスポーツ活動や質の高い継続した活動が可能になると言われております。

そこで、今回の社会体育移行の意義についてですが、最初の御質問の答弁でも述べましたが、近年、児童数の減少等で部活動の存続が危ぶまれており、その傾向は今後ますます進むと考えられます。これからも、児童が自分の好きなスポーツを楽しむことができるよう地域の人材等を活用しながら、児童にとって適正な環境を整えることが、社会体育移行の意義ではないかと考えており、基本方針の目的として4つ掲げております。

1つ、心身ともに健康な児童を育成し、生涯スポーツの基礎を培う。2つ、児童を取り巻く大人の知恵と経験を重ね、保護者、地域住民、関係スポーツ団体等がそれぞれの特徴を發揮し、役

割分担しながら協働して、心豊かな人づくりを実践する。3つ、かかわる大人の生きがいがづくりに資する。4つ、児童の健全育成を図る活動を通して、関係者が連携し合い、地域の活性化に資する、であります。

また、効果としましては、まず、小学生のスポーツ活動をそれぞれの児童や保護者の多様なニーズに対して対応が可能となることだと考えておりますが、さらに本市では、地域でのつながりが深まり、地域の方の生きがいがづくりにもなると考えております。

次に、現在までの部活動費を考慮し、保護者に新たな負担が及ばないようにすることが重要だと考えるが、市の考えはどうか、との御質問にお答えします。

現段階では、社会体育移行に向けた基本方針を示させていただいたところですので、今後、具体的には検討委員会等で検討をする中で、教育委員会としましても、保護者の負担が増加しないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

今回、小学校運動部活動を社会体育へ移行するための基本方針が示され、今後、移行に向けて加速していくものと認識しております。

ただ、県教育委員会が定めた児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針は、平成27年3月に策定されています。約2年8カ月たって本市の基本方針が示されたわけですが、なぜこのように時間がかかったのかお尋ねします。

次に、平成29年3月と9月に高岡利治議員が社会体育移行について質問されておられますが、その中で4種類のアンケート調査を実施し、結果や分析はその時点では完全に終わってないということでした。ただ、確認できる範囲で答弁があり、各学校長の意見では、指導者確保や指導の過熱で、子どもたちの体力面、活動時間、学校行事への影響が出るのではという課題、社会体育団体では、人材確保に苦慮や活動時間のこと、あと会費等について、各団体で異なっているということでありました。

また、各部活動では、児童数の減少の課題、保護者からは、活動場所への送迎や経済的な負担が発生するなどの課題となっているということでした。しかし、課題もありますが、今後も部活動に参加させたいが全体の7割以上を占めているという状況であることは、私は重要な点だと思います。

そこで、平成29年3月の答弁では、今年度中には、アンケートの集計、分析を終了したいということでしたが、アンケートの結果はどうだったのかという点と、これをフィードバックされたのかお尋ねします。

3点目の質問は、アンケートを実施された各関係団体、特に体協種目協会とヒアリングは密に

実施されているのかお尋ねします。

今回、社会体育移行の件では、保護者の方々からさまざまな意見や質問をいただく機会が多いのですが、その中で、社会体育移行は、競技力の向上が目的なのかどうかなど、明確な目的やビジョンが理解されていないと実感しています。

移行した場合、今までは学校の中での運動部活動でしたが、地域社会や保護者などが主体的に行う活動となり、学校の枠を超えたチーム編成が可能で、異年齢の子どもや多世代の大人の方とともに、スポーツに親しむことや質の高い指導も期待できる、このことから、これまでの学校主体で運営していた運動部活動がなくなるものと私は認識しています。しかし、今回の基本方針を見てみますと、対象児童、活動日、活動時間帯、大会参加など、現在の学校部活動と変わりがないと私は思っています。

また、事務局は、教育委員会に設置、役員は教育委員会が委嘱、小学校には校内委員会の設置、また教育委員会にコーディネーターを置くというふうにあります。これだと教育委員会や学校主体ではないのでしょうか。教育委員会や学校の助言や支援は必要だと考えますが、主体は地域社会や保護者、そして子どもたちだと考えています。

そこで、今の部活動と何が大きく変わるのでしょうか、お尋ねします、4点目です。

次に、県教育委員会の「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」の基本方針3というところがあります。ここには、「児童生徒の発育、発達に応じて運動部活動を行う」というところがあるんですけど、運動部活動に活発に取り組む一方で、バランスのとれた学校生活を送ることができるよう、活動内容や休養日を設定するなど、勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の発育、発達に応じた適切な運動部活動を行うとあります。

この中にも3つ項目がありまして、まず1番が小学校における複数種目の実践、2番が適切な大会参加や休養日の設定、3番目が学校組織全体での運動部活動の運営とあります。ただし、注釈がここにあるんですけど、小学校については、社会体育移行前までの期間とするというふうにあります。

ということは、今まではこういう1、2、3番の内容の縛りがあったけど、社会体育移行前まで、その後は各市町村で決めることができるんじゃないかなというふうに私は理解しているんですけど、本市の基本方針とは実際隔たりがあるように感じていますが、見解をお尋ねします。

私は子どもたちがスポーツを通して新しいことに挑戦するチャレンジ精神や目標に向け努力し、勝利することで自信が持てること、自分で考え、実践することで行動力も身につくと考えています。このほかにもスポーツを通して協調性だったり、忍耐力を養い、社会に出ても私は役に立つと思っているんですけども、試合をしたときに、子どもたちは勝ちたいでしょうし、応援に来ている保護者もまた家族の人も勝利を願って応援しているはずです。全員協議会では、今回

の基本方針では、競技力向上が目的ではないと説明がありました。競技力向上が目的な子どもも精いっぱいスポーツに打ち込める環境づくりも私は重要だと考えています。

基本方針の中にある体協種目協会設置クラブがこれに当たるのではないかと考えるんですけども、今後どのように進められるのかお尋ねします。6点目です。

次に、保護者にかかる負担ですが、児童個人に必要な経費は、原則保護者負担ということで、現在の部活動費になるんだと思っています。この点は私も理解をしているんですけども、ただ子どもたちへの支援は未来の投資であるとは私は考えています。これは市長も多分、そういうふうと考えていらっしゃると思うんですけど、設備とか備品、そういったものは水俣の予算の範囲内で助成を行うということでしたが、練習会場使用料も減免とありましたが、そういうもの全て市の予算で組むべきではないでしょうか。

また、この措置は、今度の社会体育クラブだけではなくて、地域スポーツクラブやスポーツ少年団、また今度新設される体協種目協会設置クラブなど、子どもたちが所属するスポーツ団体にも適用すべきだと考えておりますが、見解をお尋ねします。

以上、7点です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、第1点目ですが、基本方針策定までに時間がかかったということについてですけども、基本方針の策定が今回、社会体育移行において重要であると判断をいたしておりますし、そのため、保護者や各種目団体と関係者へのアンケート調査や聞き取りを行った上で、作業部会を設け、基本方針案の作成作業に入っていた、そのため、必要な時間がかかったということでございます。

2点目が、そのアンケートの結果、どうだったのかという点と、それからフィードバックされたのかということですが、アンケートの結果についてですけども、保護者の方の意見として、まず多かったのが、時間についてですが、今の部活動の時間である放課後で午後6時までを望む声が最も多く、また送迎については、難しいとの御意見が多かったところでございます。

また、アンケートのフィードバックについては、各小学校長、それからPTA、体育協会など、関係方面には直接出向いて説明を行ってきたところでございます。

それから、アンケートを実施された各関係団体、特に体協の種目協会とのヒアリングは密に実施されたのかということでございますけれども、これまでも体育協会には、各種目協会へのヒアリング等を進めてきておりますし、今後も基本方針に沿って進めていく中で、体協種目協会とは機会を捉えて、十分に協議を重ねてまいりたいと思います。

それから、今行われている運動部活動とは何か大きく変わる点があるのかということでございますけれども、今回の策定した基本方針としては、児童にとって、今の部活動の環境を変えない

ということに主眼を置いております。変わる点といたしましては、運営主体が学校管理下ではなくなるということでもあります。

それから、県の基本方針と市の基本方針とは隔たりがあるように感じるがということでしたけれども、県教育委員会の方針を踏まえて、本市教育委員会の基本方針を定めており、県の教育委員会としましても、小学校の取り組みとして、部活動としては社会体育移行前までの期間としております。しかし、移行後、社会体育となった後も、県教育委員会としても引き続き児童の発達、発育に応じたスポーツ活動を行い、運動やスポーツの楽しさ、そして、喜びを実感できるよう、指導等を行うようになっております。市教育委員会としましても、心身ともに健康な児童を育成し、生涯スポーツの基礎を培うということを第一に考えており、県との隔たりはないと考えております。

次に、競技力向上が目的の子どもたちが精いっぱいスポーツに打ち込める環境づくりも重要ということですが、競技力向上が目的の子どもたちの環境づくりも大切ですので、受け皿となってもらえるように各種目協会には働きかけていきたいと考えております。

最後ですけれども、社会体育活動にかかわる経費、予算措置等については、今後検討をしていきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 答弁漏れはありますか。

桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

まず、社会体育移行作業において重要という判断であれば、平成27年3月に県が基本方針を示した際に早急に本市も準備する必要があったのではないかと思います。約1年半後に検討委員会が立ち上がって、私はスタートが遅いんじゃないかと感じています。

熊本県では新たな取り組みということで、全国でも部活動を学校で見ているというのは、もう今は全国でも少ないほうだと思います。多分、2つの県ぐらいしかないんじゃないかと思うんですけども、そういった中、初めての取り組みであって、そうであれば、さまざまな課題が出てくると予想がつくと思うんですね。なので、早目の取り組みが必要であったというふうに私は感じています。過ぎた時間は戻せませんので、ぜひ、今後の作業はスピードアップしていただきたいと感じています。

アンケートですけれども、保護者の方から、この社会体育について、今どうなっているのか、今後どのようになるのか、アンケートは書いたけど、どうだったんだろうかという声を聞くということは、アンケートを書かれた方々は、その結果とか、またはどういった内容だったのかというのは御存じではないと私は感じています。そこで、不安が広がって、いろんな憶測で、社会体育移行になると、競技力向上目的だというふうに思っている方もいらっしゃると思います。どういうふ

うに進んでいるのか、どうだったのかというのは、ぜひ末端のアンケートを書かれた方に、配付されてはどうかということを1点質問します。

活動時間や送迎についてですけど、活動時間が6時ということで、今でも大会前は6時半、夏の時間であれば、6時半、7時までしているところもあります。

送迎については、実際遠いところに送っていったりするケースもあると思うんですけど、実際それはスポーツ少年団とかそういった方々にとっては、あんまり苦じゃないんじゃないかなというふうには私考えています。競技力を向上して、子どもも親もそれを納得してやっているわけなんで、それは課題というか、考え方の違いではないかなというふうに思います。

私が一番心配している問題は、指導者の確保です。地域にその種目に精通している人がいなければ、子どもたちの活動はできません。地域や子どもたちにも大きな負担と心配をかけることになります。このことから、体協種目協会との連携は非常に大事です。指導者の派遣ができなければ、クラブ自体なり立ちません。ですが、私がいろんな方から聞いた話だと、まだ1回しかヒアリングをされてないということでした。一番難しい問題のこの指導者の確保について、まだ1回しかヒアリングをしていないということは、実際、子ども目線ではないような気が私はします。なるだけ早くその地域、地域、ブロックを分けられて、今回中学校校区で出されていますけれども、そこでいろんな意見を聞いて、体協さんとも話をして、指導者の確保を図っていくというのは、これは1回のヒアリングでは絶対できないと思いますので、検討委員会を設置して、1年4カ月過ぎています。私は協議が不十分と思いますが、見解をお尋ねします。

次に、移行した場合、運営主体が学校管理下ではなくなるということで、まさに社会体育の意義であり、目的だと思います。ただ運営とともに環境も変えなければ、矛盾が生じるのではないかと考えています。活動内容は、現在の学校部活動と変わりませんし、事務局や役員、校内委員会の設置、コーディネーター等は、教育委員会や学校管理下であると先ほど答弁にもありました。万が一、不幸にも子どもたちや指導者がけがや事故に遭った場合、社会体育ですから、責任という点は、地域や保護者にあるという認識ですが、実際にさまざま運営は教育委員会や学校に置かれていますので、責任の所在が曖昧になる可能性があります。見解をお尋ねします。

次に、県の基本方針と本市の基本方針、ともに隔たりがないということでした。これは多分、各市町村に任せられているのではないかなというふうに思っています。

運動やスポーツの楽しさや喜びを実感するのは、子どもたちであり、目線は子どもたちに合わせることは私は重要と考えています。勝利至上にこだわる子どもたちもいれば、それを求めない子どもたちもいます。どちらにも安心してスポーツ活動に取り組んでもらいたいと私も含め、保護者の方々の思いも同じではないかと思えます。

今回の基本方針では、勝利至上にこだわらない子どもたちの活動だとすれば、勝利至上にこだ

わる子どもたちの受け皿が必要であり、それが体協種目協会設置のクラブだと思います。

両設置クラブとも新たなことですので、進まなければわからないことや実際活動をやらないと、わからない課題もあると思います。

そこで、社会体育クラブや種目協会設置クラブの中で準備が整ったクラブを移行前にモデルクラブとして活動してはどうでしょうか、見解をお尋ねします。

あと、子どもたちへの助成や支援は未来への投資だと確信しております。現在でも市内外でスポーツを通して、多くの方々に勇気と感動を与えています。地域でも誇らしく、元気をもたらし、地域活性化にもなりますので、子どもたちの助成はぜひ検討していただき、水俣市全体で応援していただきたいと思います。最後5点目は、市長にこのことについて、見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 各保護者へのアンケートの結果は配付を行ったほうがいいのかというお尋ねでございましたけれども、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するに当たり、参考にするために保護者の皆様にアンケート調査をお願いさせていただいたところでございます。

これまでも機会を捉えてPTA、連絡協議会等でアンケートの結果については配布をし、説明させていただいております。今後とも必要がありましたら、保護者会等へ説明をさせていただきたいと考えております。

体育協会種目団体との協議が、検討委員会立ち上げ後に1回しかなされていないと、そういうお尋ねでございましたけれども、議員が申されますとおり、体育協会の各種目団体への個別のヒアリングは、1回ではありますが、同時にアンケートを提出していただいております。また、体育協会の理事会等や検討委員会での体育協会の代表者の方に委員になっていただき、御意見をいただいております。今後は、基本方針に基づいて具体化していきますので、各種目協会とは引き続き協議を重ねていく予定にいたしております。

それから、各クラブでの選手等のけががあった場合の責任の所在についてですけれども、けが等の内容によって異なってくると思いますが、現場の責任者として各クラブの代表者となると考えております。今後ともその点につきましても、検討していきたいと思っております。

今後、各種目協会に設置予定のクラブチームができたときに、モデル的に行ってみればどうかということですが、各種目協会との協議が進み、受け入れ態勢ができれば、モデルとして行ってみてもよいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） ただいま御質問がございました。桑原議員の子どもたちを応援する気持ちというのは、私も全く同じでございます。これはスポーツの面、勉強の面、また文化の面でも同じようにやっぱり支援していくことは、市の責務だというふうに考えております。この部活が変わることによりましての保護者の負担でございしますが、教育長が答弁しましたように、できる限り増加しないように十分配慮をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、本市の米政策について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、本市の米政策について、順次お答えをいたします。

まず、本市の稲作農家の現状はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

2015年の農林業センサスによりますと、水田を所有する農家で水稲をつくった農家数は、265戸となっており、作付面積は、120ヘクタールとなっております。前回の2010年の調査で、農家数323戸、作付面積128ヘクタールであったことから、いずれも減少傾向にあります。

また、農産物の販売があった農家のうち、農産物販売金額1位の部門別農家数で見ると、稲作が159戸と全体の販売農家のおよそ45%を占めるものの、山林が多く、平たん地が少ない本市の地形的な条件により、未整備で狭い水田が多いことなどから、販売額が50万円未満の農家がおおよそ6割を占める状況となっております。また、作付されている水稲の品種については、約9割がヒノヒカリとなっております。

次に、販売を行っている稲作農家からのJ Aあしきたの米の買い取り価格について御説明します。

主要品種であるヒノヒカリの5年間の価格の推移を申し上げますと、1等米60キロ当たりの買い取り価格が平成29年産で1万4,060円、平成28年産1万3,500円、平成27年産1万3,000円、平成26年産1万1,500円、平成25年産1万6,000円となっております。しかし、平成21年産以前は、1万8,000円であったことから、稲作農家にとって厳しい状況が続いております。

また、本市の水田の平均的な作付面積は、農林業センサスによりますと約0.45ヘクタールで、熊本県の平均面積1ヘクタールの半分以下であることなどから、小規模な自給的農家が多い状況となっております。

次に、米のブランド化について、本市はどのように考え、取り組んでいくのか、との御質問にお答えします。

標高150メートル以上の水田で減農薬・無化学肥料で栽培されたヒノヒカリは、J Aあしきたで「大関米」としてブランド化され、有機・減農薬栽培米として、通常のものとは比べて、高単価で買い取りされており、久木野地域で取り組まれておられます。そのほかにも、中山間地の棚田

など、山からのきれいな水で栽培される米は、平たん地と比べて収量は少なくなるものの、おいしい米とお伺いしているところでもあります。

このような地域のおいしい米をブランド化するためには、米の食味コンクールへ出品するなど客観的な評価を得ながら、現在、観光物産館まつぼっくりで開催されているみなまた新鮮市と連携して実施している農産物フェアで米のPRを継続して行うなど、市内外へ情報発信していく必要があると考えます。

ブランド化については、生産者やJAあしきたなどの関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、平成30年度以降の国の米政策の見直しについて、本市はどのように対応していくのか、との御質問にお答えします。

国の米政策の見直しについては、需要に応じた米生産を行うために県に配分していた生産数量目標を廃止し、需要見通しなどの情報提供を充実することにより、各産地や生産者が需要に応じた生産を行う制度へと変わることになっております。このことにあわせて、主食用米の生産調整に協力した水稲農家へ交付されていた米の直接支払交付金も廃止されます。ただし、飼料用作物や加工用米などの戦略作物を栽培する場合の水田活用の直接支払交付金や収入減少影響緩和対策は、今後も継続することとなっております。

今後の米の生産は、国からの支援措置や情報提供を踏まえて、どのような作物を生産するのか、どのように販売するのかといった戦略に基づき、需要に応じた生産を行うことになると考えられます。しかしながら、経営規模の小さい水稲農家が多い本市においては、このような国の支援措置を受けにくい状況にあることから、今後も水稲農家が安心して米づくりが継続できるような支援が必要と考えております。

水田の基盤整備や老朽化した農業用水路の改修などのほか、米のブランド化や地産地消などの消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。また、高齢化や後継者不足により農家の減少も懸念されることから、集落営農組織など農業の担い手育成に取り組むとともに、中山間地域等直接支払交付金など国の地域政策を推進していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

平成30年度以降の米政策が見直され、生産調整（減反）が廃止されます。このことは皆さんも新聞やテレビで御存じだと思います。見直される点では生産数量目標の配分がなくなる点と、直接支払交付金、10アール当たり7,500円の廃止です。前は、これは1万5,000円ですかね。生産数量目標の配分は熊本県の場合、地域が策定する水田フル活用ビジョンに示す主食用米の作付計画値を基本に、作付面積を提示することになります。

そこで、1点目の質問は、平成30年度以降、本市の生産数量目標はどのような配分になるのかお尋ねします。

そして、この減反廃止に際し、焦点になっているのが米にまつわるいろんな補助金の見直しです。本市も兼業農家が多くあり、支援もされてきたと思うんですけども、今後は専業農家、大規模農家を中心とする農業構造の実現を目指すことになり、本市にとっては非常に厳しい状況であると考えます。

答弁の中にもありましたが、本市が抱える課題は私が考えるに、大きく3点あるのではないかと考えます。

まず1点が、高齢化や後継者不足、2点目が、未整備で狭い水田が多く、小規模な自給的農家が多い、3番は、本市のおいしいお米のPRができていないことです。この課題に向け、さまざまな支援が本市独自のものもあると思います。農業担い手支援事業や国・県の基盤整備事業、多面的機能支払事業とか、いろいろあると思うんですけど、担い手支援や農地基盤整備に関しての支援は、今現在でも水俣市でもされておりますので、今後ますます継続、また推進をしていただくという点で要望しておきたいと思えます。

本市のお米のブランド化に向けてのPRですけど、この前もちょっと新聞で見たんですけど、菊池川流域のブランド米「七城のこめ」が日本穀物検定協会食味ランキングで9年連続11度目の最高評価の特Aを受賞しています。

食味試験は、指定された炊飯器で白米にして、外観・香り・味・粘り・硬さ・総合評価の6項目について、複数産地のコシヒカリのブレンド米が基準となって、比較評価する相対法により行われます。この菊池の「七城のこめ」ですけど、品種はヒノヒカリであります。本市の約9割の米農家が作付している品種と同じであります。うちもつくっているんですけど、小粒で、厚みがあり食べ応えもよく、冷めてもおいしいという点が、このヒノヒカリのすぐれている点です。驚いたのが、この「七城のこめ」の価格なんですけど、10キロ5,000円以上で販売されています。先ほど米の価格を言われましたけど、約倍以上あるということですね。

気候や水俣のきれいな水を考えると、本市もよい評価をいただけるのではないかと、これはチャレンジすべきだと私も思っています。

そこで、質問なんですけど、市内でのPRはもちろんですが、市内外へ情報を発信していく必要があると、先ほど答弁でもありました。食味コンクールに出品することも一つと思いますが、そのほか考えられている取り組みはあるのかお尋ねします。

次に、国の方向性の一つに食用米の需用が減少する中で、飼料用米への転換を推進されています。私はこの転換について2通りの違った見方をしています。

飼料用米は10アール当たり最大10万5,000円の交付金があります。だから、お米をつくるより

も楽である、もしくは低コストであると。排水の悪い水田や圃場整備を行っていない水田でも作付が可能であり、有利であることから、転換する農家もふえてきています。また、焼酎、みそ等の用途がある加工用米の成長も見込まれており、このような背景から、米をつくられている農家さんが米づくりに対する意欲がなくなることを懸念をしていると。逆に、生産調整が進み、需要と供給のバランスが保たれ、私が思うところですけど、今後、お米の価格が上がるんじゃないかというふうに考えています。ですので、本市の米づくり農家が生き残るには、米の価格が上がること、これが私は最善の方法だと考えています。

1点質問なんですけど、本市においては、作付面積が狭く、飼料用米の転換には向かない地域と私は考えていますが、見解をお尋ねします。

4点目は、加工用米の作付状況はどのようになっているか、お尋ねします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点あったかというふうに思います。

まず、1点目、本市の生産数量の目標はどのような配分になるか、という御質問だったというふうに思います。

国からの米の需要見通しの情報をもとに、県から示される目安などを参考にしながら、一市二町、JAなどで構成する水俣・芦北地域農業再生協議会で地域の水田でどの作物を推進するかという水田フル活用ビジョンの策定を行うわけでございます。その中で、米の生産数量、目標を算定することになりますが、自給的農家が多い現状から大幅な変更は行わず、本年度の生産数量目標は同程度の203ヘクタールぐらいになるのではないかというふうに思われます。

2点目が、情報発信、また食味コンクールと出品の御質問でございました。

米につきましては、日本全国に多くの産地があるわけでございます。その中で消費者に選ばれるためには食味のよさを体験してもらう必要はあると思っております。現在、久木野ふるさとセンター愛林館でも久木野棚田米を販売しておられます。インターネット販売を初め、熊本市内の飲食店へも提供をしていらっしゃるというふうにお伺いしております。

このような水俣の米を食べられる機会や購入できる場所を充実していくことが必要であるというふうに考えておりますので、市内飲食店での消費拡大や新たに整備される物産館でのPRの充実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

3点目の飼料用米の転換に本地域は向かないと思うが、その見解はどうかということでございます。飼料用米の作付につきましては、市内農業法人も取り組んでおられるというふうに聞いております。これは近隣の鹿児島県出水市の水田を借り受けて、取り組んでいらっしゃるわけでございます。議員御指摘のとおり、水田の作付面積が狭い本市においては取り組みが難しいとい

うふうに思っております。

市としましては、主食用米のブランド化や農地の基盤整備を推進し、水俣の米生産の環境を整えていきたいというふうを考えております。

それと、最後4点目が、加工用米の状況についての御質問でございました。

本市の加工用米につきましては、御存じだと思いますけど、津奈木の亀萬酒造の日本酒の製造に向けました酒米が大体1ヘクタールぐらい作付をやっているというふう聞いております。アイガモ農法の安心安全な酒米でつくられたお米は「まんぼう」という銘柄で販売されておりますが、おいしい日本酒として国内外から高い評価を受けておりますので、こういった消費が伸びることによって、加工米の作付もふえていくのではないかとこのように考えております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

日本では、農家が生産した米を一旦国が買い上げるという食糧管理制度と呼ばれるシステムを導入してきました。政府が高く買い上げることで、農家の経営を安定させ、主食の米を安定的・安全に供給することが目的でした。

しかしながら、日本が豊かになり食生活が多様化したことで、米の消費量は徐々に今も減っている一方です。ただ、高級ブランド米など付加価値の高い商品へのニーズが高まっていき、従来の食糧管理制度が機能しなくなり、徐々に自主流通米というふうな良質なブランド米が市場に出てきました。最終的には、食糧管理制度は1995年に廃止されたんですが、減反政策はこれまでずっと継続されてき、平成30年度産以降はこの政策も廃止されるということで、米農家にとっては、激動の時代をずっと過ごされてきたのかなと、大変だったんだろうなというふう実感しております。

ただ、この政策見直しでさまざまな課題が解決することはないと感じています。本市のような山間部などに多く点在する小規模農家については、減反政策や交付金がなくなるなどの問題だけではないと考えています。

答弁でもありましたが、飼料用米への転換には本市は適さないと私もそう思っています。ただ、加工用米の転換という点のほうに進んだほうが私は逆に水俣市には合っているのかなというふうに思っています。

ただ、本市が進むべき方向は、米づくりであると私は思いますし、今後10年、20年、30年と持続可能な米づくりをする必要があります。そのためには、現在進められている農地整備の推進だったり、作業しやすい環境を整えることや、集落営農組織の立ち上げを推進していくこと、これと並行して、水俣産米のPRが私は一番重要な点だと考えています。

よく私もいろんなところに実家の球磨郡の米を持っていったりするんですけど、確かにおいし

いとは言われるんですね。ただ、本市のお米を逆に向こうに持っていくと、水俣の米もおいしいって言われるんですよ。要は、皆さん知らないだけであって、やっぱりそういうPRをすることが一つ重要であり、もうちょっと前に推し進めていく必要性もあるんじゃないかなと思います。

本市は、久木野の棚田米が有名です。ただ、まだまだPRが私は足りないというふうに思っていますので、棚田米も含めて、水俣には、湯出地区、東部地区という山間部でおいしいお米をつくられているところもありますので、そういうおいしいお米もぜひいろんなところに紹介していただきたいというふうに思っています。

水俣市の基本作物の中に、果樹、サラダたまねぎとお茶、この3つにぜひ米も入るように、農業者の方の頑張りも一番なんですけど、行政ができる部分は、行政ができる部分でぜひ支援をしていただきたいというふうに思っています。

最後、1点だけ質問をしたいと思います。

担当課の職員の方とヒアリングしているときに、いろんな話をさせていただいて、その中に新米フェアの開催というのを言われたんですね。私もアピールの仕方としてはいい考えだなと思うんですけども、インターも開通しますし、ぜひ検討し、実現していただきたいと思います。見解を1点お聞きして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） お米のアピール、もう当然支援をしていきたいというふうに思っております。非常に有名なところでは、神子原米ですかね、ローマ法王に送って、その地区のお米がすごくブランド化されたというふうなのを、行政が主導でやったということを知ったことがございます。私も本を読ませていただきましたんですが、本市もそういった支援もいろんな形でやってきたいというふうに思っておりますし、今、御提案ありました新米フェア等、30年度は非常に水俣市、インターができて、物産館構想もございます。注目を集めると思います。そういったときに、そういったおいしいお米のアピールができればというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 おはようございます。政進クラブの中村幸治です。

水俣市の市長選挙の日程が決まり、次の水俣市のトップリーダーが誰になるかわかりません。私たち市議会議員の任期はあと1年ちょっと残っています。今回は、水俣市の将来を考え、質問いたしますので、執行部の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、行財政改革について。

①、第5次水俣市行財政改革大綱の実施期間は、平成26年度から平成29年度になっている。平成30年度から取り組むべき大綱の策定はどうなっているのか。

②、第5次水俣市行財政改革大綱は、組織・事務・財政の3つの視点で、44の実施計画を定め取り組まれているが、取り組みの達成状況はどのようになっているのか。

③、実施計画を達成するために、関係各課で実施し、毎年度評価し、改善することになっているが、実施されたのか。主な改善として、どのようなものがあつたのか。

④、行財政改革の目的と、今後の課題は何か。

また、今後の課題に対してどのように取り組んでいくつもりか。

以上、4点を質問いたします。

次に、水俣市総合防災訓練について質問いたします。

私は、地域の自主防災組織委員の一員として、20区が参加した防災訓練に3回とも参加しています。今回も地域での打ち合わせから参加いたしました。質問は、防災訓練に参加して自分なりに感じたことを交え、以下の質問をいたします。

2、水俣市総合防災訓練について。

①、11月19日に行われた総合防災訓練の目的は何か。また、訓練の内容はどのようなものか。

②、地域が参加しての防災訓練は何回目か。

③、参加した地区は幾つか。避難所はどのようにして設定したのか。

④、今回の総合防災訓練に参加された地域からの反省点、意見、要望等はどのようなものがあつたのか。

以上、4点を質問いたします。

次に、恋路島の利活用について質問いたします。

恋路島利活用については、何年前に一般質問をいたしました。その後、市の取り組みとして恋路島利活用検討委員会を立ち上げ、平成28年2月に恋路島利活用に関する提言書が検討委員会から提出されました。提言を受けた後、恋路島利活用推進委員会を立ち上げ、平成29年3月に恋路島がたりを発行され、現在に至っています。

そこで、以下の質問をいたします。

3、恋路島利活用について。

①、平成28年2月に恋路島利活用検討委員会から7つの提言が提出された。そのうち、提言5、6、7については、今後の具体的な取り組み方について述べられている。提言5は、調査活動を踏まえて、適切な利活用方法と案内、管理体制を整えていくこと。提言6は、森と漁場に与える負荷ができる限り少ない渡航、上陸、探索手段を検討すること。提言7は、市政の中における恋路島の位置づけを他の施策や市民の取り組みとの関係の中で明確にすること、この3つの提言に対してどのような取り組みを行ったのか、質問いたします。

②、恋路島利活用についての提言書が提出された後、恋路島利活用推進委員会を設置されたが、この会を設置された目的は何か。また、どのような活動内容なのか。

③、平成29年3月に恋路島がたりが発行された。この中に、恋路島利活用検討委員会の提言5、6、7について取り組まれた結果が明記されているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 中村議員の御質問に順次お答えをします。

まず、行財政改革について及び恋路島利活用については私から、水俣市総合防災訓練については総合政策部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、行財政改革について、順次お答えいたします。

まず、第5次水俣市行財政改革大綱の実施期間は、平成26年度から平成29年度になっている。平成30年度から取り組むべき大綱の策定はどのようになっているのか、との御質問にお答えいたします。

第5次水俣市行財政改革大綱の計画期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間としておりましたが、計画期間を市総合計画と合わせ、相互に連携させ、効果的な推進と事業の適正評価を図ることとしていることから、第5次水俣市総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間が平成30年度までに延長されたことに伴い、本大綱についても計画期間を1年間延長することといたしました。

次期大綱につきましては、計画期間を平成31年度から平成34年度として、平成30年度中の策定を目指すこととしております。

次に、第5次水俣市行財政改革大綱は、組織・事務・財政の3つの視点で、44の実施計画を定め、取り組まれているが、取り組みの達成状況はどのようになっているのか、との御質問にお答えいたします。

第5次水俣市総合計画では、第5次水俣市行財政改革大綱の推進の達成度の目標値として80%を掲げておりますが、実施項目を前倒しで実施、予定どおり実施、実施中と評価した割合が、平成26年度は約64%、平成27年度は約70%、平成28年度は約73%となっております。現在、目標の達成に向けて取り組んでいるところであります。

次に、実施計画を達成するために、関係各課で実施し、毎年度評価し、改善することになっているが実施されたのか。主な改善として、どのようなものがあつたのか、との御質問にお答えいたします。

実施計画の進捗状況につきましては、毎年度末に関係各課において評価を行っております。主に改善できたものとしては、公共施設の長寿命化計画の策定等による公共施設の効率的な管理、運用の推進や口座振替受付サービス導入による市税等収納額の安定確保対策などが挙げられます。

次に、行財政改革の目的と今後の課題は何か。また、今後の課題に対してどのように取り組んでいくつもりか、との御質問にお答えいたします。

行財政改革の目的は、市民福祉の増進を行政運営の最大の目的として、厳しい財政状況にあっても持続可能な行財政運営を継続し、限りある財源を有効に活用しながら、よりよい公共サービスの提供を継続的に行うこととあります。

これまで、改革の推進方針として、機能する組織づくり、行政力の強化、財政力の向上の3つの柱で進めてまいりました。今後、過疎化や少子高齢化の中、庁舎建てかえ事業などの大きな事業も予定しており、本市の行財政環境を取り巻く情勢も一層厳しさを増していくことが予想され、限りある財源の中で、持続可能な行財政運営とよりよい公共サービスの提供を継続的に行うことが大きな課題として挙げられます。

そのため、現大綱の総括及び分析を行い、平成30年度は市総合計画策定とも連動しながら、次期大綱の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問をいたしたいと思います。

まず、1回目の質問で、平成30年度から取り組むべき大綱の策定はどうなっているのですかとこの質問に対して、第5次水俣市総合計画を1年延ばしたので、総合計画に合わせて1年延ばすことにしましたとの答弁でした。このことについて、次の質問をいたしたいと思います。

質問は、第5次水俣市行財政改革大綱の期間変更はいつごろ決定したのか、質問いたします。

それから、次ですけど、44の実施計画の達成状況については、目標数値80%を掲げ、平成28年度までに73%達成している。実施計画を達成するために、関係各課で毎年評価を行っている。課題については、限りある財源で持続可能な行財政運営を行い、よりよい公共サービスの提供を継続的に行うことが課題であるとの答弁がありました。44の実施計画に対して、73%の達成率とい

うことですので、その中身について質問したいと思います。

44項目の議論をするには、時間が足りませんので、次の3つの項目について、質問いたしたいと思います。

1点目は、実施計画の取り組み項目ナンバー4、定員適正化の推進、これについて質問します。

定員適正化については、第3次水俣市定員適正化計画に基づいて、職員数の定員適正化管理に努めることになっています。その期間は、平成24年度から28年度ですので、実施計画では、28年度に第4次水俣市定員適正化計画を策定、検討して、平成29年度推進というふうになっています。

質問は、第4次水俣市定員適正化計画策定は、計画どおりに進んでいるのか。進んでいないならば、その理由は何か、質問します。

次は、実施計画の取り組み項目ナンバー11、職員の能力開発と支援について、聞きたいと思います。

実施計画の現状と課題として、行政を取り巻く社会環境の変化、さまざまな制度改革、業務の高度、複雑化に対応するため、職員にはよりよい専門的な知識や幅広い実地体験が必要である。実施項目として、通信教育助成制度の利用促進と見直しを掲げられています。これだけで職員の能力が向上するのかどうか、少し私疑問に思いますので、次の質問は、職員の能力向上のため、民間が行っている能力開発訓練、あるいは他自治体の視察等に積極的に参加させるべきと思うかどうか、質問いたします。

次は、実施計画の取り組み項目ナンバー14、コミュニティーの組織の活性化について、質問します。

実施項目として、地区単位の活動支援の検討を掲げ、平成28年度支援員を設置し、29年度地区単位の活動支援を行うとなっています。現状、私が知っている範囲では、活動支援員は1人しかいないのではないかなというふうに思っていますので、次の質問をします。

地区単位の支援員設置は計画どおりに進んでいないのではないのか、進んでいない原因は何か。

以上、4点を2回目の質問とします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ございました。1つずつ答弁させていただきます。

まず、行財政改革の期間、いつごろにもう決定したのか、という御質問でございました。

先ほど、答弁をいたしました。本大綱の基本的な考え方として、計画期間を市総合計画と合わせることでありますので、平成29年10月に水俣市行財政改革推進本部会議を開き、期間延長を決定したところでございます。

2点目、定員の適正化でございますが、第4次定員適正化計画は、計画どおり進んでいるかという御質問でございました。

定員適正化計画につきましては、人口規模に見合ったスリムな行政組織への再編を推進するため、職員数について、新規採用職員の抑制などにより削減を図ってまいったところでございますが、国、県からの権限移譲等に伴う新たな事業の増加や災害対策等、職員に負担が非常に生じている現状がございます。これまでの人員削減ありきではなく、行政事務の遂行等に支障が出ないように、適正な人員配置が必要であるというふうに考えているところでございます。

第4次定員適正化計画については、国の定年延長の動向等も踏まえて、今年度中に策定に向けて進めているところでございます。

3点目が、職員の能力開発についての御質問でございました。

能力開発訓練、それと他自治体の視察等を積極的に参加させたらどうかということでございます。

職員の能力開発につきましては、職員研修事業として、市町村職員中央研修所、また、全国建設研修センター、熊本県市町村職員研修協議会等へ研修を派遣して実施しているところでございます。また、民間のNTTユーザー協会が行う接遇の研修ですね、こういったものにも職員を参加させ、国や県等への職員派遣も行っているところでございます。

民間等の能力開発訓練や他自治体の視察等につきましては、各種業務の必要性等を考慮して、参加の対応をしていきたいというふうに思っております。

財源が限られますので、その辺も考慮しながら、できれば積極的にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

4点目、地域の地区単位の活動支援員、支援員の設置、計画どおり進んでいるのかということでございます。

地区単位の活動支援員につきましては、全地区へ集落支援員の設置も検討をしておりました。平成27年度に各自治会に集落支援員の配置希望を募集をしたところでございます。そのときに3地区からの応募にとどまっております、その後、審査会を実施し、平成27年12月から久木野地域に1名を配置をしております。そして、平成28年10月からは、地域おこし協力隊員も配置をしているところでございます。

今後の支援員の設置につきましては、現在の支援員の成果を見ながら、各自治会の意向を伺いながら、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

まず、行財政改革大綱の計画期間変更については、答弁の中で平成29年10月に決定したということでした。水俣市のホームページを見てみますと、水俣市の第5次総合計画の期間延長については訂正をされ、その理由も掲げられています。ところが、第5次水俣市行財政改革大綱につい

では、策定当時のままになっています。これは、正確な市民への情報提供を行うためにホームページに掲載されている計画期間の訂正、あるいは変更理由のお知らせを早急に行うべきではないかというふうには私に思っていますので、質問は、水俣市のホームページに掲載されている第5次水俣市行財政改革大綱の計画期間の訂正と変更理由のお知らせを早急に行うべきと思うがどうか、質問いたします。

次に、実施計画の44項目についてですが、今述べられたとおり、結果が出ていない項目いろいろあると思います。これは多分、第6次計画の中に反映されているというふうには私も確信していますので、この中身については深く掘り下げないようにということを考えています。ぜひ、今言ったように第6次計画の中に反映されるということを望んでいきたいと思っております。

1つだけ、職員の能力開発について、真剣に取り組んでほしいと、これは強く願っております。やはり、市役所の仕事は市長がするのではないというふうには思っています。職員の能力を發揮してこそ水俣市の将来につながるのではないのでしょうか。その職員の能力アップのために、積極的な投資が必要というふうに思います。

そこで、質問します。

職員の能力開発のための予算計上を積極的に行うべきと思うが、どうか、2番目の質問とします。

最後の質問ですけど、実践的な第6次水俣市行財政改革大綱を策定するには、水俣市の将来ビジョンをはっきりさせ、無駄をなくし、市民サービス、職員の能力アップ等、市発展のための施策実現に向けた財源をつくり出すのが目的と思うがどうか。

以上、3点を3回目の質問とします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。答弁させていただきます。

1番は、ホームページの件でございましたですね。ホームページに掲載がされていないという御指摘でございました。これにつきましては、総合計画の計画期間の変更は掲載をしておりますが、行財政改革大綱の変更は掲載していないのが現状でございますので、変更理由等も含めまして、早急にホームページの掲載をしたいというふうに思います。

それと、能力開発のための予算計上をどう考えるか、積極的にやったらどうかということでございました。職員の能力開発、非常に私も重要だというふうに考えております。行財政改革を推進させていくためにも、市職員の業務を的確に遂行し、市民サービスを向上させるためにも職員の能力開発は大切であると考えておりますので、人事評価制度による目標管理により、職員の業務力の向上を図るほか、各研修への参加、そして国、県との人事交流など、人材育成のための予算を計上していきたいというふうに考えております。

それと、市政政策発展のための施策実現に向けた財源確保をつくり出すのが目的だと、それについてどう思うかということでございました。目指すまちづくりのために、どういう政策が必要であるか、また将来のビジョンをはっきりさせ、そのために財源をどう捻出していくかという視点等を持って行財政改革に取り組むことが非常に重要であるというふうに考えております。

将来ビジョンの基盤となる次期総合計画との連動性を踏まえ、次期大綱を策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市総合防災訓練について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、水俣市総合防災訓練について、順次お答えします。

まず、11月19日に行われた総合防災訓練の目的は何か。また、訓練の内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

去る11月19日に行いました水俣市総合防災訓練は、午前8時30分に八代海でマグニチュード7.9の地震が発生し、水俣市で震度6強を観測、1メートルの津波が発生したことを想定し、市街地では家屋の倒壊、山間部では土砂崩れが発生したという設定で行いました。

訓練の目的は、災害が発生した場合の初動から応急対応までの一連の流れを地域の自主防災組織、消防、警察等の防災機関と連携しながら、災害時の情報伝達と避難・防災活動の連携等が迅速かつ確実に取り組めるよう訓練を実施するとともに、住民の避難及び防災に対する意識を高めることでもあります。

訓練内容は、水俣高校をメイン会場として、水俣高校生や教師、3区住民による避難訓練や初期消火、倒壊瓦れきからの救助訓練のほか、地域婦人会の炊き出し訓練、トラック協会の物資輸送訓練、消防団においては、各地域での住民避難誘導訓練の後、水俣高校グラウンドでチェーンソーの操作訓練などを行いました。また、各自主防災組織は、各地域での被害想定に合わせた独自の避難訓練、避難所開設訓練、情報伝達訓練等を行いました。さらに、水俣市総合医療センターでは、消防本部と連携しての救急搬送訓練やE M I S（イーミス）入力訓練等、市役所では、課長職以上の参集訓練や図上訓練、職員の情報収集伝達訓練や避難所開設訓練などを行いました。

今回の訓練では、水俣高校生480名を含む過去最も多い2,000名以上の方が訓練に参加していただきました。

次に、地域が参加しての防災訓練は何回目か、との御質問にお答えします。

本市では、地域が参加しての防災訓練は平成24年度から実施しており、ことしで6回目になります。

次に、参加した地区は幾つか。避難所はどのようにして設定したのか、との御質問にお答えします。

今回の訓練では、市内26自治会のうち、21自治会が参加しました。また、避難所は、参加自治会が地域で管理する避難所を地域の自主防災組織の判断で7カ所開設し、地域から開設要請があった市で管理する避難所を、市の職員が5カ所開設しました。

次に、今回の総合防災訓練に参加された地域からの反省点、意見、要望等はどのようなものがあったのか、との御質問にお答えします。

現在、検証に向けて各自主防災組織から反省点、意見、要望等を提出していただいているところではありますが、各自主防災組織からは、訓練がマンネリ化してきているので工夫が必要だった、地域の防災担当者の参加が少なかったなどが反省点として挙げられました。

一方、消防団と連携した訓練ができた、自治会単位で防災行政無線を使った情報伝達訓練ができたなどといった評価する点も挙げられました。

なお、意見、要望としては、総合防災訓練の開催時期に関する意見や、市が各地区を視察し、指導してほしい、ペットと一緒に避難してきた方への対応について検討してほしいなどの意見、要望等がありました。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず、今回の総合防災訓練ですけど、これは午前8時30分に水俣市で震度6強を観測、1メートルの津波が発生、市街地では家屋の倒壊、山間部では土砂崩れが発生したという想定で行われましたということです。

訓練の目的は、住民の避難及び防災に対する意識を高めること、各自主防災組織は独自の避難訓練、避難所開設訓練、情報伝達訓練を行った。地域が参加しての防災訓練は、6回目という答弁がありましたので、次の質問をしたいと思います。

まず、1つ目は、地震発生時の避難はどこになっているのか。

2つ目、津波注意報が出たときの避難はどこになっているのか。

3つ目、今回の避難訓練に参加した地域で、災害図上訓練は行われたのか。

4つ目、今回の訓練で自主防災協議会はどのようなかわり方をされたのか質問をしたいと思います。

次ですけど、今回の防災訓練に参加した地域からの反省点、意見、要望等、これについてなんですけど、私が参加した20区のほうからペットと一緒に避難してきた方への対応について、検討してほしいというような要望等がありました。この要望は、大変重要なことですので、次の質問をしたいと思います。

20区の訓練参加者から動物と一緒に避難をどうするのかとの質問があったが、市としてはどのような対応を考えているのか。

以上、5点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） まず、地震発生時の避難はどこになっているのか、という御質問でございます。

地震発生時は、一般的に空き地や公園などの開けた場所が避難場所になります。また、市が指定する地震の避難場所は、第一小学校ほか、15カ所の小中学校グラウンド等になります。その後、避難生活が想定される場合には、指定避難所への避難になります。

次に、津波注意報が出たときの避難はどこになっているのかでございます。津波注意報が発令された場合、一般的に海岸部から離れた高台や市街地では海岸より高い頑丈な建物の屋上などが避難場所になります。その後、避難生活が想定される場合は、市が指定する指定避難所への避難ということになります。

次に、今回の避難訓練に参加した地域で災害図上訓練を行われたのか、という御質問でございますが、今回の訓練では、災害図上訓練を行った地域はありませんでした。

次に、今回の訓練で自主防災協議会はどのようなかわりをされたのか、という御質問でございます。

今回の総合防災訓練において、自主防災組織、連絡協議会のかかわり方といたしましては、総合防災訓練の開催日の決定や、各自主防災組織の訓練内容について協議を行いました。

最後に、20区の訓練に参加された方から、ペットと一緒に避難をどうするのか、という御質問が議員のほうにあったと、市としてはどのような対応を考えているのかという御質問でございます。

動物と一緒に避難については、動物が苦手な方や避難者の健康への影響を考慮し、避難所内への動物の同伴は認めていないのが現状であります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問をいたします。

まず、地震発生時の避難は空き地や公園、市が指定する場所は小中学校グラウンドの15カ所であると。津波注意報が発令されたときは、海岸部から離れた高台等が避難場所であるという答弁がありました。

また、今回は災害図上訓練を行った地域はないということだったと思います。

今回の訓練の設定というのは、地震と津波というふうになっていたはずです。参加者の声とし

て、津波なら二小は危なかじゃなかねという声も若干参加者のほうから聞こえてきたという経緯があります。地震時の避難場所としては、先ほどの答弁で、小中学校グラウンドとの答弁がありました。現在の訓練時の避難場所は、設定はどうなっているのでしょうか。

水俣市地域防災計画の訓練計画では、訓練事項として災害図上訓練が明記をされています。平成15年に当市で起きた豪雨災害では、とうとい命が無残にも奪われました。二度とこのような犠牲者を出さないためにどのような避難が必要か、改めて考える必要があるというふうに思います。

各地で起こり得る災害の状況、あるいは被害状況は違ってくるのではないのでしょうか。そのようなことを考えると、それぞれの実践的な訓練が必要ではないのでしょうか。

そこで、次の2点について、質問をします。

1点目は、地域の避難訓練は、防災訓練の想定を明確にし、災害図上訓練を行い、それに基づいて避難場所を設定し、避難所の運営管理を取り入れた実践的な訓練を行うべきと思うが、どうか、質問します。

2点目ですけど、防災訓練に自主防災協議会がかかわる仕組みづくりを取り入れるべきと思うが、どうか、質問します。

最後になりますが、ペットの同伴の件です。これは、なかなか難しい問題で、大きな課題でもあるというふうに私も思っています。

同行避難、同伴避難という言葉があります。東日本大震災時に問題視された事例として、犬のおいや鳴き声、避難所で犬を放し飼いにしていた、ノミの駆除をしていなかったため、ノミが発生した、自分のペットかわいさに過度の要求をし、他の避難者への迷惑を考慮しなかった、本当にいろんな問題を解決しなければならない大きな課題です。

最後の質問として、次の質問をいたしたいと思います。

ペットの同行避難、同伴避難については、環境省は同行避難を推奨していますが、水俣市として、どのような対応をするのか、十分に検討すべきと思うがどうか。

以上、3点を質問したいと思います。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 地域の避難訓練、この防災訓練の想定を明確にして、災害図上訓練を行い、それに基づいて避難を想定した避難所の運営管理を取り入れた実践的な訓練を行うべきではないかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり避難訓練を実施すれば、より実践的な訓練になると思います。現在は、水俣市全域で一斉に地域ごとに訓練を行っておりますので、今後は計画段階から自主防災組織連絡協議会と調整しながら、より実践的な訓練になるように努めてまいりたいと考えております。

次に、防災訓練に自主防災協議会がかかわる仕組みづくりを取り入れるべきと思うが、どうか

という御質問でございます。

現在の水俣市の主催する総合防災訓練では、各自主防災組織が同じ日に一斉に防災訓練を行っております。各訓練に自主防災組織連絡協議会がかかわることは難しいと考えます。しかし、今後予定しています検証会におきまして御意見をいただくとともに、他市町村の防災訓練の取り組みについて、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ペットの同行避難、同伴避難について、環境省が推奨しているが水俣としては、どのような対応をするのか、十分に検討すべきと思うが、どうかという御質問でございます。

環境省の示す災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでは、過去の災害でペットと飼い主が離れ離れになった事例が多く発生したことから、災害時には飼い主とペットの同行避難を推進しています。一方、避難所では、さまざまな人が共同生活を送っているため、動物アレルギーや鳴き声、ペット臭といった問題も存在しています。

本市でも避難所でのペットの問題については、重要な課題と認識しています。熊本地震では、熊本市がペット同伴専用スペースを設置し、益城町はペット専用の預かり施設を開設したと聞いております。今後こうした先進的な取り組みについて、まずは情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、恋路島利活用について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、恋路島利活用について、順次お答えします。

まず、平成28年2月に恋路島利活用検討委員会から7つの提言が提出された。そのうち提言5、6、7については、今後の具体的な取り組み方について述べられている。

提言5は、調査活動を踏まえて、適切な利活用方法と案内、管理方法を整えていくこと、提言6は、森と漁場に与える負荷ができる限り少ない渡航、上陸、探索手段を検討すること、提言7は、市政の中における恋路島の位置づけを他の施策や市民の取り組みとの関係の中で明確にすること、この3つの提言に対してどのような取り組みを行ったのかとの御質問にお答えします。

まず、提言5につきましては、利活用の前提となる全体方針として、島及び周辺海域の自然環境を保全することとし、その方針に基づき、関係団体とも連携しながら、島の管理等を適切に行っていくこととする内容を平成28年度の恋路島利活用推進委員会を経て取りまとめた恋路島がたりの中で、恋路島の価値を未来につなぐための配慮事項としてまとめました。

次に、提言6につきましては、自然環境を保全する観点から、入島に際しては、市に入島申請を行い、活動内容等について許可を得た上で入島いただくとともに、渡航に当たっては、島周辺

の養殖イカダ等に注意を払い、動力船の接岸は原則として棧橋のみとすること等を同じく恋路島がたりにまとめております。また、森と漁場への負荷を最小限とするため、保安林区域を保全することや島内での動植物の捕獲・採取・伐採、火気の扱い、通路以外への立ち入りを原則禁止とする等についても、同様に記載しております。

最後に、提言7につきましては、恋路島は、自然環境の保全を前提として、単独ではなく、周辺海域も含め、市の観光資源の一つとして生かしていくことが肝要だと考えております。恋路島がたりの中に、恋路島を生かした活動として掲載しておりますが、幸い水俣市内には自然活動団体が複数あり、これまでもカヌーやダイビング等のイベントが、毎年恋路島や周辺の海で行われております。また、近年は恋路島の周辺海域で、マガキの養殖が行われており、恋路カキとしてのブランド化も推進しているところであります。

このように、恋路というネーミングを生かしながら、市内のさまざまな観光資源と結びつけて、恋路島の利活用について取り組んでいく必要があると考えております。

次に、恋路島利活用についての提言書が提出された後、恋路島利活用推進委員会を設置されたが、この会を設置された目的は何か。また、どのような活動内容なのか、との御質問にお答えをいたします。

恋路島利活用推進委員会は、平成27年度の提言書の内容を踏まえ、恋路島を守り、育み、利活用していくための基本的なルールづくりと、そのルールを踏まえた利活用策の検討を行い、利活用のための手引書を作成することを目的に、平成28年度に設置いたしました。

活動内容としましては、現地調査を含めた5回の委員会開催の中で、利活用案やルール案の検討、手引書に掲載する内容やタイトルの検討等を行い、最終的に、恋路島利活用のための手引書である恋路島がたりを作成することができました。

次に、平成29年3月に恋路島がたりが発行された。この中に、恋路島利活用検討委員会の提言5、6、7について取り組まれた結果が明記されているのか、との御質問にお答えします。

最初の御質問にお答えしましたとおり、それぞれの提言に対する取り組みにつきましては、恋路島がたりの中に明記しております。今後は、この手引書に沿って恋路島の利活用を図っていくとともに、豊かな自然環境・景観・周辺の漁場などの保全にも努めてまいります。

また、恋路島を単独で捉えるのではなく、周辺海域、エコパーク水俣、丸島漁港、湯の児チェリーライン、湯の児温泉、さらには今後開設予定の海の駅も含め、美しい海という観点から、新しい水俣の魅力をアピールし、市の観光資源として生かしていくことが肝要だと考えております。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問です。

まず、2回目の質問の一つは、恋路島利活用推進委員会は5回の委員会を開いて、恋路島がた

りを発行したと。これはもういきなり質問ですけど、この推進委員会としての活動はこれで終了なのかどうか、1点質問したいと思います。

次ですけど、1回目の質問で恋路島利活用検討委員会の提言5、6、7について、取り組まれた結果が恋路島がたりに明記されているのかというような質問に対して、明記しているとはっきり述べられました。

それでは、次の質問をしたいと思います。

恋路島利活用に関する提言書、ページ35に、行政サイドでの検討が必要と考えられる事項として、3点掲げられています。そのうち、次の2点について質問したいと思います。

1点目は、グリーンスポーツみなまたの運用、管理体制の検討として、恋路島との一体的な利用活用も期待されるグリーンスポーツみなまたについて、今後のあり方を明確にしていく作業が必要と思われると指摘されていますが、どのような考えをお持ちか、質問します。

次に、2つ目ですけど、海の交通ターミナル機能強化方策の検討として、海の駅構想、丸島漁港整備構想、七浦パークコースト構想など、水俣沿岸域に関する諸構想との関係を考慮し、広域的な観点から恋路島及び水俣湾の位置づけを明確にしていく作業が必要と思われると指摘されていますが、どのような考えをお持ちか質問します。

最後の質問として、次の質問をしたいと思います。

恋路島利活用について、残された課題があるというふうに思いますが、その課題に対して、どのような取り組み、あるいは動きをされているのか、2回目の質問としたいと思います。

以上、4点です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ございました。

主に恋路島についてでございますが、1点目、5回の委員会を開催し、恋路島がたりを発行したと。この委員会としては、これで終了なのか、という御質問でございました。

先ほども申し述べましたが、平成28年度の委員会における目的は達成をされたところでございます。委員会の活動としては、ひとまず終了となります。

今回の委員会には、学識経験者、漁業関係者初め、ダイビング、そしてキャンプなどの野外活動インストラクター、またカヌー愛好団体、そして恋路島を臨む地域で生まれ、育った住民など、恋路島に特別な思いを寄せていらっしゃるさまざまな方々に集まっていたところでございます。今回の御縁を機に、今後の取り組みについても理解、御協力を賜りたいというふうに考えているところでございます。

2点目の恋路島とグリーンスポーツの関係でございますが、このグリーンスポーツみなまたについて、今後のあり方を明確にしていく作業が必要であるというふうに指摘があるが、それにつ

いての考えはどうかということですね。

グリーンスポーツみなまたは、水俣湾を挟んで恋路島を望む真正面の場所にあるわけでございます。提言にあるように、恋路島との一体的な利活用も期待される場所であると考えておりますが、一方では、また現状は、施設の老朽化等が非常に厳しいというふうに認識しております。今後のあり方等について、市の関係部署のほか地元の住民の皆様方、そして利用者の方などの意見も交えて議論を深める必要があるというふうに考えております。

3点目、いろんな構想があるわけでございますけど、その広域的な構想の観点から、恋路島及び水俣湾の位置づけを明確にしていく作業が必要と思われる、そういった指摘があるが、これについてどういった考えかということでございます。

先ほども申し述べましたとおり、恋路島につきましては、これを単独で捉えるのではなく、広域的な観点から周辺の拠点、観光資源と結びつけることによって、人の流れをつなぐことが肝要だというふうに考えております。

また、平成30年度末の水俣インター開通に向けて、エコパーク水俣において構想を進めているわけでございます。新たな地域交流拠点の施設を核として、恋路島とのその周辺の豊かな海、自然、景観は、この新しい水俣のイメージ創造に向けた強力なアピールになるというふうに考えているところでございます。

最後、4点目でございますが、利活用についての残された課題について、今後どのような取り組み、どのような動きをされているのかということでございます。

恋路島は、もうまさに市民共有の財産だというふうに考えております。これを未来に引き継ぎ、そしてその恵みを地域の活力づくりに生かしていかなければならないと考えております。

今回、委員会の提言を受けて、検討を進め、島及び周辺海域の自然環境を保全するという基本方針に沿って、恋路島の利活用に当たってのルール、恋路島がたりとして、取りまとめたところでございます。

これに沿って、恋路島及び周辺海域の自然環境の保全に配慮しながら、恋路島を利活用した具体的な取り組みについて検討を進めてまいりわけでございますが、一方で長期にわたり事実上渡航が制限され、市民にとって身近なものではなくなった恋路島でございます。その歴史、自然などに関する情報についても十分に周知されたものではなくなっている可能性があるというふうに思っております。まずは今回作成いたしました恋路島がたりなどを活用して、内外へ情報を発信していきたいというふうに考えております。

やはり、市民の方に恋路島について、いろんな考え、意見をもらいたいというふうな考えでございます。

○議長（福田 齊君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

まず今の答弁で、恋路島利活用推進委員会、これについては目的を達成したので終了しますという答弁でした。

それと、今後、具体的な取り組みを検討していきますよということで、まだまだ課題は残されているのかなというふうに思っています。

それで、質問なんですけど、今後、恋路島利活用について検討を行い、結論を導く活動を行うのは、職員でやるんですか。それとも委員会等の特別な組織をつくってやるのか、1点質問したいと思います。

それと、2点目の質問なんですけど、恋路島利活用について、平成28年2月に提言書が提出をされて、やがて2年近くになります。私はできるだけ早く市として恋路島利活用の方向性を示すべきだというふうに思います。これは質問です。

以上、2点を3回目の質問とします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

この恋路島利活用について、検討を行うのは、市職員でやるのか、という御質問でございました。

平成27年度から28年度にかけて行った検討の中で、恋路島の利活用につきましては、島及び周辺海域の自然環境の保全に努めつつ、既に恋路島や周辺の海で活動されている自然活動団体の方々と連携しながら、広域的な視点で利活用をしていくという方向が一つの結論として示されたというふうに考えております。

これを踏まえまして、今後具体的な利活用策を検討するに当たりましては、まずは担当課、ここで検討した上で、必要に応じて、今回、恋路島がたりを発行するに当たって、御協力をいただいた皆様や地域住民の方々の御意見等も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、2点目、もう2年近くなっているが、この恋路島の利活用、方向性を早く示すべきではないかということでございます。

恋路島利活用につきましては、検討委員会の提言を受け、島及び周辺海域の自然環境を保全することを前提とする利活用の方向性は示されたというふうに考えております。

今後は、恋路島がたりに定めた利活用のルールに沿って、各種団体の恋路島周辺の活動を支援しつつ、観光振興、交流人口の増大につなげていきたいというふうに考えております。

恋路島、もう長年そのまま自然を大事に残していたわけでございますけど、やはり恋路島の活用については御意見が今までもありました。大分前からあったところでございますけど、今回、このようにまとめさせていただいて、大分、機が熟してきたというふうな思いはございま

す。30年度にインターが来て、エコパークに力を入れていきます。そういうときに、やっぱり恋路島はシンボリックなものでもございますし、市民の方々といろんな考えを共有しながら、ぜひいい活用方法を考えていきたいというふうに考えております。

ぜひ、また議員の皆様からも御意見をいただければというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時44分 休憩

午後1時27分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

眠い時間になりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

ことしもとうとう師走となりました。1年の早さに驚いております。この1年間の起こったことを思いかえすとき、楽しかったことの一番は、先日、モンゴルの方たちと交流会をしたことです。熊本の地球緑化の会の事務局長の紹介で、モンゴルの人たちを、今までも何度か受け入れてきました。今回は、モンゴル環境省の政策顧問のダムディンさん一行ということで緊張していたのですが、お会いした途端にその人となりに親近感を覚えました。

モンゴルは御存じのとおり、国土が日本の4倍ありますが、人口は300万人です。遊牧の民として知られてきました。夜も深まり、お互いの国の歌を交互に歌いました。今では、このダムディンさんとは、空港で会うと抱き合うほどの友人だという事務局長は、モンゴルの人にせがまれ、「日向木挽き歌」を歌いました。その日本独特の節回しとでもいべきものが、どこかモンゴルの人に伝わるところがあるのか、ますます友好が深まっていきました。その夜、ダムディンさんは、何度も何度も水俣市長にお会いできたことがきょうの喜びだと言われ、西田市長の心温まる歓迎を喜んでおられました。

私も、このモンゴルの人たちとの交流の中で、改めて市長が、このように政府関係者や国内外の人々と飾らない性格で接し、水俣市の代表として責務を果たしてこられたことを実感いたしました。今後も市民の苦しみ、喜びに寄り添い、生き生きとした水俣をつくっていただければよいお願いしつつ、本日の質問に入りたいと思います。

1、水俣市の介護サービスの現状と介護者の待遇について。

①、水俣市の高齢者（65歳以上）のみの世帯はどれぐらいあるか。

- ②、水俣市における介護保険要介護認定者は何人ぐらいいるのか。
- ③、これらの対象者には、どのようなサービスがあるのか。
- ④、介護サービスに携わる人は、どれぐらいいるのか。
- ⑤、介護サービスに携わる人は、充足しているのか。

次に、メガソーラー発電所建設における環境汚染防止のための規制強化について、お尋ねをしたいと思います。

- ①、長崎地区メガソーラーによる河川汚濁はどのようなものであったか。
- ②、事業主は、造成工事を中止して、今後どのようにするのか。
- ③、現在第2水源地の水質はどのようになっているか。
- ④、湯出地区に建設予定のユニオンネット社の太陽光発電は、どのようになっているのか。

3番目に、川内原発事故時の熊本県との連携について、お尋ねをします。

①、10月24日、熊本県と水俣市を含む2市2町で川内原発を訪問しておられますけれども、訪問した目的はどのようなものであったのか。

- ②、水俣市としては、九州電力には、質問や要望をしてきたのか。
- ③、熊本県は、九州電力に対し、質問、要望などをしたのか。
- ④、水俣市は、川内原発事故時を想定し、どのように連携していくのか。

最後に、11月16日から始まっております水俣病展について、質問いたします。

- ①、水俣市は、この水俣病展をどのように捉えているのか。
- ②、どのような協力をしたのか。
- ③、今後、水俣病展を市政に生かすことができると思うか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の介護サービスの現状と介護者の待遇については福祉環境部長から、メガソーラー発電所建設における環境汚染防止のための規制強化については産業建設部長から、川内原発事故時の熊本県との連携については総合政策部長から、熊本市で開催されている水俣病展については私から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 齊君） 水俣市の介護サービスの現状と介護者の待遇について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 初めに、水俣市の介護サービスの現状と介護者の待遇について、順次お答えします。

まず、水俣市の高齢者（65歳以上）のみの世帯はどれくらいあるのか、との御質問にお答えします。

平成27年に実施された国勢調査では、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯など的高齢者のみ世帯数は、約3,600世帯となっております。

次に、水俣市における介護保険における要介護認定者は何人くらいいるのか、との御質問にお答えします。

平成29年10月末現在で、要介護認定者が1,592人、要支援認定者が619人、合計2,211人となっております。

次に、これらの対象者には、どのようなサービスがあるのか、との御質問にお答えします。

要介護認定、要支援認定を受けた方は、訪問介護や訪問リハビリテーションなどの訪問系のサービス、通所介護や通所リハビリテーションなどの通所系のサービスを利用することができます。

また、要介護認定を受けた方は、その介護度に応じて特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設系のサービスを利用することができます。このほかにも、グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスや水俣市独自の新しい総合事業のサービスについても、その介護度などに応じて利用することができます。

次に、水俣市で介護サービスに携わる人は、どれくらいいるのか、との御質問にお答えします。

本年度実施した介護サービス事業所を対象としたアンケート調査では、本年7月末時点で約1,300人という人数で把握しております。

次に、介護サービスに携わる人は充足しているのか、という御質問にお答えします。

介護保険サービス事業所を運営するに当たっては、サービスの種類ごとに従業者の員数、資格の有無等の人員基準が詳細に定められており、この基準を満たさなければ基準違反となり、事業ができなくなります。したがって、各事業所の員数等については、基準に基づいて判断しますと、充足していると考えております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

10月に学園大学の主催で、介護保険をめぐる福祉の現状と課題ということで、5回だったと思うんですけども、講座がございました。1回だけ欠席をしたんですけども、そのときに、水俣市社会福祉協議会で活躍されている社会福祉士の方から、水俣市における介護保険、水俣市民の現状と課題という内容で講話をお聞きしています。

御存じのとおり、4月1日現在で水俣市は人口が2万5,310人ありますね。そして、65歳以上

の高齢者人口は、9,344人です。そして、高齢者のひとり暮らし世帯は、2,046世帯、高齢者のみの65歳以上の世帯が、1,683世帯であるというふうにお聞きをいたしました。本当に私も含めて高齢化が進んでいるという現状を聞かせていただきました。

そこで、その中で、介護サービスの現状として、どのようなことがあるかということをお聞きしたんですけれども、介護保険の申請時に原因疾患というのはどんなことですかということで、講師の方から質問がございました。それで、私に当てないでくれと思ったんですけれども、私に当てられて、そのときは、脳血管障害でしょうかねというふうにお答えしたんですけれども、何も知らなかったなということの後で反省いたしました。1番は、認知症であります。それから2番が、関節疾患、それから3番が脳血管障害ということで、トップ3はこんなことですよということで、教えていただきました。

そこで、やはり認知症の方に対して、今いろいろな対策をとっていただいていると思うんですけれども、質問の1番は、この間私の近くのところの施設に伺ったんですけれども、地域密着型介護老人福祉施設などですけれども、入所を希望している人に今現在対応ができているのか。施設が不足しているという状況ではないのかということをもまず1番にお聞きしたいと思います。

次に、いろんな分け方があると思うんですけれども、地域的に不足しているところはないのか、これが2番目の質問です。

さらに、学園大学の講座の中で、とても興味深かったのは、日本とドイツの介護保険の比較をされているんですけれども、とても示唆的だったのは、ドイツの場合、介護保険の中から介護をする家族に対してもそういう支援があるということで、今現在、高齢者の貧困という問題に水俣市も直面しているのかと思って、これが啓示的であったなというふうに思いました。

そして、この講座の中でさらに認知症の人と家族を支える地域づくりを考える、地域でのことですね。それから、住民でつくる介護予防と生活支援というような実践報告もたくさんお聞きしました。

改めて地域みんなが支えていかなければならない、認知症の人も含めて、障害を持った方たちも支えていかなければいけないのじゃないかなというふうに思いました。

あと2つ質問をしたいと思います。

そこで、今後、認知症の方などを地域で支えるという場合、訪問介護員の増員が見込まれると思うんですけれども、現在の状況はどうなっているか、これが3番目の質問です。

最後に、30年度に、12月ということなんですけれども、介護保険制度改正の問題というのがあるんですけれども、介護職員の待遇の向上について、水俣市として、もし考えていることがあれば、4番目にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 齊君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目ですけれども、施設への入所申し込みに対してどのような対応をしているのかという点です。

熊本県が実施をしまして、今年3月に公表されました水俣市の特別養護老人ホームの待機者数に関する調査結果によりますと、他施設との重複した申し込みを除いた在宅での待機者数は約20人となっております。

また、グループホームなどのサービス事業所についても、待機者は常時存在する状態になっておりますが、サービスの利用が実際に必要となったときのために事前に申し込みをされている方も少なくありません。定員に達している施設、サービス事業所には、入所、入居ができませんけれども、地域包括ケアシステムの理念に基づき、住みなれた地域でいつまでも生活していけるよう、その方の身体状況や家庭環境等、さまざまな側面からアセスメントを実施します。その上で、施設入所が適切であるのかも含め、必要であれば多職種による地域ケア会議を開催しまして、その方に必要なサービスが提供できるような体制づくりを行っております。

2点目です。地域密着型サービス事業所について、地域的に不足しているところはあるのかという御質問です。

現在、地域密着型サービス事業所の整備につきましては、第6期の水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のサービス見込み量に基づきまして、また東西南北4つある生活圈域での事業所数のバランスを考慮しながら行っております。圏域で考えますと、北部と南部がそれぞれ3つと少ない状況にあります。しかしながら、北部につきましては、本年度小規模多機能型居宅介護事業を1カ所整備中でございます。

また、南部につきましては、湯出地区で一般介護予防事業もやい・ふれあい菜園事業を実施しておりますが、住民同士の支え合いによる通いの場、見守り活動の場の体制が構築されておりますので、地域的には充足していると考えております。

今後は、来年度次期計画がスタートしますので、その中で必要なサービス量を精査して、対応したいと考えております。

3点目です。今後、認知症の方がふえていく中、地域で支える場合、訪問看護員の増員が見込まれるが、その状況がどうかということでございます。

地域包括ケアシステムの理念に基づき、認知症の方を含め、高齢者を在宅、地域で支えるためには訪問介護は重要なサービスであると考えております。

しかし、各事業所において、訪問看護員の高齢化が進み、また求人に対する応募者数も減ってきている状況があり、団塊の世代が後期高齢者となるいわゆる「2025年問題」に対応するため、

訪問介護員を初めとする介護人材の確保につきましては、喫緊の課題であると考えております。

熊本県は、県が作成しました介護保険事業支援計画に基づいた介護職員参入支援事業など、介護人材の確保に関する施策を実施しております。本市におきましても、介護職員の資質向上も含めた介護職員の育成に係る研修の実施など、県と連携した施策を実施したいと考えております。あわせて、介護人材確保以外にも訪問看護員の不足に対応するための施策としまして、食の確保事業も含めた新しい総合事業の拡大、充実についても今後検討していきたいと考えております。

4点目です。介護職員の処遇の向上について、市として考えはないかということでございます。

平成24年度の介護報酬の改定によりまして、介護職員の処遇改善加算に係る制度が創設されております。本来、給料、手当等を含めた介護職員の待遇につきましては、各事業所、労使間において決定されるべきものであると考えております。

ただし、介護職員の待遇につきましては、介護人材の確保にも重要な因子となってきますので、本市の移住定住に係る施策と連携しまして、あわせて今後の国・県の施策、他市の状況などを注視したいと考えています。

また、御存じのとおり、介護職は、重労働、低賃金のイメージが定着しており、新卒者の確保が非常に難しい状況となっております。そのため、新たな従事者が確保できないままでのサービスの提供は現従事者への負担増となり、その負担増により、離職するという構図ができ上がりつつありますので、まず介護職に対するイメージの改善が必要であると考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問に入ります。

本当に部長がおっしゃいましたように、やはり訪問介護員ですね。一つは待遇の問題もあつたり、不規則な形でのお勤めであつたりとかすることで、今後、充足するのが大変な問題になってくるだろうというふうに私も捉えています。この講座でも地域で少しでもその漏れた部分をどうにかできないかということで、たくさん事例が出ていました。

一つは、熊本市の帯山地区なんですけれども、「ササエリア帯山」ということで、お助け隊というのがあるんだそうですね。私たちが婦人会とかいろんなので少しずつお支えをしていたりする面もあるんですけれども、このお助け隊は、一番に、声かけ、安否、それから、話し相手をする、それから、買い物の代行、ごみ出し、ここまでは割と地域で私どももやっていたりするんですけども、次に、庭の掃除だとか草取り、そして家の中に入って、今度は電球の交換とかということになりますと、やはり介護のサービスを受けている側の人たちが、こんなことをしてほしいというそういう関係にならないとなかなかそこまではいかないのかなというふうに思いまして、このお助け隊という取り組みは、今のふれあい活動だとかそういうことからもう一歩進んで

地域の中でお年寄りや障害を持った方を支える仕組みになっているのかなと思ひまして、これについて水俣市がどんなふうに感じられるかということ質問の1番にしたいと思ひます。

そして、もう一つは、認知症の地域支援員の配置ということで、それを進めるというふうに聞いているんですが、これについて現在の状況をお聞きしたいと思ひます、2番目の質問です。

最後に、この間テレビなどでも介護者のほうからの虐待とかさまざまな問題があると思うんですけれども、そういう悲しい事件も全国で起こっております。

働きやすい環境をつくるということが大切なのかなと思ひまして、先ほど部長のほうからもちょっとそれに類似するようなことでの答弁をいただいたんですが、もしよろしかったら、このことについても市のほうから特に指導しているようなことがございましたら、お聞かせいただけないかというふうに、これを3つ目の質問にしたいと思ひます。

何よりも思ひますのは、人生の最後に人間がどのような形で死んでいくのかということとはとても大事なことでありまして、どんなに体がきつくて、どんなに苦しい状況であっても、誇りを持って日々を送ってもらいたい、そう思ったときに、やはり命を預かる人々は大変重要な仕事についているんだということをぜひお伝えいただいて、今後、例えば外に出ている方たちにも奨学金の制度なんかを使っていただいて、水俣のほうに帰ってこれるような仕組みをつくっていただけないかというふうに思ひます。これは要望にしたいと思ひます。

3つ質問をいたします。

○議長（福田 齊君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 藤本議員の3回目の質問にお答えします。

まず、1点目ですけれども、熊本市のササエリア帯山の中でお助け隊というような活動が行われているというお話がございました。水俣市においては、どんな取り組みをしているか、どう思われるかということでございますけれども、本市の地域での支え合いについて述べたいと思ひます。

本市では、本年度から新しい総合事業を開始をしております。その中で、シルバー人材センターに委託をして実施しておりますシルバーサポート事業があります。これは、元気高齢者による軽微な家事援助などのサービスを行うものです。

また、社会福祉協議会で実施をしておりますスマイルサポート事業というのがございます。これは、買い物や電球交換、通院時の付き添いなど、日常生活でのちょっとした困りごとを地域の中で助け合うという取り組みです。

これらの取り組みに加えまして、地域の住民主体で実施されるもやい・ふれあい菜園事業、まちかど健康塾などの通いの場、見守りの場づくりにより地域包括ケアシステムの構築、地域コミュニティーの再構築を行い、希薄となった地域住民同士のつながりを再び強く結びつけ、お互

いに地域社会での生活を支え合うといった関係性を構築することで、介護人材不足の解消につながろうと考えております。

また、本市には地域密着型サービス事業所が19カ所ございます。これらの事業所は、地域サポートセンターとして、地域でのさまざまな困りごとなどの相談窓口となっております。それぞれの地域での拠点施設として、機能をしております。

地域サポートセンター等を拠点としました地域での支え合いのネットワークは、必要と感じておりますので、今後も地域や事業所の皆様の御協力をいただきながら、充実させていきたいと考えております。

2点目です。

地域における認知症高齢者への対応について、認知症地域支援推進員の現在の状況はどうかということでございます。

本市では現在、社会福祉協議会に2名の認知症地域支援推進員を配置をしております。家族からの相談や地域住民からの情報、介護予防把握事業などにより拾い上げた方を対象に訪問を行いまして、必要があれば専門医につなぐなどの活動を行っております。昨年度の相談件数は、930件となっております。

最後に、介護施設の中で介護職員の働きやすい環境づくりについて、市から指導しているようなことがあるかという御質問でございます。

本市では、今年度から地域密着型サービス事業所9カ所を対象としまして、介護相談員事業というのを実施しております。これは毎月事業所を介護相談員が訪問し、利用者の声を直接聞いて、年度末に事業所に届けるというものです。これを実施することによりまして、閉鎖的になりがちな事業所内の風通しをよくするというメリットがあると考えております。

また、地域密着型サービス事業所には、定期的に運営推進会議を開催していただいております。その事業所にかかわっている地域住民、利用者の家族、また行政が参加をしまして、事業所内での状況を報告していただいております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、メガソーラー発電所建設における環境汚染防止のための規制強化について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、メガソーラー発電所建設における環境汚染防止のための規制強化について、順次お答えいたします。

まず、長崎地区メガソーラー建設による河川汚濁はどのようなものであったか、との御質問に

お答えします。

現在、水俣市長崎地区のゴルフ場跡地に株式会社一条工務店がメガソーラー発電所を建設中ですが、ことしの4月から9月にかけて発生した大雨や台風により、工事現場調整池より濁水が茂川へ流出し、湯出川、水俣川を汚濁いたしました。

この事態を受け、市は一条工務店に対し、メガソーラー発電所建設事業に関する協定書に基づき、意見書と要求書を提出し、その都度御対応いただいているところでございます。

次に、事業主は造成工事を中断して今後どのようにするのか、との御質問にお答えします。

さきに述べました市からの要求書に対し、一条工務店より10月25日付で、濁水流出再発防止対策及び茂川清掃計画書が提出され、その計画に基づく対策を現在進めていただいているところでございます。

計画の内容としましては、降雨が少ない時期まで工事を一時中断すること、工事現場調整池へ流入する水路の計画を変更すること、茂川の清掃を行うことなどとなっております。

また、中断した造成工事につきましては、対策の進捗及び降雨の状況を見ておりましたが、工事は先週末に再開しております。今後は、再び河川の汚濁がないよう対応いただくことになっております。

次に、現在、第2水源の水質はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

第2水源の水質検査は、水道法施行規則第15条第1項に基づき、水質基準全51項目の検査を3カ月に1回実施いたしております。

水質検査の結果につきましては、濁水が発生した平成29年4月17日以前に検査した検査値と濁水発生後の検査値を比較した結果、ほとんど変化はなく、全て基準値内に入っておりますので、水質には何ら問題はございません。

次に、湯出地区に建設予定のユニオンネット社の太陽光発電は進んでいるのかとの御質問にお答えします。

ユニオンネット社の太陽光発電所の建設に関しては、これまで市の担当課に何度か相談に来られている状況です。また、より計画が具体化した際には、その都度、市へ相談いただくようお願いをしているところでございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。2回目の質問に入ります。

4番目に質問いたしました湯出地区のユニオンネット社の太陽光発電ですが、これは何度もこの場で申し上げておりますが、私どもが産廃場ができるということで反対したところでございます。ここについては、やはり水源地ですので、きちっと注視していかなければいけないというふうに思っております。

市に対しましては、これは要望でございますけれども、事業の進捗状況を見て、大きな会社が提携する可能性があるということも聞いておりますので、市民にきちんと説明会を開いていただくよう要望をいたしたいと思います。

次に、ゴルフ場跡のメガソーラーのことで、平成28年10月7日に株式会社一条工務店とメガソーラー発電所建設事業に関する協定書を結んでおられると思います。御存じのとおり、これは第7条までありまして、地域開発に関する努力義務では、地域開発の中核として、地元関連企業の発展に寄与すること、そして、環境については、2項にわたって協定を結んでいます。

第6条では、農林漁業との健全な発展との調和を図るため、地域住民や農林漁業者などとの合意形成に努める、また前後いたしますが、5条においては、事業主は、実施に当たっては、法令、条例などを遵守し、災害の防止及び環境の保全に努めるものとするというふうに協定を結んでおります。

この5条なんですけれども、法令というのはどのようなことかということで、執行部の方にも話をしたり、自分でも調べましたが、大きくは河川法だとか森林法、それから国土利用計画法などが挙げられるということなんです、そこで、1番目の質問をいたします。

この法令などを意識して、今回一条工務店との協定において、施工段階において、特に工務店に対して、要望したことがあったのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、第6条には、農林漁業の健全な発展との調和を図るため、地域住民や農林漁業者との合意形成を図るというふうにあるわけなんです。施工前、施工後において、話し合いなどがあったのかということをお尋ねしたいと思います、これが2番目です。

そして、3番目です、これが一番聞きたいことなんですけれども、施工が始まって、切り土、盛り土などの状況があったわけなんです、そのときに懸念される環境への影響については、何らかの対策をするよう施工者に対し要望をされたのかということが3番目の質問です。

最後に、今後のことなんですけれども、水俣市の河川、海域が汚染されたわけですので、河川の清掃について、どのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

質問は4つです。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

4点です、まず1点目、協定において、市として特に要望したことはあったのかにつきましては、市として守っていただきたいことは既に協定書の中に明記しておりますので、特に要望はしていません。

次に、メガソーラーの建設に当たりまして、地域住民との話し合いなどはあったのかについては、地域住民との合意形成を図る話し合いにつきましては、一条工務店が平成28年8月27日

に野川公民館において、16区自治会を対象とした水俣市メガソーラープロジェクト計画に伴う地元説明会を開催されております。なお、この説明会の中では、自治会からの質問に対する回答がなされておまして、特に反対意見等はなかったとお聞きをしております。

3点目です。切り土や盛り土などをした場合に懸念される環境への影響について、何らかの対策を要望したのかについてですが、先ほども答弁いたしました。施工に関しては、協定書を順守していただくようお願いしており、特段このようにとか要望はしていません。

それから2次質問最後ですけど、河川の清掃についてですが、河川の清掃につきましては、さきに述べました10月25日付で一条工務店から提出された計画書により鍋滝と大窪橋付近を清掃することとなっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、3回目の質問をいたします。

私どもの近くの方が慌てて来られました。藤本さん、もう川が真っ赤になるとるよって。もうどげんするやって言ってこられたんですね。今、部長のほうからはとつとつと御答弁いただいたわけなんですけれども、市民のほうも大変心配をしておりました。

私個人の意見ですけれども、工事の再開を伝えてきたというふうにおっしゃったと思います。これに当たっては、やはり議会の特別委員会でも、もう一度状況を見に行く必要があるのではないかなというふうに、私見ですけれども思っております。

そして、3回目の質問の中身ですけれども、水俣市のメガソーラーというのが建設中も含めて、大体5つぐらいということで、もう2回ほど質問をさせていただいているんですが、環境を守るために、きのうもNHKのクローズアップ現代で中国の再生可能エネルギーのことで報道がありました。中国では今、物すごい勢いでエネルギー転換が起こっていて、火力とか原子力よりも低い価格で電力を生むことができるということで、日本の倒産した会社なども巻き込んでいって、再生可能エネルギーをつくろうというふうな動きがあっているということで、水俣も狙われるのではないかというふうに一瞬きのうの番組を見ながら思ったんですけれども。済みません、余談になりましたけれども、やはり再生可能エネルギーであるからこそ、建設からパネルの廃棄、リサイクルまで含めて、事業者はもちろんですけれども、自治体は、環境に負荷のない計画を持つべきだというふうに私は思っています。

水俣は、水俣病の教訓ということで環境のまちを目指すよというふうに進んできたわけなんですけれども、このことが同じようなことになってしまったのではないかということで、大変残念に思っているんです。これ以上のことを起こしてはいけないというふうに思っていますので、このことを教訓にして、同じことが起こらないようにしていく必要があるのではないかというふ

うに思っています。

そこで、提案なんですけれども、業者に対しては、環境協定だけではなくて、施工段階での詳細なチェックを促すための仕組みが必要と考えます。

具体的には、執行部の方にもお話ししましたが、環境省が多くの自治体で現在つくっている条例について提示しておりますように、景観の保全だとか適切な土地開発などへの誘導とか、環境配慮を求める条例がたくさんございます。今回のことを教訓にするということであれば、環境影響評価条例のようなものを水俣市もつくる必要があるのではないかというふうに思っています、これを1つ提案したいと思います。

○議長（福田 齊君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 藤本議員の3回目の御質問というか、要望に近かったんですけど、現在、市としましては、メガソーラー発電所建設の御相談があった場合、事業者に対しましては、メガソーラー発電所建設事業に関する協定の締結についてのお願いという感じでしております。

これは、事業者、それから熊本県、水俣市の3者で締結するものでございまして、協定書の条文には、事業の実施に当たって、法令、条例を順守し、災害防止及び環境の保全に努めるものとするというありまして、これはあくまでも事業者の努力義務ですが、それを明記しております。

しかし、この協定を締結すること自体も義務ではございませんので、しかも協定自体に法的な拘束力はありません。

このたびの長崎地区メガソーラー建設による河川の汚濁の例では、この協定に基づき対策を実施していただいているところですが、未然に防止する何らかの対策が必要だなということを今回の事件で思いました。

市としましては、今後も継続して国へ再生可能エネルギー発電設備の適正な設置基準に関する法整備を要望していくとともに、他の自治体のメガソーラー発電所建設に対する規制等を研究していきたいと思っています。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、川内原発事故時の熊本県との連携について、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、川内原発事故時の熊本県との連携について、順次お答えします。

まず、10月24日、熊本県と水俣市を含む2市2町で川内原子力発電所を訪問しているが、訪問した目的はどのようなものであったか、との御質問にお答えします。

熊本県と水俣市を含む2市2町で組織する川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議については、昨年度は、熊本地震の影響で未実施となっており、今年度実施するよう熊本県へお願いしたところであります。

川内原子力発電所を訪問した目的は、川内原子力発電所に関する現状把握と安全対策の確認であります。内容としましては、川内原子力発電所の施設見学と県及び関係4市町との意見交換などです。なお、施設見学では九州電力から電力事業者の監督・指導の徹底や事故防止、安全対策の強化などの説明がされました。

次に、水俣市は、九州電力に対し質問、要望をしたのか、との御質問にお答えします。

水俣市からは、新燃岳や桜島の噴火に伴う火山灰が九州電力の設備などに影響がないのかと質問を行い、九州電力からは、桜島の噴火を想定している。本施設は、国が示す原子力発電所の火山影響評価に基づき、降灰による厚さ15センチの火山灰を想定し、徐灰して車両が通行できることの走行試験や外部から火山灰が施設内部に入り込まないようにフィルターの設置などの対策を講じている、との説明がありました。

次に、熊本県は九州電力に対し質問、要望をしたのか、との御質問にお答えします。

熊本県は、原子力災害を想定し、万全を期していかなければならないとの認識を示されており、九州電力に対し、情報の共有と発信を各自治体等と連携を図り、引き続き安全対策を講じられるよう意見等がありました。

次に、水俣市は川内原発の事故を想定し、熊本県とどのように連携していくつもりか、との御質問にお答えします。

川内原発の事故が発生した場合、国の指針では、無用な被曝を避ける意味で30キロ圏外の避難は屋内退避が原則であります。30キロ圏内にある出水市からは、水俣市へ避難することとなります。しかし、事故発生時に台風や大雨など、複合的な災害が発生した場合、水俣市民の避難が想定されます。このような複合的な事故発生時、避難する受け入れ先の確保をするためには、熊本県の協力が必要であると考えており、今後も川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議等で連携を深めながら協議してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

川内に行っていただいて、市としても御意見もしていただいたということで感謝申し上げます。

私ども川内原発を考える肥薩4市のネットワークのほうでは、11月7日と熊本には17日だったんですけども、両方とも要望書を提出しに参りました。

内容は、熊本地震や鹿児島での相次ぐ地震を受け、1、国にエネルギー転換と川内原発の早急な停止、廃炉を働きかけること、2、避難元自治体に対して、それぞれの責務を明確にし、過酷

事故の際に避難できるよう連携、避難訓練などのサポートを行うこと、3、安定ヨウ素剤を希望する県民に配布することという内容で要望書を提出しました。

熊本県のほうからは、危機管理防災課、エネルギー政策課、危機管理防災課の中の薬務衛生課というのがあるそうなんですけれども、そこの方などが10名ほど出ていただきまして、大変丁寧に懇談をしていただきました。

肥薩4市のメンバーのこの要望に対して、熊本県は、文書で回答していただいたんですけども、その内容は、まず、エネルギー政策は、国の判断に任せる。県内の受け入れ市町との連携体制を強化するため、住民避難訓練への参加や通信連絡訓練などを通じた情報連絡体制の整備などに取り組む。安定ヨウ素剤は、県としては、国の指針の30キロ圏外の自治体への事前配布は求められてはいないため、行わないという紙面での回答でございました。県庁まで要望書を持って行った方たちは、正直なところ、ちょっと落胆したという感想でございました。

根本の問題としては、これは私見ですけども、やはり県は、国が進める政策には右へ倣えであるのだなということと、国の決めた指針を踏襲しているということ、それから、県民が事故に巻き込まれたとき、どのように責任をとるのかという懸念が残ったというのが、私どもの感想でした。

そこで、4つ質問をしたいと思います。

水俣市の原子力災害対策計画の中に、熊本県として取り組むべきということがございます。一緒に協力して取り組むことですね。

1つ目に、原子力防災に関する住民などへの知識の普及、啓発、この連携はどうなっているのか。

2番目の質問は、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成というのは、どうなっているのか。

次に、3番目の質問です。原子力防災に関する訓練の実施及び市が行う訓練への助言はどうなっているのか。

4番目には、健康相談及び医療体制の整備はどうなっているか、このことについて、4つ質問をしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 市の地域防災計画にございます原子力防災対策計画、この中にございます県が行う事務、業務、これについてのお尋ねということで、まず初めに、原子力防災に関する住民等への知識の普及及び啓発について、どうなっているかということでございます。

市と県との連携は、今のところ実施しておりませんが、今後、本市においては、防災会議や住民を対象とした講演会等を行うこととしておりますので、その中で県に対しても住民等への知識

の普及及び啓発が行えるよう、協力を求めたいと考えております。

次に、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成についてどうなっているのかということでございます。

12月24日、熊本県の主催で実施されました川内原子力発電所の視察、これも職員の知識の向上につながったものと考えております。今後も県や民間団体が主催する研修会などに積極的に参加したいと考えております。

次に、原子力防災に関する訓練の実施及び市が行う訓練への助言についてどうなっているのかということでございますが、原子力災害に関する訓練の実施は当然必要があると認識しておりますが、まずは防災会議や住民を対象とした講演会等を行い、原子力対策について知識を得ることが必要だと考えております。

今後、出水市の避難訓練への協力をを行いながら、本市が訓練を行う際、市単独では困難だと思われるので、県に助言をいただいてまいりたいと思っております。

最後に、健康相談及び医療体制の整備、これはどうなっているのかということでございますが、今後、市が行う防災会議などで災害対策について議論した上で、熊本県や医療関係団体等を含め、健康相談及び医療体制の整備を考えてまいります。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をいたしますが、もう再稼働しておりますので、できましたら、早目にいろんなことを取り組んでいただけないかなというのが、私の要望でございます。

今回、熊本県に私個人は初めて行きましたけれども、ほかの自治体はどんなふうな感じなのかなと思ひまして、水俣市が防災協定を結んでいる守山というところがございますが、その滋賀県の様子を調べてみました。

滋賀県は、私たちと同じように原発を抱えていない県ですけれども、原子力災害時の実動訓練を実行、それから、滋賀県原子力防災専門会議などがあります。それから、県民に開かれているなというふうに感じましたのは、避難計画があるんですけれども、それをどんどんどんどん修正していつているんですが、その修正に対して、県民から意見を聴取するという形で進んでいるということで、やはり関西の水がめの琵琶湖を守らなければいけないという強い思いを感じることもあったなというふうに思いました。

やはり、ここで最後に質問したいんですけれども、原子力災害のときの避難訓練というのを何度かしていただくようにということで、お願いをしているんですが、実効性のある避難訓練をするということは全てのことを整えていく必要があるということですので、もちろん県との連携も

必要でございます。それで、ぜひ、早いうちの実効性のある避難訓練を実施できるように、市としては取り組みを強化していただけないかというふうに1つ質問をしたいと思います。

あと、今回、総務産業委員会のほうで、福島県の南相馬市のほうに視察に参りました。

そこで、小高ワーカーズというところを見させていただいて、代表の方が100の課題の中から100の仕事をつくるということをお話されて、その心意気にとっても感動をいたしましたけれども、それとともに、商工会の方がいらっしゃっておられまして、この町から避難しなければならなかった、その実情というのを語られまして、今後、原発災害からどのように市民を守っていけるかということは、私たち議会の議員の肩にかかっておられますよというふうに最後に強く訴えられまして、本当に言われるとおりでなと思ひまして、大変有意義な視察をさせていただいたというふうに思いました。

以上、1つ質問させていただきます。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） まず、2つあったかと思うんですけれども、市として早目に訓練等を対応してほしいというお話の趣旨が1点目にあったかと思ひますけれども、それにつきましては、やはり繰り返しの答弁になりますけれども、国及び県との連携というのがどうしても必要になることによって、実践的な訓練ができるかと思ひておりますので、まずそちらのほうを優先して考えていきたいというふうに思ひております。

2つ目でございます。市民の生命、これを原発災害から守るということで、これについて、いろんな各団体とも連携をとらなきゃならないというような趣旨のお話だったかと思ひますけれども、御指摘のとおり、原子力災害対策、これそのものは熊本県や関係自治体並びに関係団体などとの連携が必要になってくると思ひておりますので、これをとらなければならないと認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、熊本市で開催されている水俣病展について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、熊本市で開催されている水俣病展について、順次お答えします。

まず、水俣市は、水俣病展をどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

今回の水俣病展につきましては、グリーンコープ生活協同組合と認定NPO法人水俣フォーラムの共催により、熊本市の熊本県立美術館分館をメイン会場として、熊本市内5会場で11月16日から12月10日まで開催されております。

水俣病展は、水俣病について学び考える中で、公害の悲惨さや命のとうとさ、環境の大切な

ど、水俣病から学ぶべき教訓について国内外に発信すること、また、水俣病の歴史や正しい認識について理解し、差別や偏見をなくすことを目的として、平成8年に東京で初めて開催され、これまで全国24都市で、延べ14万人の入場者数を得ている事業と伺っております。

事業の内容としましては、写真や映像、音声、実物の資料展示やホールプログラムとして被害者や関係者による講演や記録映画の上映会などが開催されております。水俣病に係る歴史と正しい認識を学び、健康被害を受けた方々の苦しみや思いを共感できる事業であると認識しております。

私も先日、資料展示を拝見させていただきましたが、水俣病の被害の状況や当時の水俣の地域の状況などを知ることができる貴重な展示であると感じました。できるならば、水俣病の教訓をもとに現在の水俣が取り組んでいる環境モデル都市づくりなどについても紹介していただけるような展示があると、来場された方に水俣病の教訓だけではなく、水俣という地域についても興味を持っていただけるのではないかと感じたところであります。

次に、どのような協力をしたのか、との御質問にお答えします。

今回の水俣病展の開催に当たり、市としましては、名義後援のほか、本事業の市報への掲載や庁舎等でのポスターやチラシの掲示により市民等へ周知するとともに、講演に参加する水俣病資料館語り部への配慮などの協力を行っております。

次に、今後、水俣病展を市政に生かすことができると思うか、との御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、水俣病展においては、水俣病の教訓発信、差別、偏見の解消を目的に実施いただいていると伺っております。市としましても、これらの問題は水俣病を解決する上で取り組むべき課題と考えており、今後もこれらの目的が達成されるよう事業に取り組んでいただければと考えております。

○議長（福田 齊君） 時間も迫っておりますので、簡潔に質問のほうをまとめてください。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 現在行われている水俣病展ですけれども、主催者のほうにお聞きしましたら、1週間ぐらい前で5,000人ぐらいが来場されたということで、著名人によるホールプログラムも満杯で入り切れなくて、ロビーで話を聞くというふうになっているということでした。

また、遺影の前に長い間、立ちどまる人たちがおられたりして、そのことも印象的であるというふうにおっしゃっておられました。

先ほども市長から答弁がありましたように、正しい知識で差別や偏見をなくすということを発信でき、全国で開催していただくのは、水俣市にとってもとても大切なことであるというふうに私は一つ認識をしております。

そして、今回、グリーンコープ生活協同組合が開催に当たって呼びかけているんですけれども、

水俣病展は、すでに24回開催されて、14万人の入場者を得て、そして国際的な賞もたくさんもらっておられます。多くの評価をもらってきたけれども、一方で、福島原発のメルトダウン以降、次々と起こる問題は、水俣からいかに学んでいないかを痛烈に物語っていると思っている。そこで私たちは、熊本市で初めて開催する水俣展の準備を始めたが、熊本地震により、中断を余儀なくされた。その傷が癒えてはいませんが、だからこそ、水俣病事件で諸相を通して命について学び直したいと考えているというようなメッセージを出しながら、人々に訴えをしておられます。

これは、やはり水俣病というのは、もう私たち市民の思いを越えて、日本中に、世界に命の重みを問いかける、そしてまた、病んだからこそ輝く命なんだと、そのような場所にここはなっているのじゃないかというふうに思っています。

先ほど、水俣の現在のことももっと扱っていただければということで、見に行かれた方がそういう御意見があったということで、私もそれはよくわかります。環境モデル都市として、農林漁業では、食の安全を、それからさまざまな取り組みを水俣はしてきましたので、そのことも発信をしていただくように、今後水俣フォーラムのほうには、私も要望をしていきたいというふうに思います。

1つ質問をいたします。

そんな中、開催中にモンゴルの政府関係の方、環境省の政策顧問の方ですが、市長に表敬訪問されておられますが、それは、モンゴルでは、金採掘時に使う水銀が周辺の牧草地を汚染し、家畜だとか、それから環境にも影響しているということで、国民に警鐘を鳴らすということのために、水俣病展に取り組みたいということで、西田市長に表敬訪問されたんですけれども、このような海外の方への協力を、具体的には、資料館などが窓口になると思うんですけれども、これについて水俣市としても、ぜひ協力をさせていただく方向で考えていただけないかと思ひまして、1つ質問させていただきたいと思ひます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点ございました。

それと、現在の水俣をフォーラムの展示の中で入れていただきたいということは、ほかの方の意見というよりも私が実際に見に行つて、私、嫁と見に行つたんですけど、見終えて出た感想でございます。

モンゴルの水俣病展開催というのは、先日、水俣に表敬訪問されたときのお話の中で、そういったことを考えていらっしゃるという発言がございました。私ども市としましても、協力できることがあれば、協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間も迫つてまいりましたので、1995年なんですけれども、私はこの水銀規制とい

うことに関連しまして、アフリカのタンザニアに調査に入ったことがあります。金鉱山で働く人たちに健康の被害が出てないかということで、その採掘現場に行ってみりました。そのときのことが目に焼きついているんですけども、ずっと奥地のほうに入っていったときに、訪問者の記帳を見ました。その記帳に、水銀の研究をされている赤木洋勝先生のお名前がありまして、ここまでいらっしゃっていたんだというふうに思って、大変感動したことを覚えております。

世界では、多くの人たちがこの水銀による被害に苦しんでいるということを私は身をもって感じておりまして、その水銀の条約のことで、それから、水俣病展というのは、ちょうど16年前に水俣で水俣病展をやったとき、水銀条約のことが始まったときだったんですけども、やっぱり世界の環境問題の本質を問うことだというふうに思っておりまして、私はこの水俣市が果たす役割というのは大変大きなものがある。それから、お互いの国に友好と交流ということで、お互いが豊かな未来を共有していけるように、物心両面にわたって、お互いが協力して豊かな未来をつくっていくようにしたいというふうに思っておりまして、もしよろしければ市長の抱負をお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私、ジュネーブに行きまして、いろんな方とお話する機会もございました。特に途上国の水銀に対しての取り扱い方は、使っていらっしゃる方がそういった認識がないということが非常に問題になっているということを知りました。

これは、途上国に対して、いろんな国がいろんな形で支援していく、それはもうお金の面での支援もありましょうし、こういった私たちの情報、そういったもので支援していくのも大きな役割だというふうに思っております。市として、日本だけではなく、世界に貢献できることがあれば、水俣市の役割だというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

平成29年12月6日

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月6日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時35分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	総合政策部長	（帆 足 朋 和 君）
総 務 部 長（本 田 真 一 君）	福祉環境部長	（川 野 恵 治 君）
産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）	総合医療センター事務部長	（久 木 田 美 和 子 君）
総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）	福祉環境部次長	（高 沢 克 代 君）
産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長	（山 田 雅 浩 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長	（藪 隆 司 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総務部総務課長	（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）		

○議事日程 第3号

平成29年12月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1 高岡朱美君 | 1 水俣市の高齢者福祉と2018年介護報酬改定について |
| | 2 福祉と環境のまちづくりと移住定住促進について |
| 2 小路貴紀君 | 1 ふるさと納税について |
| | 2 小学校運動部活動の社会体育への移行について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、本山副市長から公務のため、本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

急に冷え込みが厳しくなりました。けさの市役所付近の気温は6度となっていました。

今月21日から23日まで総務産業委員会で宮城県に視察に行かせていただきました。仙台では既に雪が舞っておりました。震災があった2011年3月11日は、最高気温6.2度、最低気温はマイナス25度となっています。その寒空の下でたくさんの方が津波に飲まれて亡くなりました。あれから6年たった南相馬市の小高区というところでお話を聞かせていただきました。

小高区は、福島原発から20キロ圏内にすっぽり入り、全住民が避難した地区です。昨年の7月
ようやく避難解除されたばかりで、まだ住民のほとんどが戻っていません。そのような中で2
児の父親である40歳の和田さんは、ゼロから起業し、徐々に仲間をふやされていきました。和田さ
んは、あの日から避難先を5カ所も転々とした後、ことし7月から家族と一緒にふるさとに戻っ
てこられたそうです。その動機の一つが、東電から補償金をもらっていることに対する避難先住
民からのやっかみやいじめだったといいます。いじめは子どもの世界だけの話ではありませんと
おっしゃっていました。同じような話が水俣でもありました。はい、よくわかりますと心の中
うなずいておりました。

昨日、藤本議員も触れられましたが、和田さんのお話は本当に感動的でした。中でも大変心
に残る言葉がありました。「自分たちは震災で何もかもなくしたが、同時に余計なものもなくな
りました。それは依存体質です。以前の小高では企業に雇用されることが生きるすべでした。その
行き着く先が原発だったんです。今は何も無い。企業も来ませんから、必要なものは全て自分
たちでつくるしかありません。それが仕事になるんです」と。はっとさせられました。

受けた傷の大きさは比べ物になりませんが、これは過疎に悩まされている地方都市全てに共通
してる話だと思いました。企業が来ないと仕事がない。だから若者が出ていくという公式をいつ
の間にか持っていました。そうではないんだと気づきました。

和田さんの周りには、何か始めたいという若い人が少しずつ集まっています。発想の転換をさ
せてくださった和田さんにここから心を込めて感謝をしつつ、以下、質問に入ります。

1、水俣市の高齢者福祉と2018年介護報酬改定について。

①、介護保険法の一部改正により、水俣市では2017年4月新総合事業（介護予防・日常生活支
援総合事業）が本格的にスタートしたが、これまでと比較して何か変化があったか。

②、新総合事業ではこれまでの予防給付メニューに加え、市町村独自のサービスが盛り込める
ことになっているが、水俣市の場合はいかがか。

③、介護保険、新総合事業に該当しない高齢者の介護予防として地域のボランティア、自治
会、NPOなどの役割が期待されているが、水俣市の状況はどうか。

④、2018年4月から介護報酬が改定されるが、その内容を聞いているか。それが現実となった
場合、本市にはどのような影響があると考えられるか。

2、福祉と環境のまちづくりと移住定住促進について。

①、転勤以外で、本市への移住を検討していると受け取れる人からの問い合わせは、どれくら
いの頻度であり、どのような内容か。

②、移住してこられた方の就労先を把握しているか、把握しておられれば、それはどのような
分野か。

③、主な定住化策である住宅支援、子育て支援、起業支援にはそれぞれどのようなメニューをそろえているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

初めに、水俣市の高齢者福祉と2018年介護報酬改定については、福祉環境部長から、福祉と環境のまちづくりと移住定住促進については、私からそれぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 水俣市の高齢者福祉と2018年介護報酬改定について、答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 初めに、水俣市の高齢者福祉と2018年介護報酬改定について、順次お答えします。

まず、介護保険法の一部改正により、水俣市では、2017年4月新総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業が本格的にスタートしたが、これまでと比較して何か変化があったかとの御質問にお答えします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護を予防することを目的とした事業です。この新総合事業には、要介護認定で要支援1、2の判定を受けた人や、基本チェックリストにより、生活機能低下がみられた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての人が利用できる一般介護予防事業の2つがあります。

この事業がスタートして約8カ月が経過しました。地域包括支援センターで初期相談を受け、困りごとやニーズにしっかり向き合い、個々の状態に応じ、自立した生活を継続するために必要なサービスについて、専門職が、利用者やその家族とともに考え、利用決定するといった機能が強化され、より一層介護予防に対する動機づけが進み、自立に向け、自助努力するといった介護保険の理念が住民の中に定着しつつあるように思います。

次に、新総合事業ではこれまでの予防給付メニューに加え、市町村独自のサービスが盛り込まれることになっているが、水俣市の場合はいかがか、との御質問にお答えします。

新総合事業では、従来予防給付として実施してきた訪問介護相当サービスや通所介護相当サービスのほか、本市の独自のサービスとして、既存の訪問型・通所型のサービスに、それぞれ一つずつ新しい事業を追加しています。

まず、訪問型サービスには、シルバー人材センターに委託し、元気な高齢者を担い手とした軽

微な家事援助などを行うシルバーサポート事業を、また、通所型サービスには、パワーリハビリテーション機器を備えた市内2カ所の事業所に委託して、4カ月間の短期集中型で運動・体操、脳トレなどを行ういきいきあっぷセミナーを追加しています。

次に、介護保険、新総合事業に該当しない高齢者の介護予防として地域のボランティア、自治会、NPOなどの役割が期待されているが、水俣市の状況はどうか、との御質問にお答えします。

新総合事業の実施について、国は、介護保険など公的なサービスだけでなく、人や物など地域にある資源を生かしたサービスを活用し、多様な主体によるサービスの提供を進めるとしています。

本市では、一般介護予防事業として、市内34カ所の公民館などで、住民のボランティアや事業所、行政が一体となって、取り組んできたまちかど健康塾があります。これに新たに、もやい・ふれあい菜園事業を、今年度からスタートしたところです。

この事業は、市内4カ所の自治会に委託し実施しております。それぞれ住民ボランティアがサポートし、植えつけから育成を行い、収穫した食材を活用して、支える側と支えられる側が会食や配食を行うことで、集いの場や見守り活動の場となる新しいスタイルの介護予防事業となっております。

これまでの介護予防事業の参加者の多くは女性でしたが、このもやい・ふれあい菜園事業には、多くの男性が参加しているところが特徴で、力仕事などの役割を持ち、自分の居場所として、積極的に参加いただいております。

次に、2018年4月から介護報酬が改定されるが、その内容を聞いているか。それが現実となった場合、本市にはどのような影響があると考えられるか、との御質問にお答えします。

介護報酬改定の審議は、現在、社会保障審議会介護給付分科会で行われており、国からの情報によりますと、ことし12月中旬ごろに最終意見書が取りまとめられる予定と伺っております。現時点でその内容について、新聞報道等以外の情報はございません。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

介護保険制度は6年ごとに見直しが行われていますけれども、平成28年の見直しで非常に大きな変更がありました。ちょうど1年前にそのことをこの場で取り上げました。どういう変更があったかといいますと、7段階ある介護度の中で、比較的軽度の要支援1、2が保険制度の対象から外され、サービス提供は市町村がしなさいということになりました。厳密にはサービスの内容によって保険制度の対象になるものもあり、例えば福祉用具の貸与、住宅改修、訪問看護、ショートステイなどはこれまでどおりとなっていますので、市町村が実施主体となるのは、訪問介護と通所介護、通所リハ、それにプラスして、市町村独自のサービスをつくることができます。

始まってからの様子をお答えいただきましたが、相談に来られた方とサービス計画を一緒に考える過程で、介護予防への意識が定着しやすいという御答弁でした。

人間は何歳からでも筋力はつけられるといいます。相談の中で、もう自分は人の力をかりるしかないと思っていた方が、いやそうでもないのかと前向きに変化しているとしたら、それはとてもよいことではないかと思います。

ただ少し心配もありますので、さらにお聞きします。

1点目の質問です。介護サービス利用の最初の相談窓口は社協の地域包括支援センターとなっています。これまでは、介護度の重い人も軽い人もまずは介護認定審査会に書類を送って審査をし、その決定に従って、ケアプランをつくっていました。ところが、制度変更後は先ほどの説明にもありましたように、相談を受けた時点で細かな聞き取りを行い、保険サービスを使うのか、それとも水俣市の新総合事業につなぐのか、最初の判断をしなければなりません。さらに、市のサービスを使う場合でも一人一人のサービスプランを作成して、定期的な見直しをすることを国から義務づけられています。この過程を考えますと、窓口での相談業務、書類作成作業はどう考えてもふえているのではないかと思うのですけれども、そのあたりの変化はいかがでしょうか。

そして2点目に、サービス料金のことについてのお尋ねです。これまでのように保険制度の対象であれば、サービス内容ごとに厚労省の示した規定の報酬が事業者に対して支払われます。また、利用者の負担も同じです。しかし、市が事業主体になりますと、報酬も市が決めてよいことになります。先ほど挙げた市が提供するサービスに対し、水俣市はどのような報酬を定めておられるのでしょうか。

次に、サービスメニューについて答えていただきました。水俣市の新総合事業では、これまでのメニュー、つまり要支援1、2の方が介護保険で利用されていた訪問介護、通所介護、または通所リハに加えて、シルバー人材センターに委託するシルバーサポート、これは身体介護を伴わない訪問型の生活支援です。それと、いきいきあっぷセミナー、これは4カ月集中型のトレーニングに重点を置いた通所リハとのことですが、市内2カ所に委託しているとのことでした。

一見しますと、利用者にとっては選択の幅がふえたように感じるわけですが、実は困ったことも起きているということを市の担当者からも事業者の方からも聞いております。

というのは、新総合事業への移行を契機に、この事業の枠内で提供する訪問型の介護サービスから撤退を決めた事業所、撤退を検討している事業所があり、全ての需要に応え切れていないということです。なぜこのようなことが起きているのか、その理由がわかれば教えてください。これが、3点目です。

こういうことが背景にありまして、その受け皿として期待されているのがシルバー人材センターのシルバーサポートだというふうに理解をしております。事業が始まってから、これまでの

利用者数と利用件数はそれぞれどれくらいあったでしょうか。これが4点目の質問です。

そして、介護予防として重要な役割を期待されているのが一般介護予防事業と言われているものです。水俣市では、まちかど健康塾という名称で市内34カ所の公民館などで続けられているということです。そして新たに、もやい・ふれあい菜園事業を今年度から始められたということでした。

この事業の目的は、体操や脳トレをすることで機能を維持し、介護状態になるのをなるべくおくらせることです。これは私も本当に大事なことだと思います。介護状態にならずに最後まで自分の楽しみが持てるということは人間として幸せなことですし、財政的にも一石二鳥です。財政のことでいいますと、国はこの事業をボランティアが前提の互助を進めることを念頭に置いております。しかし、ボランティアは健康で生活が保障されて初めてできることです。年金受給がどんどん先に延ばされ、手にする額も減り続けている中で、そう簡単にできるものではありません。

まちかど健康塾が手がたく続けられているのは、有償で事業者等に委託しているためであることは明らかです。ここにはぜひしっかりと予算を確保していただいて、より充実させていただきたいと思っています。

深川では公民館のまちかど健康塾への参加者がだんだん減ってきています。公民館まで歩いて来ること自体が難しくなった人が1人、2人とやめていかれるようです。

一方、葛彩館をのぞかせていただきましたが、20名近くいらっしゃったでしょうか。お聞きしましたら、ここは送迎がついていて、委託されている振興公社の職員が朝から参加者の家々を回っているということでした。体操を一緒にさせていただきましたけど、皆さん軽々と足を上げ下げされていました。最年長の方は94歳の方でしたが、もう10年以上通っておられるということで、つえも使わずに立ったり座ったりもすんなりです。筋トレが終わりますと、円形に座って指や手を使って脳トレをします。お手玉を隣に回していく集団遊びでは緊張感もあり笑いもありで、とても楽しい刺激だと思いました。

同じ日に、越小場の公民館では長寿村のスタッフの方が体操と振り込め詐欺の被害防止の出前講座をされていました。そして、ここでは先ほど新しいメニューとして紹介のあったふれあい菜園事業の委託を受けた自治会や民生委員さんたちが地の野菜を使った栄養満点の昼食を提供されていました。以前は食事を家に届けていたそうですが、送迎をつけることで健康塾にも参加してもらうようにしたそうです。

国は今後こうした地域のボランティアに依拠した介護サービスをさらに推進し、要支援1、2からさらに介護1、2を保険から外すことも視野に入れています。

2018年の介護報酬改定がどうなるのかお尋ねしました。現時点では新聞報道以外の情報はないというお答えでした。今月の半ばには最終意見書がまとまるということですので、ほぼ方向は出

ていると考えていいと思います。

数カ所の事業所にお尋ねしましたところ、一つは掃除や買い物など生活支援を目的とした訪問介護、それと、家族が休息をとれるよう高齢者を朝から夕方まで預かるデイサービスの介護報酬が下がるだろうというお話をされてきました。これらは既に水俣で事業者の撤退が起きている分野です。今後その傾向がますます強まることになります。

改定の中で、介護職員の処遇改善加算も考えられているようですが、施設自体の報酬が減りますと、ボーナスの引き下げなどによって結局は相殺をされてしまいます。事実、2015年には、1万円から1万2,000円の職員の処遇改善加算がありましたけれども、介護報酬自体が大幅に引き下げられたために、事業所の倒産が相次ぎ、相変わらず人材確保は難しい状況です。

2018年の介護報酬がこの予想どおりになった場合は、市の新総合事業のサービス提供は、どのような影響を受け、市としては、解決方法をどのように考えられているのか、これが最後5点目の質問です。

多くなりましたけれども、以上、5点よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、地域包括支援センターの窓口での相談業務や書類作成作業は、ふえているのか。そのあたりの変化はいかがか、との御質問にお答えします。

地域包括支援センターの相談業務については、今年度から新総合事業のスタートを見据え、昨年度の後半から直接市の窓口で相談に来られた方について、地域包括支援センターで対応し、基本チェックリストの実施など、きめ細かい状況把握について、シミュレーションを行って準備を進めてきたところです。

昨年1年間の地域包括支援センター窓口での相談件数は256件でした。ことし9月時点での相談件数は、152件あっております。この数で推測しますと、1年間に約300件程度と予測され、窓口相談件数として約1.2倍にふえると見込んでおります。また、電話による相談件数は、昨年度348件あっており、ことし9月時点では、246件ですので、こちらも昨年度と比較して、約1.5倍にふえると予測しており、業務量は増加していると認識しております。

次に、市が提供するサービスに対し、市はどのような報酬を定めているのか、との御質問にお答えします。

市が指定する事業所については、国が示す報酬規定に合わせて実施しております。

次に、新総合事業への意向を契機に、この事業の枠内で提供する訪問型の介護サービスから撤退を決めた事業所、あるいは検討している事業所が出てきている。このようなことが起きている理由は何か、との御質問にお答えします。

これは、もともと全国的な傾向と同様に、訪問介護サービスを提供する訪問介護員自体の人材不足が背景にあると考えております。本来、要支援1、2や、新総合事業の対象者に対して行う支援は、元気な高齢者がその役割を担うことでカバーできる程度の内容ですが、その部分に訪問介護事業所の訪問介護員が支援に入っているケースが多くなっております。そのため、介護度の高い中、重度の対象者への支援が、人間的に支障を来すことから、対象者の状況を見きわめ、すみ分けを行っていくことで、事業所としての専門性を発揮した支援ができるとの判断が撤退する理由になっているのではないかと考えております。

次に、シルバーサポート事業の事業開始からの利用者数、件数についてお答えします。

4月から事業を開始し、10月末現在で利用実人員18人、利用延べ件数65件となっております。

次に、訪問介護や通所介護の報酬が下がれば、事業所の撤退等の傾向が強まると予想されるが、市の新総合事業のサービス提供にどのような影響があり、解決方法として、どのようなことが考えられるか、との御質問にお答えします。

今後、事業所の撤退等があれば、サービスが必要な方への担い手としての新総合事業の需要はますます高まっていくものと思われまます。需要の高まりに対応するために、第一線を退いた元気な高齢者を担い手とした地域での介護予防事業や生活支援事業のさらなる充実を図り、地域での共助、互助の取り組みを推進してまいりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 3回目の質問をさせていただきます。

最初の地域包括支援センターの業務量についてですけれども、相談件数が1.2倍、電話での相談が1.5倍にふえるということで、私も担当者の方から聞いたんですけれども、確実にふえているということです。

もう一つは、国から義務づけられているケアプランの作成についてなんですけど、これは市の新総合事業に関するものは単価が安いために外部に委託しようとしても受け手がいないということも言われていました。人が相手のお仕事で、しかもさまざまな困難を抱えた方との相談業務でするので、非常に電話の問い合わせが多いと聞いております。

今後ますます介護需要がふえる中で、これまでどおりの体制では必ず無理が来るんじゃないかと思えます。人員体制の強化を図るべきと思いますが、これについてどのようなお考えでしょうか。これが1点目の質問です。

2番目に、サービス料金のことをお答えいただきましたが、国が示している料金と同じ料金の設定をしているということでした。それにもかかわらず、撤退する事業者が出てきているわけです。それは、お答えいただいたように、もともと人が足りないのを重度の方に回すというふうになったからなんですよ。

ある事業所は、50名の訪問介護を引き受けてきましたが、それを39名に減らざるを得なくなりました。なぜかといいますと、50名の利用者を見るためには、2名以上のサービス提供責任者という有資格者を置かなければならないのですが、その人材がどうしても確保できなかったからだと思います。その原因は賃金の安さだときっぱり言われていました。介護報酬は、介護度が重い利用者ほど高くなるために、働き手が施設介護の方に移動する傾向が強くなっています。

国は近年、在宅医療に力を入れてきました。家で介護を受ける人にとって、訪問介護はなくてはならないものです。その訪問介護を担う事業所が閉鎖に追い込まれているという実態は非常に矛盾しております。自治体にとっても、事業者を頼れなくなったときにサービス提供は誰が担うのかという大きな問題に直面をいたします。解決策としては、シルバー人材センターのシルバーサポートや社会福祉協議会が置くスマイルサポート、そして、地域における互助・共助を挙げられました。実際に事業所が撤退してしまって、その受け皿として既にシルバーサポートが活躍をされております。

御答弁では、11月に利用された方は18人で、利用回数が65回というふうなお答えでした。

シルバー人材センターのほうにお聞きしましたら、今のところ、このホームヘルプサービスに対応できる会員さんは10人くらいで、交通費が出ないために、場所によっては断らざるを得ないケースも出ているということです。一方で、家事援助の依頼は今後ふえることが見込まれ、人探しに苦労するだろうとおっしゃっていました。シルバーサポートにしてもスマイルサポートにしても、労働形態は自由意思による活動です。決して強制ができるものではありません。また、地域ボランティアはなおさらのことです。そうなったときに、誰が困るのかといえば、家で助けを必要としている高齢者です。

市としては、地域の元気高齢者をふやして、互助・共助の力で対応していくという決意でいらっしゃるわけですが、ここにお座りになられている部長さん、課長さん、退職間近の方もいらっしゃるわけですが、地域に戻られましたら皆さん元気高齢者です。ボランティアとして当てにされる存在です。他人ごとではありません。覚悟はおできになっているのでしょうか。

ボランティアによって地域コミュニティーが構築されて、心地よい場所になっていくことは決して悪いことではありません。しかし、1年前にも申し上げましたが、助けがなければ1人で生活できない方に、責任ある介護サービスを提供するのは、やはりプロの仕事であるべきなのではないのでしょうか。人手不足がもたらす事業所の縮小や撤退をこのまま仕方ないと放っておいてよいのでしょうか。

先月15日に安倍首相、麻生財務相、加藤厚労相宛てに180万以上の署名が提出をされております。その内容と提出団体をお答えください。これが2つ目の質問です。

そして最後に、市長にお答えいただきたいと思っておりますけれども、この署名が訴えていることに

については市長からも市長会などでしっかり問題にさせていただいて、他市町村と協力をして人材確保のための予算を求めていると思いますけれども、いかがでしょうか。

質問は、3点です。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 3回目の御質問にお答えします。

地域包括支援センターの人員体制の強化を図るべきであると思うが、どう考えているかという御質問でございます。

今年度、新総合事業をスタートするに当たりまして、地域包括支援センター等の体制強化を図っております。その内容は、介護予防や認知症への対応として、リハビリテーション専門職の視点が重要と考え、新規に作業療法士1名を採用、合わせて非常勤の計画作成担当者2名、事務職1名を増員しております。

ケアプラン作成への対応を含め、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築のかなめであり、その役割は重要なものと考えております。

また、地域包括支援センターの人員体制の強化につきましては、第7期介護保険事業計画策定における国の基本指針及び県の重点事項にも位置づけられておりますので、引き続きさらなる体制整備を進めたいと考えております。

次に、国に対し提出された署名の内容と提出団体についてお答えします。

11月15日付、内閣総理大臣宛てに介護の現場を守るための財源確保の要望書として、11の介護関係、職能団体から提出されたと伺っております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この介護問題、人材確保についての財源等を市長会等で問題提起したらどうかということでもございました。

この介護人材確保、財源の問題、うちだけではなく、基礎自治体全体の問題だというふうと考えております。市長会等、また機会があれば、こういったことを求めていきたいというふうと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、福祉と環境のまちづくりと移住定住促進について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、福祉と環境のまちづくりと移住定住促進について、順次お答えします。

まず、転勤以外で本市への移住を検討していると受け取られる人からの問い合わせはどれくらいの頻度であり、どのような内容か、との御質問にお答えします。

本市における平成27年度からの移住定住に関する年度ごとの相談者数は、平成27年度は7名、平成28年度は6名、平成29年度は11月30日現在で6名となっております。

また、相談内容は、空き家等の住居に関する相談が最も多く、その他に、移住支援の制度のお問い合わせや地域に関する情報提供の依頼もいただいております。

次に、移住してこられた方の就労先を把握しているか、それはどのような分野か、との御質問にお答えします。

現在、移住してこられた方々の就労先の把握は行っておりませんが、一部の方々につきましては、水俣で何かをしたいと積極的に移住してこられ、地域内の素材を生かした飲食事業の立ち上げや就農されるなど、食の分野に携わっておられるとのお話を伺っております。

次に、主な定住化策である住宅支援、子育て支援、起業支援にはそれぞれどのようなメニューをそろえているか、との御質問にお答えします。

本市では、移住定住の呼び水として、安心して水俣に住んでいただけるような取り組みを実施しております。

まず、移住支援としましては、空き家バンク制度を設けております。この制度は、空き家となっている住宅の家主の方や家族の方に物件を登録していただき、空き家を希望される方とのマッチングを行う制度となっております。

子育て支援につきましては、子育ての経済的負担軽減のため、保護者等に支援金を支給する子ども子育て支援金給付事業を実施しているほか、昨年10月からは、病気または病気回復期にある子どもを一時的にお預かりする病児・病後児保育事業を開始いたしました。また、保育所や認定こども園の保育料を国の基準よりも低く設定し、保護者の負担軽減を図っております。その他、子ども医療費助成事業では、中学校3年生までの子どもを対象に、医療費の自己負担金分を助成しております。

最後に、起業支援につきましては、市内商店街の空き店舗を賃借して創業する場合には、その賃借料について月額3万円、12カ月をそれぞれ上限に補助しております。また、創業支援の推進を図る事業を水俣商工会議所に委託し、主に食を中心とした創業に関するプログラム「みなまたキッチンスクール」を実施しております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

移住定住促進については、過去に何人もの議員さんが質問をされています。今回、私がこれを取り上げましたのは、この1年のうちに、何と3組もの若い御夫婦、御家族の方もいらっしゃいましたけれども、深川の周辺、それから久木野周辺で空き家を探してほしいという依頼があったからなんです。その中の一組は、新婚の方で家賃1万円で、畑つきという条件でした。これがな

かなか見つかりません。空き家はあるんですけども、貸せる状態でない家が大半で、既に賃貸されているところは、3万円が相場です。しかし、せっかく若い方が移住したいと思ってくださっているのを何とかしたいなという思いがありました。

それで思い出したのが、昨年会派視察で訪れた福岡県筑後市で実施されている移住定住策です。その最大の特徴は、思い切った家賃補助です。新婚で、筑後市に転入した場合には月1万円を3年間補助、新築した場合には最大45万円の補助、転入者向けの住宅リフォーム補助が最大30万円などのメニューがあります。婚活のほうにも力を入れておられまして、周辺の3自治体で協議会を設置して、平成28年には17組のカップルを誕生させていました。説明では、こうした新婚家庭をターゲットにした家賃補助を導入して以来、それまで減り続けていた人口の社会増減が拮抗しているということでした。

全国的にはどうなのだろうかと移住定住促進サイトを見ますと、御存じのこととは思いますが、地方への移住を希望している20代、30代の若者はふえ続けており、こうした方々を誘致しようと自治体もあの手この手でメニューを準備していました。

先ほど紹介をしました久木野周辺に家を探されていた方は、大分県の臼杵市の移住促進メニューがとても豊富だとおっしゃっていましたので、ホームページを見てみましたら、本当に驚きました。臼杵市の人口は3万8,000人で、予算規模は200億円ぐらいなんですけど、空き家の持ち主に対しても改修費や家財処分費を補助していたり、移住当事者に対しては、家賃補助に加え、引っ越し費用まで補助しています。臼杵市の担当職員に年間どれくらい問い合わせがあるんですか聞いてみましたら、すぐに数字は出てこないが、日々ありますということでした。

先ほどの御答弁で、水俣市に移住を検討されている方も毎年6人から7人いらっしゃるということです。中でも支援メニューに対する問い合わせが多いということでした。しかし、現在メニューとして用意されているのは空き家バンクだけということです。

誘致合戦にしのぎを削る必要はないと私は思いますけれども、これでは余りに見劣りしていて、入り口のところで選択肢から外れてしまうのを危惧いたします。

お隣の出水市が、一昨年、平成27年から月2万円を3年間家賃補助するという制度を始められているようで、それも気になっております。

せめて、他市町村が平均的に行っている家賃補助ができないものか。このことについてお考えをお聞きしたいと思います。これが第1点目の質問です。

2点目に、空き家バンクについてお尋ねします。

始まって1年たちましたけれども、今現在、登録件数がどれくらいあるんでしょうか。これが2点目の質問です。

そして、移住してこられた方の就労先についてお答えいただきました。水俣で何かをしたいと

積極的に移住してこられ、地域内の素材を生かした飲食事業の立ち上げ、就農など、食の分野に携わっておられるとのことでした。

お聞きしましたところ、飲食事業をされる方は、水俣病を体験した水俣だからこそ食の大切さを伝えたいという意志を持って水俣に来られたということなんです。また、久木野に移住された方も、臼杵市の手厚い補助制度を知っていながら、水俣を選ばれました。

このお話を聞いて本当にうれしく思いました。目先の支援に関係なく、水俣という地に価値を見出して来られたんですね。水俣の価値が何かといえば、やはり公害を経験して、環境の大切さを身にしみて知っているまちということではないでしょうか。

これまでの環境へのさまざまな取り組みの中で、最近では、若手の農業者や商店主が横でつながって、新しいことに挑戦されています。そのつながりで来られた人もいると聞いています。このような意識の高い若い人材が、水俣に来て、やっぱりよかった。ここで子育てしたいと思っただけのまちづくりをすることが、さらに人を呼び込むのではないかとというふうに思います。

全国規模の移住定住相談を行っているふるさと回帰支援センターの年次報告を見ますと、2008年には移住相談者の中で、50歳代以上、いわゆるシニア世代の割合が全体の70%を占めていましたが、2016年には20歳から40歳代が全体の68%に達しており、世代が逆転をしております。この傾向はリーマンショック以降の不安定な雇用形態や、さらに原発事故後に加速しているようです。

関東地方に住む20代から30代の既婚男女で、地方への移住に興味がある500人に聞いたアンケートがありました。地方へ移住することを考えるに当たり、どのような制度があるとよいと思いますかという質問に対して、最も多いのが住宅に関する支援です。そして、その次が子育て支援です。中でも医療費への支援が高くなっていました。

水俣の子育て環境もお答えいただいたように少しずつよくなっております。医療費は中学3年生まで無料になりました。大変喜ばれております。昨年は、病児・病後児保育も始まりました。せっかくの機会ですので、始まってからの実績はどうなっているのか。さらに、保護者の反応を聞いておられましたらお答えいただきたいと思います。これが3つ目の質問です。

ただ一方で経済格差はますます広がっており、子どもたちへの支援はもっと必要とされています。先日、熊本県が子どもの貧困実態を探るための大規模調査を行って、新聞報道がありました。経済的理由により日々の食費を切り詰めている家庭が14.8%、30人学級であれば4人の子どもがこうした日常を送っていることとなります。生活に追われる家庭が多い中で、子どもに寄り添った直接的支援や学習支援はますます必要になっています。

熊本県に、この調査の目的についてお尋ねをしました。子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、平成27年3月に貧困対策計画を策定した。この計画を具体的に進めるための基礎調査です。年度末には、各市町村ごとの集計をお返ししますので、結果を受けて、市町村で対策を

考えてもらいたいということでした。

この事業は福祉課と教育委員会が主にかかわられることになるかと思います。教育委員会としてはどのように受けとめたかお尋ねしたいと思います。

以上、2回目の質問は4点です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ございました。少し分けて、答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、家賃補助の考え方についてでございます。

本市といたしましても、先ほど議員おっしゃるように水俣の価値を認め、水俣を選んでいただける方がいらっしゃったら応援することは非常に重要だというふうに私も認識をしているところでございます。また、移住には経済的負担も伴うことから、財政的支援、また移住先を決める判断材料の一つとなる可能性も考えられます。現在、本市におきましては、移住定住の促進を図るため、さまざまな事例や国、県の制度を踏まえ、政策の方向性について検討を行っているところでございます。

より多くの方に本市の魅力を感じていただき、安心して住んでいただけるような取り組み等をするため、議員御提案の家賃補助につきましては、移住定住支援策の一つとして参考にさせていただきたいというふうに考えております。

2点目、空き家バンクの現在の状況の御質問でございます。空き家バンク制度につきましては、今年の3月1日から運営を開始しておりますが、これまで複数の問い合わせはあったと聞いておりますが、登録件数はいまだ至っていないというふうになっております。

3つ目が、病児・病後児保育事業の現在の状況の御質問でございました。

平成28年10月から開始しました病児・病後児保育につきましては、平成28年度の登録者数は、93名、利用者数は35名であったというふうに報告を受けております。また、29年11月末現在の病児・病後児保育の登録者数は、95名、利用者数は66名となっております。

病児・病後児保育を利用された保護者からは、病児保育があることで、安心して働くことができる、子どもが病気のときに預ける場所がないので、非常に助かる、また当日の急な利用にもスムーズに対応してもらえて助かる等の御意見をいただいているところでございます。

本市としましても、引き続き病児・病後児保育を推進し、保護者の仕事と子育ての両立を積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 県が行いました大規模調査、アンケート結果を踏まえて、教育面での支援について、教育委員会としてどのような考えかということでもございましたけれども、今回の実

態調査の速報において、解答総数が約1万3,700件のうち、経済的理由で子どもが希望したにもかかわらず、学習塾に通えなかったとした保護者の回答が1,137件、学習塾に通っていない子どもの中には、通いたいと保護者に月謝等の負担をかけられないとした子どもの回答が893件ございました。このような家庭の経済状況のほか、保護者の考え方や状況、子どもの生活状況や考えなどが見てとれます。

平成32年度から実施予定の新学習指導要領にも育成すべき3つの資質能力の一つとして、学びに向かう力、人間性等、いわゆる学習意欲が重視されています。学習意欲のある児童生徒が経済的な理由で学びの機会を失うような状況はあってはならないと考えております。

教育委員会としましても、現在、小中学校で実施している放課後補充教室を軸としまして、シルバー人材センターが実施されている放課後学習支援事業とも相まって、この実態調査の結果を参考に学力向上のための事業はもとより、学校教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 3回目の質問をさせていただきます。

家賃補助については、他の事例を見ながら今後検討していくという御回答でした。ぜひ次の問い合わせがあったときには何かしらPRできますように、早急に検討をしていただきたいと要望します。

それから、空き家バンクの登録件数がまだ1件もないということです。これは何とかしないとイケないんじゃないかなと思います。空き家バンク事業は、処分されずに放置されている空き家が危険空き家になることを防止する意味もあります。現在職員1名の体制で事業に当たられていますけれども、お聞きしましたら、空き家バンク登録がなかなか進まない一方で、危険空き家に対する苦情や相談はふえているということでした。空き家バンクを進めれば、こうした苦情も減ることにつながります。これに対しても筑後市の話が参考になりますので御紹介したいと思えます。

筑後市は平成24年から空き家バンクを始めています。1年目の登録件数は10件、2年目は2件、3年目になると25件に急増し、4年目も25件、5年目には36件で、平成28年現在で合わせて98件の空き家が登録されていました。なぜ急にふえたんですかと質問しましたら、1年目、2年目は市の職員が担当していたそうですが、3年目からは元住宅メーカーの社員だった方を非常勤で採用したんだそうです。不動産の取引には専門の知識が必要です。貸し主のさまざまな不安に住宅メーカーだった職員が的確に応えられるために、安心して登録する人がふえたということでした。

今、事業に当たられている職員の方に能力がないと言っているわけではありませんが、移動があれば、また別の職員が一から勉強することになってしまいます。ここは民間のノウハウを生か

す方法も検討してみたいかがか。これが1点目の質問です。

そして、子育て支援についてですが、病児・病後児保育の利用状況を報告していただきました。平成28年度10月から初めて、3月末時点で登録数が93人、利用数は35人、平成29年現在では、登録数が95人で利用数が66人ということです。

病気の子どもを他人に預けるというのは非常に不安があるものですが、2年目に入って利用が既に倍になっています。これは、利用者にとって安心できる場所だったということではないかと思います。実際、安心して仕事ができたとの声が聞かれているということです。これは大切な事業としてぜひ続けて、議会でも見守っていったらというふうに思います。

教育委員会のほうからは、学習意欲を高めるために放課後補充教室を軸として、シルバー人材センターの放課後学習支援事業を充実していくというふうにおっしゃられました。学校における支援というのもいろいろあると思うんですが、中には移住定住策の目玉として子育て支援を前面に打ち出す自治体も出てきております。

先日、厚生文教委員会が視察に行かれた兵庫県相生市は、人口3万人のまちで、県内でも年少人口の割合が最も低かったことから、行財政改革をしながら予算を思い切って若者世代に集中させて、子育て応援都市宣言を行っています。

11の目玉事業があり、それらを合わせますと予算は6億1,000万円、中でも大きいのは幼稚園から中学校までの学校給食を無料にしていることです。これらの事業が口コミで広がって、平成27年の人口社会増減はプラス92人、平成28年はプラス33人と効果が出ています。

他方で、以前私が紹介した大分県豊後高田市の学びの21世紀塾、この事業の予算は、2,100万円でした。内容については、繰り返しませんけれども、豊後高田市はホームページで、都市部以上の充実した学習機会を提供していますと紹介をしています。

豊後高田市は、2017年の住んでみたい田舎ランキングで相変わらず上位に入っています。2017年は、総合で2位、シニア世代が住みたいまちの部では1位、若者が住みたいまちの部では5位、子育て世代の部で14位になっています。いろいろな角度から学ぶところが多い自治体だなというふうに思いました。

私は、長い人生を生きていく子どもたちへの最良のプレゼントは健康と教育ではないかと思います。これを望まない親はいないと思います。

具体的な施策は、今後貧困対策を策定される中でも検討はされると思いますが、いずれにしても本気で取り組んでいただきたいというふうに思います。その熱意が結果的には、移住定住促進にもつながっていくと今回思いました。

私も他市町村の取り組みを実際に行き、見て、提案もしていけたらというふうに思っております。ここは要望とさせていただきます、空き家バンクのところを1点御回答いただけたらと

思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 専門的な知識を持った職員、そういった専従として雇用等はできないか、そういった御提言だったというふうに思います。

今年度から空き家対策のために庁内検討会議を設置し、その中で空き家バンク制度を含め、本市における空き家活用促進を図るための取り組みについて、幅広く議論を重ねているところでございます。

議員の御指摘にありました専門知識を持った空き家バンク専従職員の設置につきましては、筑後市の事例を参考に、空き家活用促進の事例の一つとして、他自治体の先進事例もあわせて、効果的な施策について、検討会議の場において、さらに議論をしてみたいというふうに思っております。

空き家につきましては、私もよくその辺は知っているつもりなんですけど、実際あっても、なかなか貸すところまでいかないんですよね。これ相続の問題とか、あと改修の費用の問題とかいろいろあるものですから、ぜひその辺はいろんな形で行政ができるものやっていくのも必要なというふうには思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。水進会の小路貴紀です。

仮庁舎に移転して、早いもので1年が経過しようとしております。新庁舎建設の候補地決定に際しては、本議場において賛否を含めて、いろんな視点や角度から議論がなされてきました。現在は、基本設計及び実施設計に向けて多忙な時期と思いますが、市民の期待に応えられるよう、適宜の情報公開とあわせて粛々と業務を進めていただくようお願いいたします。

忘年会シーズンを迎え、皆様方も飲み会の機会が多くなるのではないのでしょうか。体調のみならず、体重管理にも気を配らなければなりません、人ごとではなく、自分自身も肝に銘じたいと思います。市民の皆様方におかれましては、健康に留意されて、お過ごしになられますよう御祈念申し上げたいと思います。

さて、ふるさと納税については、去る10月27日に東京で開催されたふるさとチョイスの運営会社である株式会社トラストバンク主催の全国サミットに参加しました。これまでの先進地の視察も踏まえて、私なりに担当課へアイデアも提案しておりますが、進展がない現状を少し残念に思う次第です。

ふるさと納税の取り組みに強い関心を持つ一人として、以下、質問いたします。

①、市長はこれまでの任期中に、どういった関与と職員に対する指示を具体的に行ったのか。また、その成果を含め、どのように評価しているか。

②、ふるさと納税の九州サミットに職員を派遣したと聞いているが、本市における課題及び今後の取り組みとして必要とされる施策は何か。

③、グリーンスポーツみなまの再生に向けた財源確保策として、ガバメントクラウドファンディングを活用する考えはないか。

次に、小学校運動部活動の社会体育への移行については、去る11月24日開催された全員協議会において説明を受けました。

基本方針の（案）の段階であれば理解しようもありますが、既に基本方針として策定されている中であって、不確定の部分が多いことを疑問に感じました。関係者も多岐にわたることから混乱が生じないように丁寧な対応が求められると認識していることから、以下質問いたします。

①、10月1日付でスポーツ推進系の人事異動があったが、社会体育への移行に関する業務との関係があるのか。

②、教育委員会で基本方針を策定されたが、関係者に対して理解及び納得が得られる十分な説明が必要と考えるが、いかがか。

③、社会体育への移行後も引き続き子どもたちへの指導に携わりたい教師の活動が阻害されるものではないと考えてよいか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、ふるさと納税については私から、小学校運動部活動の社会体育への移行については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、ふるさと納税について、順次お答えします。

まず、市長はこれまでの任期中に、どういった関与と職員に対する指示を具体的に行ったのか。また、その成果を含め、どのように評価しているか、との御質問にお答えします。

ふるさと納税につきましては、財源の確保だけでなく、地域の魅力をアピールし、さまざまな取り組みについて御共感をいただくとともに、返礼品という形で地域の物産を知っていただき、地域ブランドの形成にもつなげることができる重要な取り組みだと捉えております。

まずは、地域ブランドの推進を踏まえた返礼品の拡充と積極的な情報発信が重要であると考えており、これまで、折に触れて、市内の事業者様に返礼品の出品をお願いしたり、関東・関西・東海各地区の同郷会、水高会及び熊本県人会などの機会を捉えて、ふるさと納税のPRを積極的に行ってまいりました。また、ふるさと納税ポータルサイトの内容や返礼品の拡充等につきましても、常にアンテナを張って先進地の手法を研究するよう職員に対して指示を出しているところであります。

その成果については、9月の議会答弁でもお答えをしましたとおり、平成28年度のふるさと納税の実績は、ポータルサイトを導入したこともあり、平成27年度に比べて約15倍の伸びを示し、今年度についても、現時点で昨年度同時期に比べて約1.3倍の伸びで推移しております。

今年度は総務省の通知を受け、10月から返礼率を3割以下に引き下げたにもかかわらず、前年度以上の伸びでここまできているのは、ポータルサイト上での返礼品のPRの仕方を工夫したり、返礼品の数を倍近くにふやしたりしたことが、ここまでの成果につながっているものと考えており、これまでの取り組みに対しては、一定の評価ができるのではないかと考えております。

次に、ふるさと納税の九州サミットに職員を派遣したと聞いているが、本市における課題及び今後の取り組みとして必要とされる施策は何か、との御質問にお答えします。

本市が導入しているポータルサイトふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクが主催し、去る9月22日、23日に鹿児島県志布志市で開催されましたふるさと納税九州サミットを通じて感じた本市の課題として、大きく2つあるのではないかと考えています。

1点目は、さらなる返礼品の拡充であります。この点につきましては、先ほど申したように、10月にふるさとチョイスをリニューアルして、返礼品の数を倍近くまでふやしておりますが、今後も地元事業者とコミュニケーションを図りながら、さらなる返礼品の充実に努めていく必要があると感じております。

2点目は、地域ブランドの活性化であります。現在、水俣では、かんきつ、サラダたまねぎ、お茶を初めとして、最近では、恋路ブランドとしての恋路カキも含め、地域ブランド化に取り組んでおります。

また、市内には、水俣の美しい自然をフィールドに活動されている団体も複数ありますので、水俣でしか味わえない体験型の活動、さらには宿泊までセットで提供できるような返礼品についても今後加えていきたいと考えております。これらを「オール水俣」としてPRしていくことで、地域ブランドとしての認知を高めていく必要があると考えております。

ふるさと納税は、ある意味、地域ブランドの発信であります。地元の皆さんが自信を持ってみなまたブランドを全国に発信するためのツールとして、このふるさと納税をどんどん活用していただき、新たな水俣のイメージを全国に向けて発信していただきたいと考えております。そのためにも、ふるさと納税に関する情報をホームページやポータルサイト等を活用して積極的に外部に発信していくとともに、地域内においても、ふるさと納税を活用した地域活性化に向けた機運の醸成を図っていく必要があると考えております。

次に、グリーンスポーツみなまたの再生に向けた財源確保策として、ガバメントクラウドファンディングを活用する考えはないのか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のガバメントクラウドファンディングといった財源確保策も含め、グリーンスポーツみなまたの活用策については現時点では結論に至っておりません。6月議会でお答えしましたとおり、まずは市役所関係課を初め、地元住民等とも話し合いを行い、議論を深めていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ふるさと納税全国サミット in 東京で、印象に残った講演内容を少し御紹介させていただきます。

まちづくりには、人・物・金にあわせて情報を入れた4つの要素が重要で、それを動かす仕組みが必要とのことでした。その仕組みの一つがふるさと納税であり、それぞれの自治体がいかに工夫して取り組むかの重要性を説かれていました。その中でも情報発信については、魅力と課題の足し算になるとのことであり、魅力とは返礼品のやりとりだけではなく、寄附者への市広報誌の発送であったり、寄附の活用事例をレターで送ったり、寄附者限定のバスツアーを開催するなどの事例を挙げられ、その具体例として、山梨県富士吉田市では地元高校生が返礼品事業者をインタビューして寄附者にその内容をはがきでお伝えし、リピーター確保につながっているとのことでした。

また、課題については、自治体での地域課題及び用途や目的をより具体化することで、寄附者の共感を得ていく必要があるとのことで、その具体例として、収穫前のさくらんぼがひょうで被害を受けて、生産者が失意のどん底の中、天災さくらんぼとしてふるさと納税の返礼品で成功した事例や、兵庫県の有馬温泉において、20歳代の学生目線でのよい所・悪い所を指摘して、高齢化した経営者の目を覚まさせて、ふるさと納税による地域活性化策につなげた事例などを挙げられました。

さて、本市においては、寄附者が選べる使い道として、1、水俣の元気づくり、2、環境モデル都市づくり、3、子育て等の福祉、4、読書のまちづくり、5、文化やスポーツ振興に関する事業があり、その他は特に指定しないとなっております。使い道が5つの事業から選択できると

はいえ、その内容は抽象的であり、以前から私は指摘しておりますが、目的や用途が明確になっているとはいまだ言えません。

先ほどの答弁で、財源の確保だけでなく地域の魅力をアピールし、さまざまな取り組みについて共感をいただく必要があり、そのためにも返礼品の拡充と積極的な情報発信が重要であると述べられましたが、そのとおりだと思います。

そういった中、市長は水俣出身者の方々が集まる場で、PRに努めておられるとのことですが、本市の課題や財源の問題などについて、水俣出身者には共感を得やすいのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

水俣出身者の方々に対して、本市でふるさと納税を活用して解決したい課題、いわゆる具体的な目的や用途についてPRされている実態があるのか。あれば、具体例を二、三挙げていただきたいと思います。

次に、以前の一般質問において、先進事例を学ぶ場に担当者を派遣してほしいとの要望をしておりました。それが実践されている現状はわかりました。確かに、さらなる返礼品の拡充や地域ブランドの活性化は重要であると認識しております。そのためには単なる情報発信だけではなく、そういう取り組みにつなげる組織体制にも目を配る必要があります。行政におけるハード面の強化です。

全国サミットin東京において、埼玉県深谷市、静岡県西伊豆町、高知県四万十市、3自治体のパネルディスカッションがありました。深谷市と西伊豆町では、他部署の職員を巻き込んだり、職員公募による有志メンバーでチームを立ち上げて、企画立案を行っているとのことでした。本市においては、基本的に担当部署である政策推進課内での業務にとどまっています。他部署の職員の中でも、本市の置かれている現状に危機感を持ったり、その課題を何とか解決したい気持ち、でも財源は限られている実情を憂う人が、悪い意味ではなくいるかもしれません。私は少なからずそう思う一人です。

そういった課題解決とあわせて、さらなる返礼品の拡充や地域ブランドの活性化に向けて、他部署の職員間でアイデアを共有して、まちづくりにつなげていく体制は、今後の取り組みとして必要ではないかと考えます。時には、縦割り行政を脱却して、横串を入れた連携が必要であり、そもそも政策推進課が発足する際は、そういった部署間連携を機能させる役割も期待されていたのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

2つ目、ふるさと納税の取り組みを発展させていく上で、庁内で有志メンバーによるチームを立ち上げて、新たな施策につなげていく考えがあるか、お尋ねします。

次に、グリーンスポーツみなまた再生の件ですが、幾年が過ぎる中、何も方策がないのは大変

残念です。通常、クラウドファンディングは事業展開や商品開発などのために企業や個人がインターネットなどを介して資金調達する仕組みであり、出資者には見返りを求めないもの、純粋に支援のために出資するものも多く含まれます。これらの資金調達を政府や自治体、いわゆるガバメントが行うことから、ガバメントクラウドファンディングといわれ、頭文字をとってG C Fと略されておりますので、以下G C Fといたします。

ふるさとチョイスのポータルサイト上にもG C Fがあり、現在受け付け中の案件も57件が掲載されております。グリーンスポーツみなまたの再生の件では、G C Fも含めて結論に至っていない。市役所関係課を初め、地元住民等と話し合っていくとの答弁でした。

そこで質問いたします。

先ほどの答弁で、6月議会における市役所関係課を初め、地元住民などとも話し合いを行い、議論を深めていきたいとする考えに対して、現状はどうなっているのか。

4点目、仮にグリーンスポーツみなまたを国有林野として返還する場合は、原状回復が原則とのことですが、費用は幾らになるか。

以上、4点を質問いたします。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ございました。答弁、分けさせていただきます。グリーンスポーツにつきましては、教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

まず1点目、ふるさと納税の私の具体的な目的や用途について、P Rされた実態はあるのか。また、そういった具体例があったらということでもございました。

議員のおっしゃられるように、特定の事業を取り上げて、その趣旨、目的に御理解、御賛同いただいた上で、その事業の財源としての寄附を募るという方法をとっている市町村の事例等も認識しておりますが、本市では、これまで実施をしておりません。

なお、水俣出身者へアピールとして、毎年参加をさせていただいております東京、大阪の水俣同郷会を初め、水高会、各地の県人会等で折に触れて本市のふるさと納税につきましては、アピールをしているところでございます。これらの席では、御挨拶の時間をいただきますので、水俣市の近況、話題などの御紹介とともに、市で取り組んでいる重要政策、目玉事業などについてもお話をさせていただき、そしてふるさと納税についても必ず御説明をするというふうにしております。また、昨年度からは、水俣の特産品、懐かしい味や風景とともに、ふるさとの今を伝える小冊子「REMEMBER」を作成して、その場で配布をさせていただき、水俣に思いをはせていただくとともに、あわせて返礼品のP Rを行っているところでございます。

それと2点目ですね、各課で横串を入れて、そういったチームをつくったらどうかという御提案でもございました。非常にありがたい御提言だというふうにご考えております。

本市では、ふるさと納税の推進に当たって、これまでプロジェクトチームのような組織の立ち上げは行っていない現状がございます。しかし、ふるさと納税の事務を担当する部署では、例えば返礼品の開拓に当たっては、農林水産業の振興や特産品づくりに携わる農林水産課などと協力しながら、PRの対象や手法の検討に当たっては、観光振興などに携わる経済観光化に助言を得るなど、関連の部署との連携をとりながら、取り組みを進めてきているところではございます。

このように各部署において、それぞれの職員がみずからの担当する事務を他の部署のプロジェクトと関連づけて考える意識を持つことで、さまざまな課題に全庁的に取り組む機運の醸成につながると考えますので、今後の取り組みの中で検討していきたいというふうに考えております。

それと、グリーンスポーツの内容につきましては、教育長から、原形復旧したときに費用がどのくらいかということは、手元でございますので私のほうから、答弁させていただきます。

平成25年度の見積書によりますと、原状回復には総額で2,800万円程度かかるということで聞いております。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） グリーンスポーツの利活用について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

6月議会で市役所関係課初め、地元住民等とも話し合いを行い、議論を深めていきたいとの答弁がなされている。どうなっているのかということでございますけれども、現在のところ、まだ実施はできておりません。

ただ、6月だったと思いますが、市内のある民間の事業者の方から、グリーンスポーツの活用について、今現在、草が生えて使える状況にはないと、何とか子どもたちが使えるようにしたいがというお話がございました。そのような新たな提案も含めて、関係課との議論、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水俣出身者へのPRについて、市の近況をお伝えされる中で、ふるさと納税のことも伝えておられるというお話でした。

私が質問したのは、その目的や用途を具体化してPRする必要があるんじゃないかと思っています。

市の近況の全体的な中にふるさと納税の話をするんじゃなくて、ふるさと納税を主語にして、それでどういう解決をしていきたいんだと、全国サミットの中でも地域課題の解決に、そのふるさと納税を活用するというのは、有効な手段という話もされておりますので、ふるさと納税をお願いしたい。ついては、こういう課題解決に皆さんの寄附を使わせていただきたい。情報の発信のやり方というのも非常に大事じゃないかなというふうに思いますので、これからもよろしくお

願いたいというふうに思います。

ふるさと納税につきまして、返礼品にも地域課題に対しても寄附者に共感してもらい、寄附によって地域課題の解決や返礼品生産者の収入増につなげて、地域の活性化を図らなければなりません。そして、今申し上げた寄附者への情報発信力を高めて、リピーターになってもらわなければなりません。これらを循環させる取り組みの差が、寄附額や地域活性化といった面で、今や自治体間格差にもなっております。寄附してくれて、ありがとうございますで終わらせてはならないわけです。

ふるさと納税制度がスタートして10年がたちます。その取り組みについては、税の自治体間での取り合い、返礼品競争、都会から地方への税移行による地域活性化につながっているといった賛否があります。

市長は、以前の一般質問で他自治体でのポイント制導入の効果を述べられただけで、アクションにはつながっていません。また、返礼品がネットショッピング化している懸念も述べられました。ただ、ふるさと納税がネットショッピングと差別化される最たる理由は、マーケットや販路拡大は行政しかできないということです。ふるさと納税は民間企業ではできない、自治体の特権です。ふるさと納税の仕組みを、民間の経済活動に置きかえて考えると、寄附者は顧客企業であり、返礼品生産者は生産企業となります。自治体はというと、商社に当てはめればわかりやすいと思います。顧客企業と生産企業をつなげるのは商社の役割であり、そのため、商社には情報の収集力や発信力が求められます。情報量やそれをつかむ組織体制の違いで商社の勝ち負けがはっきりとします。優良な商社は生産企業とみずからの会社に利益や利潤をもたらします。

よって、ふるさと納税という事業取引の成果を上げるための役割と責任のウエートは、その商社たる自治体であることを改めて認識すべきと考えます。

これまで先進自治体の事例や全国サミットでの情報に触れる中で、本市の本気度や組織体制、やる気や熱意といった面で厳しい見方にはなりますが、先進自治体とは大きな差があることを痛感します。

そこで、質問いたします。

来年度の予算編成の中に、ふるさと納税の取り組みを強化する具体策を示してほしいと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

続いてガバメントクラウドファンディングに関する件ですが、6月議会の答弁の内容について、具体的に実施できていないと。ただし、民間の事業者からの打診はあったということをお聞きしました。

GCFを活用するメリットについて整理したいと思います。グリーンスポーツみなまたの再生について、財源もない、知恵もないことを嘆いていても先には進みません。場合によっては、資金面で民間の参入や活力の手助けを得るためにも、行政側から積極的にアクションすべきではな

いでしょうか。

現在も維持管理費等で年間130万円ほどが計上されています。現在の状況になって以来、幾ら注ぎ込まれてきたのでしょうか。このままの状態が続くのであれば、今後も幾ら注ぎ込まれるのでしょうか。現状から何も変わらないまま、結果的に国に返還する原状回復のためだけに、別途2,800万円ほどを費やすのであれば、それを投資に向けて再生するという考えは生まれませんか。そのための資金調達としてG C Fを活用して施設を再生することが、維持管理費を無駄に浪費するよりも、よっぽど生きた金の使い方ではないでしょうか。

G C Fを活用した投資によって、遊具施設や充実したオートキャンプ場の整備、陸上競技関係でニーズが高まっているクロスカントリーコースの新設などで、観光入込客の増加につながられる効果も期待できます。地元建設業の協力が得られれば、G C Fの資金が地元で循環できます。あるいは、G C Fで調達した資金をもとに、アスレチック施設で全国展開するフォレストアドベンチャーとの連携といった手法もあると思います。既に下益城郡美里町はフォレストアドベンチャーとの連携で開業に結びつけています。

そこで、質問いたします。

今後、グリーンスポーツみなまの再生に向けて、ぜひともG C F活用の検討を開始してほしいと思いますが、いかがお考えか、お尋ねします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

1点目、来年の予算について、具体的に考えているかということでございました。

今、来年に向けては、各課から上がってきた予算等を整理しているところでございます。ふるさと納税について、予算をつけてできるのか。それとも、先ほど言われたように、組織の強化、また横串を入れたようなチーム編成、こういったものが有効かは、今後検討していきたいというふうに思っております。

ふるさと納税に関心を持っていただいていることはうれしく思いますし、非常に使い勝手のいい財源でございますので、ここをやっぱりふやしたいというのは、本当に思っております。しかしながら、今うちが集まっている金額を見ますと、やはり返礼品が少ないですね。もうよその自治体と比べたら、何億も何十億も売っているところとは、もう大分差がございます。肉だったり、カニだったり、そういったものもございますので、その中で今の寄附がうちの実力かなと思っておりますけど、今後、いろんな形で強化をできればというふうに思っております。

それと、G C Fですか、ガバメントクラウドファンディング、グリーンスポーツについてできないかということでございます。このガバメントクラウドファンディングは、対象とする事業目

的、趣旨、実施手法を挙げ、その必要性、将来性について、共感してくださる方々から寄附金という形で支援を得て、事業の推進を図るものであると理解をしております。実施に当たりましては、まず対象となる事業を選定し、事業の目的、実施手法等をしっかりと固めた上で、これを実施するという意思決定が必要であります。また、社会の共感を得られる要素も必要であるというふうに考えております。その意味で、このガバメントクラウドファンディングを否定する要素はなく、条件を満たす事業であれば、実施することもやぶさかではないというふうに思っております。

今後、予算編成の中で、対象とすることができそうな事業等がありましたら、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、順次お答えします。

まず、10月1日付でスポーツ推進系の人事異動があったが、社会体育への移行に関する業務との関係があるのか、との御質問にお答えします。

小学校運動部活動の社会体育移行が平成31年4月には完全移行することが決まっており、社会体育移行の業務を円滑に行うために、年度途中ではありましたが、このたびの人事異動となったところです。

次に、教育委員会で基本方針を策定されたが、関係者に対して理解及び納得が得られる十分な説明が必要と考えるがいかがか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、基本方針に基づき、関係機関へ十分な説明が必要ですので、現在、各小学校長に説明を行っており、今後は部活動担当の先生及び保護者並びに自治会等への説明を重ね、理解が得られるよう努め、平成31年4月からの完全実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、社会体育への移行後も引き続き子どもたちへの指導に携わりたい教師の活動が阻害されるものではないと考えてよいのか、との御質問にお答えします。

平成28年9月議会でもお答えしましたとおり、教職員が勤務時間外に社会体育の指導者として活動することには問題はありません。先生方にもスポーツが好きで、指導を続けたいと思われる方もいらっしゃるかと思います。そのような考えの教職員も含め、地域で子どもたちを育てていくことが、今回策定した基本方針の核となるものと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、人事異動の件ですが、さきの9月議会における高岡利治議員の一般質問にお

いて、職員の増員等や現体制の強化が必要と答弁されております。

そういった優先されるべき諸対応が行われないうまま、なぜ人事異動が先に行われたのか、唐突感は否めません。人事異動には人の出入りがあるわけですが、これまで体育協会関係者へのヒアリングや協議を進めてきている中、平成30年4月の段階的な移行期間まで3カ月余りしか期間がありません。体育協会関係者からは、なぜ今の時期に人事異動をするのかといった不安や不信の声が聞かれております。

そこで、質問いたします。

まず、人事権は市長にありますので、市長にお尋ねします。

人事異動によって業務が円滑に進む理由とは、体育協会関係者への対応も含めて具体的にどうということなのでしょうか。

2点目に、優先で取り組まれると思われた職員の増強などや現体制の強化について、組織体制も含めてどういった方法で、いつやるのか具体的に示していただきたいと思います。

次に、基本方針ですが、その中身については未確定の内容が多く散見されます。例えば中学校区ごとのクラブエリアで機能するのか、指導者は確保できるのか、保護者の負担軽減は本当に図れるのか、市が予算の範囲内で助成を行うとは、どの程度の規模なのか、練習会場使用料の減免規定とは、どういう内容か、コーディネーターを置くとは、どういう人でどういった権限があるのか、現段階において、不安な点を挙げたら切りがありません。

そういった中で、これから教師や指導者、保護者、自治会等の関係者に対して理解や納得が得られる説明、協議ができるのか大いに不安があります。しかしながら、平成30年4月からの段階的な移行と、平成31年4月の完全移行と、その期限は決められています。時間的制約がある中で、関係者の不安解消を含めて、社会体育への移行を行政が責任を持って進めていく責務があると思います。

そこで、質問いたします。

3点目として、設備及び備品に関して、市が予算の範囲で助成を行うとはどういったイメージを持っておられるのか。例えば、教師の時間外労働が削減できる分も原資となるのか。

4点目、練習会場使用料について、別途減免規定を定めるとあるが、どういった内容なのか。

5点目、本件に関して、先進地に対する視察等を行ったのか。

次に、教師については、今後も社会体育への指導者として活動することに問題はないということでしたので、十分なフォローをお願いしたいと思います。ややもすると、教師間において指導する人、そうでない人の間で考え方の相違が出ることも懸念されます。

社会体育の指導は学校業務と関係ない。指導に当たっては好きな教師がしているだけといった短絡的な考え方に陥っては意味がありません。教師が指導に当たる部分は、地域で支える活動の

一助になるわけですから、学校業務における他教師のバックアップ体制も必要になると考えます。

そこで、質問いたします。

教師が指導者になる、ならないを個人的な好き嫌いとするのではなく、全教師を含め、学校全体で地域活動を支え、学校業務も教師相互でフォローし合っていくといった風土づくりが必要と考えるが、いかがかお尋ねいたします。

以上、6点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 人事につきましては、私と総務部長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目、人事異動によって業務が円滑に進む理由とは、スポーツ協会、関係者への対応も含めて具体的にはどういうことかという御質問であったかというふうに思います。

人事異動には、年度当初の定期異動と育児休業や職員派遣等に伴う年度途中の異動がございます。どちらの人事異動におきましても、教育委員会事務局と市長部局との間で職員の異動が生じる場合は、互いに協議を行い、決定をしているところでございます。

今回の人事異動につきましては、教育委員会から要望がございましたので、慎重に協議を重ねて実施したところでございます。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 職員の増員につきましてはですけれども、限られた職員数の中で年度途中で職員を増員することは厳しい状況です。

もともとスポーツ振興系の職員は、係長を含め3名体制で業務を行ってまいりました。現在、職員は3名おります。さらに、臨時職員を1名増員したということでございます。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 設備や備品に関して、市が予算の範囲で助成を行うとは、こういったイメージを持っているのか。例えば、教師の時間外労働が、削減できる分も原資となるのかというお尋ねからお答えいたします。

具体的には、各クラブや各種目協会との協議の中で、必要な設備や備品が出てくると思います。大きくは、子どもたちが利用する体育施設において、さまざまな協議をする上で、通常必要な設備のことでございまして、夜間照明設備、防球ネットなどが設備に当たり、備品としては、例えば、体育館でのバレーボールやバドミントンなどの支柱やネット、サッカーなどのゴールポスト、卓球台などが挙げられます。

これまでも部費や個人で購入されていたものについては、移行後も購入していただくことになります。

また、教師の時間外労働が削減できる分も原資となるのかとのことでございますが、教師にか

かわる人件費は県費でございます。そのため、市予算の原資とはなりません。

次に、練習会場使用料について、別途減免規定を定めるとあるが、こういった内容なのかということでございますが、現在、県内の他自治体でも社会体育移行が本市と同様に進んでおり、他自治体の状況等も勘案しながら、どのようにして減免規定を設けるのか、見定めていきたいと考えており、まだ内容等については、決めておりません。それから、先進地に対する視察の件ですが、南関町などへの先進地視察として、担当者が行っております。今後、他の先進地視察も検討していきたいと思っております。

次に、教師が指導者になる、ならない、個人的な好き嫌いとするのではなく、全教師を含めて、学校全体で地域活動を支え、学校業務を教師相互でフォローし合っていくという風土づくりが必要と考えるのがいかにかということでございますが、社会体育移行後、教師が指導者となる場合は、あくまでも勤務時間外のこととなりますので、教師個人の判断となります。今のところ具体的に学校全体でフォローしていくということについては、まだ考えておりません。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、職員の増強等や現体制の強化ということについては、質問の答弁で執行部側が言われておることでございます。要は、現状のスポーツ推進係のほうで通常業務と合わせて、平成31年4月までに社会体育への移行についての業務が相当負荷がかかると、しかも期限も決められておると。だから、職員の増員をやるという考え方を示していただいたと私は理解しております。

現在、臨時職員を1名採用されたということでございますが、1点質問いたします。

この臨時職員1名の方は、社会体育移行に関する業務を行うということで、増員されているのか、この1点、まず質問いたします。

あと、練習会場使用料の減免措置については、まだ内容については、詰めていないということでございます。これについては、9月議会で私、第3中学校の体育施設利用料について、質問をさせていただきました。その中で、今後の社会体育移行に合わせて、市全般の社会体育施設の利用料について、検討してほしいと要望をした次第です。

現在、中学校の部活動については、使用料の2分の1減免ということになっています。ただ、今後部活動が社会体育に移行すれば、従来無料で学校のグラウンドを使っていたりとか、そういった部活動がクラブになることで、恐らく使用料徴収という対象になっていくんじゃないかというふうに思います。そうしたときに、現行の2分の1減免を適用すると仮にした場合でも、明らかに部活動にかかる新たな負担となって、結果的に保護者の負担は少なからずふえるということになります。

ですから、今後詰めていくということであれば、中学校部活動の社会体育施設の利用と合わせ

て、現行の2分の1減免にとらわれない、財政が厳しい中で、新たな負担を求めることにはなるけれども、3分の1でも4分の1でもできるだけ少なくできるような協議をぜひお願いしたいということ要望したいというふうに思います。

この社会体育への移行に関しまして、今後実施される教師や保護者、自治会などへの関係者の説明は、やはり簡単ではないと思います。1回説明すれば終わりではなく、関係者からの意見や質問に対しては、都度フィードバックする必要がありますし、このやりとりを丁寧に繰り返していかなければ、理解や納得は得られないと思います。

社会体育という考え方自体が本市で定着していない現状下において、保護者の不安払拭はもとより、教師の負担軽減や時間外労働の削減も課題です。

でも、地域の方が指導者になる場合、当然、仕事をされているわけですから、別途の負担をお願いしなければならないわけです。

社会体育への移行に際して、そういった面での課題に対してどういったフォローができるのかも考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

地域での指導者確保をお願いしていくに当たっては、競技によっては資格の取得が必須な場合も考えられます。市全体で地域活動を支えていくという観点から、資格取得に必要な経費を助成してやることも一つの方策と考えますが、いかがかお尋ねいたします。

次に、先進地の事例として、南関町などを視察したと答弁がありました。私は隣の出水市で小学生のころに3年間、ソフトボールを経験しました。その時代からスポーツ少年団でしたので、既に社会体育クラブとして定着していたわけです。

公益社団法人日本体育協会が公表しているデータを見ますと、都道府県別のスポーツ少年団の登録状況が把握できます。熊本県全体でいえば、スポーツ少年団への移行はこれからといった背景もありますので、平成28年度の登録数は177団体です。一方、鹿児島県の登録数は1,212団体であり、いかに社会体育の風土が整っているかがわかります。

先輩が後輩を指導し、同輩はお互いに助け合うといったいわゆる薩摩藩時代の郷中教育という独特な青少年教育が基礎になっているか定かではありませんが、現在の登録数は47都道府県で5位という状況です。

また、出水市で見ますと、市町村合併後で小学校規模の大小はありますけれども、14小学校となっており、多種目にわたるスポーツ少年団の登録数は実に46団体に上ります。

そこで、質問いたします。

社会体育への移行に際して、各自治体が抱える課題については、熊本県内で情報を得ることも大切ですが、既に定着している隣の出水市からも情報を得ることは可能だと思います。その点に

ついていかがお考えかお尋ねいたします。

以上、3点です。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） それでは、まず私のほうから臨時職員は、社会体育の業務を行うのか、との御質問だったと思います。

今回、臨時職員を増員して、その臨時職員が他の職員の一般業務を行うことにより、職員が社会体育への移行に向けた業務に時間を費やすことができるものと考え、臨時職員配置したところがあります。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 指導者の資格取得に必要な経費を助成してやることも一つの方策と考えるというお尋ねでございましたけれども、本年実施しました種目協会のヒアリング等においても、各協会とも資格取得は個人負担でされているということでございます。

市からの助成等があれば、各種目協会としても指導者の資格をとりに行くように言いやすいといたしますか、とりやすくなるとの御意見があつてございます。

児童のスポーツ活動を安全に安心して指導していただくためには、資格を持った指導者の確保が重要と考えておりますので、助成をすることで、資格取得者の増加が見込めるのであれば、助成することも一つの方策だと考えています。

それから、情報収集に当たっては、隣の出水市からも得ることが可能だと思うけれどもというお尋ねでございましたが、これまで県内の他自治体の情報等を収集してまいりましたが、議員が言われる出水市では、スポーツ少年団が中心で、児童のスポーツ活動が社会体育として実践されているとのことですので、出水市での取り組みは参考になると考えます。ついては、情報の収集に努めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時35分 散会

平成29年12月7日

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月7日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後0時12分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
産業建設部長（関 洋 一 君）	総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）
総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）	福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）
産業建設部次長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（藪 隆 司 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第4号

平成29年12月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 田中睦君 1 「水銀に関する水俣条約」と水俣病について
2 小学校運動部活動の社会体育への移行について
3 小中学校教員の超過勤務削減について
4 認知症見守り・SOSネットワーク模擬訓練について
- 2 野中重男君 1 水俣病について
2 「水銀に関する水俣条約」の締約国会議第1回会合（COP1）について
3 市庁舎建設の進捗状況について
4 徳富蘆花（徳富健次郎）生誕150周年に向けて

(付託委員会)

第2 議第77号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号） (各委)

第3 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号） (総務産業)

第4 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第7 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号） (各委)

第8 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)

第9 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号） (厚生文教)

第10 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号） (厚生文教)

第11 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） (総務産業)

第12 議第87号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第13 議第88号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号） (各委)

第14 議第89号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)

第15 議第90号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)

第16 議第91号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） (総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 29 分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、川野福祉環境部長から、所用のため本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、本日、市長から条例案 1 件及び補正予算 4 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から平成 29 年 9 月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び財政援助団体の監査結果並びに、教育委員会から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 おはようございます。無限 21 の田中睦です。

つい先日、東京からおいでになった 1 人の女性を市内数カ所御案内しました。

その方は、阪神淡路大震災、東日本大震災、福島原発事故、そして熊本地震などの被災地に何度も足を運び、ある教育誌に被災地の子どもたちの記事を連載しておられる方です。

熊本で先月、講演をされた折に、参加しておられた方の感想の中に、被災地と水俣とが重なっていると、そういう感想を受けられたそうで、御自身がまだ水俣に来たことがなく、ぜひ水俣に足を運んでみたいということで、つい先日、水俣に入られました。こうやって水俣に思いを寄せて訪問される方が、国内外を問わず数多くいらっしゃいます。私は、水俣には人を引きつける魅力があると思っています。私もその魅力に引き寄せられて、水俣に住みついた一人であります。

それぞれが感じている水俣の魅力をアピールしていけばというふうに思っています。

では、通告に従って質問に入ります。

1、水銀に関する水俣条約と水俣病について。

①、9月に開かれたスイスのジュネーブでの水俣条約締約国会議に西田市長も参加されましたが、会議に参加しての所感をお聞かせください。特に、水俣市としての水俣病を初めとする課題の解決に向けての決意を伺いたいと思います。

②、患者の坂本しのぶさん、環境省から親善大使に任命された水俣高校生の澤井聖奈さんを初めとする水俣からの参加者との事前の打ち合わせはどのようなものだったのか。

③、水俣条約の前文には、水銀の適切な管理が必要との認識が示されています。それに照らして考えると、水俣湾埋立地の水銀を含むヘドロの管理についても検討されるべき問題だと思います。水俣湾埋立地の水銀を含むヘドロの管理については、護岸の老朽化や地震などによる水銀の漏出が心配されます。この点についての認識はいかがか。

次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、お尋ねします。

①、これまで、各種目協会と協議を重ねてこられたと思いますが、そこでは主にどのようなことが議論されたのでしょうか。

②、先ごろ示された基本方針には、生涯スポーツの基礎を培うとありますが、競技力向上との兼ね合いはどう考えるのか。子どもやその保護者、指導者の意向が合わない場合も出てくるのではないか。基本となる考え方をお聞かせください。

③、指導者の確保の見通し、人数や指導時間等も考慮しなければならないと思います。その見通しは立っているか。

④、今後のタイムスケジュールはどうなっているのか。

3、小中学校教員の超過勤務削減について、お尋ねします。

①、教員の超過勤務は減っているのか。

②、6月議会で、4月、5月の年度始めの時期の超過勤務が減少しているとの報告がありました。減少の要因は何か。

③、土曜授業分の振りかえはきちんと取られているのか。

④、ストレスチェックについては6月議会で、本年度から市が実施主体となるので、各学校の実態が把握でき、指導が可能となる旨の答弁がありました。本年度分の結果の把握状況がどうなっているのかをお知らせください。

4、10月に行われた認知症見守り・SOSネットワーク模擬訓練についてお尋ねします。

①、この訓練の趣旨は何か。また、昨年とことしの訓練の違いは何か。

②、訓練を実施して明らかになったこと、成果と課題は何かをお尋ねします。

以上が本壇からの質問です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水銀に関する水俣条約と水俣病については私から、小学校運動部活動の社会体育への移行について及び小中学校教員の超過勤務削減については教育長から、認知症見守りＳＯＳネットワーク模擬訓練については、福祉環境部次長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水銀に関する水俣条約と水俣病について、順次お答えします。

まず、スイスのジュネーブでの締約国会議に参加しての所感、特に水俣市としての課題解決に向けての決意を伺いたいとの御質問にお答えをいたします。

水銀に関する水俣条約締約国会議第１回会合（ＣＯＰ１）は、９月２４日から２９日の日程で開催され、私は水俣市を代表して参加をいたしました。そして会期内の９月２８日の「水俣への思いをささげる時間」というプログラムの中で、スピーチを行いました。その中で、水俣病や水銀汚染の問題、将来の水俣や世界への思いを語るとともに、水俣病を経験した水俣市民の思いを世界に発信することができ、大変有意義な時間となりました。また、会期内に多くの関係者と接することにより、水俣に対する注目や関心の高さを感じることができ、水俣病を経験したまちとして、水俣病のような悲惨な被害が二度と発生しないように、なお一層の国際貢献を果たしていかなければならないと決意を新たにしました次第でございます。

次に、坂本しのぶさん、澤井聖奈さんを初めとする他の参加者との打ち合わせはどのようなものだったのかとの御質問にお答えします。

水俣への思いをささげる時間におけるスピーチ内容について、今回ＮＧＯからの支援によりＣＯＰ１に参加した胎児性水俣病患者の坂本しのぶさんとは、事前の９月１２日に意見交換を行いました。坂本さんが、条約の水銀規制がしっかりしたものとなるように訴えてほしいと述べられたのに対し、私は、世界中で水銀被害が発生しないよう規制を推進してもらえよう提言し、水俣条約をよりよい条約にしたいとお答えをいたしました。

また、今回環境省から水俣条約親善大使として派遣された澤井さんとは、スピーチ内容についての具体的な打ち合わせは、日程が合わずできませんでしたが、８月３１日、水俣条約親善大使の就任報告に水俣市役所に来ていただいた際に、水銀汚染の悲劇を二度と繰り返さないよう、地球の未来を考え、水銀のない世界の必要性を発信していきたいという澤井さんの思いを聞くことができました。水俣で育った若い世代を代表して、水俣で経験したことを世界に向けて話すという役割をしっかりと果たしてほしいと激励した次第でございます。

次に、水俣条約の前文には、水銀の適切な管理が必要との認識が示されている。水俣湾埋立地の水銀を含むヘドロの管理については、護岸の老朽化や地震などによる水銀の漏出が心配される。この点についての認識はいかがか、との御質問にお答えします。

水俣湾埋立地につきましては、水俣湾内の25ppm以上の総水銀を含む汚泥を処理し、環境復元を目的とする水俣湾公害防止事業として、昭和52年から平成2年までの約13年の期間と約485億円のコストをかけて工事が実施されました。

この水俣湾埋立地につきましては、整備完了から現在27年経過しておりますが、管理を行っている熊本県に確認したところ、水俣湾に堆積していた水銀を含む汚泥については、現時点では最も安全な方法で管理されていると考えており、今後も引き続き丁寧に安全性を確認しながら維持管理を行っていくとお聞きしております。市といたしましても、市民生活や環境に影響がないよう引き続き適正に管理していただくよう県にお願いしてまいります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 2回目の質問をいたします。

COP1での市長のスピーチ全文を何回か読み返しました。自身が水俣出身と言えなかったこと、そこから、子どもたちには水俣出身という誇りと、差別や偏見に負けない心を持ってと呼びかけられています。また、水俣病は過去のことではなく、この瞬間も健康被害に苦しんでいる人がいると訴えられています。そして、水俣条約に込められた決意に応えるため、水俣のあらゆる資源を活用して世界に貢献したいというふうに述べておられます。

水俣の資源といえば、資料館などの施設、それから水俣の自然を挙げられていましたが、そのほかに私は環境への高い意識を持つ市民、それから環境を守る取り組みそのものも大きな資源ではないかというふうに考えています。そして、何よりも水銀被害を受けられた患者・被害者こそ水俣病の教訓を訴える力のある大きな宝だと考えています。

2013年10月、水俣条約を採択する外交会議の開会に当たって、安倍首相がビデオメッセージを寄せています。その中で、水銀被害を克服した旨の発言をしています。どこを見ればそんなことが言えるのかと憤慨したことを覚えています。それから4年たった今も状況は変わっていないというふうに思います。

水俣条約については、水俣病を繰り返さないという考えが中心になっているというふうに思います。

今回のCOP1で、坂本しのぶさんが繰り返し訴えた「水俣病は終わっていません」など、一連の発言が参加者に大きな感動を与え、条約に被害者の心を注ぎ込むことができたように私は思っています。

そこで、改めてお尋ねします。

水俣病については、未認定患者の救済、現在も裁判に訴えざるを得ない状況があること、不知火海沿岸住民に対する健康調査の必要性など、問題は残ったままです。これらの問題解決に向けて、COP1に参加し世界からの注目や関心の度合いを感じられた今、どのような思いを持っておられるのかをお聞かせください。

それから、水俣から参加された方の派遣について、坂本しのぶさんは、環境省からの患者派遣予定はなかったというふうに聞いております。患者を参加させ、この条約に魂を吹き込みたいという思いを持つ人たちが働きかけ、国際的なNGOのネットワークであるIPEENからの支援も受けて、費用の大半はカンパで賄っての参加だったようです。

2つ目の質問です。埋立地の管理について。

水俣湾埋立地は整備完了から27年が経過したと言われましたが、工事着工は1977年ですから、40年がたっているわけです。海に接するセルの耐用年数は50年とされています。県の有識者委員会は2050年までは大丈夫というふうにしていますが、埋立地には有害な水銀が集めて埋められたままであることに変わりはありません。県に対して、現在の状態を維持するだけでなく、将来に負の遺産を残さないためにも、水銀の浄化を含めた方針を立てるよう要望する考えはないかをお尋ねします。

2点です。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

1点は、COP1に参加をし、坂本しのぶさんのお話をされたスピーチを聞いて、環境担当の方、たくさんいらっちゃって、その現状を見て、どういった感じを持って、そして今後、水俣病の対策について、どう向き合っていくかということだったというふうに思っております。

COP1に参加されました坂本しのぶさん、9月28日の「水俣に思いをささげる時間」で水銀の恐ろしさを伝えるため、スウェーデンで開かれた国連人間環境会議に参加したことや、水俣病の症状悪化のため、今回が最後だとの思いで参加したことについて、スピーチをされました。さらに、水俣病は終わっていない、公害を起こさず、女性、そして子どもを守ってほしいというメッセージを述べられました。これに対しまして、参加者からは大変大きな拍手を受けられたところでございます。

私もCOP1に参加をし、現地で坂本しのぶさんのメッセージを聞き、そのときの会場の雰囲気を感じました。改めて、水俣病の解決について、決意を新たにするとともに、世界で水俣病と同様の被害を二度と発生させないよう、情報発信の大切さについて感じたところでございます。

2点目、水銀の埋立地の問題でございます。

県・国は、現状が一番安全な管理というふうな認識だというふうに思っております。議員がおっしゃられました水銀の浄化についての要望等は、またこういった御意見があるということ伝えていきたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 坂本しのぶさんのメッセージとそれに対する世界の反応を感じられて、改めて水俣病問題の解決について決意を新たにされたということだったと思います。

不知火海沿岸住民の健康調査について、最後にお尋ねします。

特措法の対象地域外からも多数の一時金支給該当者がありました。このことから、対象地域の指定、いわゆる線引きが妥当だったかを検証する意味からも健康調査が必要と考えます。これまでは、そういう意見があったことは国、県に伝えますという返事でしたが、もっと積極的に働きかける考えはないかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 健康調査についての御質問でございます。

何回もこの議場でこのことについては、答弁をさせていただいているところでございます。健康調査につきましては、特措法にも国が実施をするという記載があるわけでございます。現在、国のほうでも手法の開発ということで、現在は伺っております。市としましては、水俣病の早期解決及び市民の健康不安が解消されるよう、できるだけ早くその調査手法を開発し、実施していただくよう国には今後も必要に応じて、お願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、順次お答えします。

まず、これまでの種目協会との協議では、主にどのようなことが議論されたのか、との御質問にお答えします。

本年9月議会でもお答えしましたとおり、7月18日から7月25日にかけて、各種目協会へのヒアリングを行いました。その結果としまして、各種目団体とも共通して言えることは、学校の部活動から社会体育へ移行することについて、小学生の受け入れをどのようにしたら受け皿になるのか前向きに考えておられました。

具体的に各種目団体と協議しました内容としましては、活動時間に伴う指導者派遣並びに活動場所等についてでした。また、指導者の養成のための講習会の実施についても御意見をいただい

ておりますので、基本方針に基づき、具体的な方策等について内容を詰めていく中で、さらなる協議を重ねていきたいと考えています。

次に、基本方針には、生涯スポーツの基礎を培うとあるが、競技力向上との兼ね合いはどう考えるのか。子どもや保護者、指導者の意向が合わない場合も出てくるのではないかと、この御質問にお答えします。

今回、基本方針を策定するに当たり、一番重要視したことは、本市の小学校に通う子どもたちが、現在部活動として行っているスポーツ活動ができなくならないように、現在の環境をできるだけそのままの形で移行を行い、その後、社会体育としての保護者や地域住民等の理解が深まり、既存の社会体育クラブが受け皿になっていくようにと考えております。

既に保護者や子どもが競技力向上を希望されて、部活動以外の各種目協会等が実施されている社会体育クラブに加入しておられるところもあるので、さらなる受け皿として充実していただきたいと考えておりますし、また、新たに受け皿をつくっていききたいという種目団体もおられますので、並行して支援してまいりたいと考えております。具体的には、今後、各種目団体等と協議をさせていただきながら保護者等のニーズに対応できるよう努めてまいります。

また、今回の基本方針は、これまでの部活動の活動指針と同様、勝利至上主義ではなく、子どもの発育発達段階に応じてバランスよく体力の向上につながるようと考えております。

議員が御指摘のとおり、子どもや保護者、指導者の意向に合わない場合が生じることも十分に考えられますので、今後、基本方針に基づき立ち上げを行う予定の保護者会及びブロック連絡会等で趣旨を理解いただくとともに、必要な助言等を行ってまいります。

次に、指導者の確保の見通し（人数、指導時間等）は、立っているのか、この御質問にお答えします。

現状としましては、基本方針が策定したばかりでありますので、指導者の確保については、これから具体的に人数や指導時間等を含めて、今後立ち上げを行う保護者会並びにブロック連絡会及びクラブ運営協議会等で協議していく予定であります。その議論の中で、体育協会や体育協会に所属する各種目協会の協力や地域での人材を活用するなど、指導者確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後のタイムスケジュールはどうなっているか、この御質問にお答えします。

今後のタイムスケジュールとしましては、現在、各小学校長に説明を行っており、今後各部活担当の先生、各保護者代表及び自治会等への説明を行います。その後、各クラブの保護者会並びに中学校単位のブロック連絡会の立ち上げを行います。教育委員会としましても、並行してブロック連絡会をまとめる組織の立ち上げを行い、ブロック連絡会からのさまざまな問題について助言指導を行い、指導者派遣要請に関しては、体育協会と連携し対応を行うとともに地域の人材

の活用も図ってまいります。

また、各クラブの指導者に対しては定期的な指導者研修会を実施することで、児童の発育発達段階に応じた適切な指導者育成を予定しており、平成31年4月からの完全移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 小学校の運動部活動の顧問や、指導者を学校教員が担っているのは熊本県ぐらいで、全国的に見ても、特異であるとの報告があります。小学校の運動部活動が社会体育に移行することは教員の負担軽減につながると思うのですが、移行に当たってはクリアしなければならない問題がまだ幾つもありそうです。11月24日に移行するための基本方針が示され、説明を受けましたが、その後、何度も読み返してみましたけれども、なかなかどういう形の活動になるのか、私自身イメージが持てないような状況です。

今の答弁では、社会体育に移行する際にも、できるだけ現在のスポーツ環境を変えないでやりたい、勝利至上主義ではなく、体力向上につながるようにと考えている。現在、競技力向上を目指して活動している社会体育クラブには、さらに充実してほしい。新たな種目クラブについては、今後協議しながらニーズに応じていくといった答弁ではなかったかと受けとめています。

種目団体へのヒアリングを行ったということですが、私も幾つかの種目協会の方に尋ねてみました。そしたら、どこもアンケートをもとに1回だけヒアリングがあったということでした。

指導者の派遣や活動場所、指導の時間帯など、今後協議を重ねていくということなので、早目にその場を設けてスピード感を持って進めてほしいと思います。

では、基本方針を中心にお尋ねをします。

まず1番目に、今回策定した基本方針と今後教育委員会で策定する実施要綱の違いは何でしょうか。

2つ目、水俣っ子クラブ運営協議会の構成メンバーはどうなっていますか。また、組織図の中学校ごとのブロック連絡会メンバーについても、お尋ねをします。

3つ目、社会体育移行に伴って、子どもの送迎が必要となる場合が出てくるのではないのでしょうか。経済的負担がふえはしないか。また、活動までの子どもたちの過ごし方が心配される。これらの点についての見解を伺います。

4番目、現在の部活動では実施していない種目についても行う準備があるのでしょうか。例えば、卓球で考えますと、4つのブロックごとにクラブをつくるのというのはちょっと難しいかもしれません。それで、市の体育館で活動をするというイメージを持っています。それから、ハンドボールやソフトボールなどの名前も挙がっていますが、それらのチーム競技はある程度の人数がそろわないと実施できないでしょうから、これも例えば、市の体育館、あるいはグラウンドを

使うとすれば、どこか1つだけグラウンドを使っただけの活動になるのではないかというふうに思っています。このような活動をイメージしていますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今、4点ほど第2質問がございましたけれども、今回策定した基本方針と今後教育委員会で策定することとしております実施要項との違いは何かというお尋ねであったと思います。

今回策定した基本方針と今後策定する実施要項の違いですけれども、基本方針では、基本となる考え方を示しており、実施要項については、基本方針をより具体的に示すため、特に組織の位置づけや役割分担の内容等を明確化していきたいと考えております。

2点目でございますが、水俣っ子クラブ運営協議会の構成メンバーは決まっているのかと。また、各中学校ごとのブロック連絡会の構成メンバーについて、学校長及び部活担当の先生も入るイメージ、そのとおりなのかというお尋ねであったと思いますけれども、水俣っ子クラブ運営協議会のメンバーは、現在のところまだ決まっておりません。早急に運営協議会の規約を作成し、構成メンバーを決めていきたいと考えております。

また、ブロック連絡会の構成メンバーについても、今後連絡会の規約を作成し、決めていくこととなりますが、基本は自治会等の地域の代表者や保護者の代表者、指導者の代表者などは、想定しておりますが、学校長や部活担当の先生方が直接構成メンバーに入ることは、今のところ考えてはおりません。

社会体育移行に伴う送迎等の必要性及び経費、または活動が始まるまでの子どもたちの過ごし方について、お尋ねがございましたけれども、保護者アンケート結果を踏まえまして、既存の部活動を行っている各学校を活動拠点として取り組んでまいりますので、基本的には送迎等の必要はないものと考えています。しかしながら、中学校区を1つのブロック単位としての、取り組みとなりますので、各ブロックごとの状況に合わせて、今後さらに検討していく必要があると考えております。

また、経費面につきましては、具体的にはこれから各保護者会等と協議をしていくこととなりますが、基本方針で示したとおり、クラブの運営経費は、保護者が負担する会費をもって充てることといたしておりますので、極力保護者の経費面での負担にならないように、運営のやり方等も含め、調整を図ってまいります。

また、部活動が始まるまでの子どもたちの過ごし方については、各クラブの保護者会及びブロック連絡会で協議し、保護者、地域住民等で見守り等が行えるような環境づくりを行っていきたいと考えています。

4点目に、現在部活動としてなかった種目について、ニーズがあれば対応できるのかといった質問でございますが、部活動としてなかった種目については、各種目協会と協議が進み、環境を整えば、対応は可能だと考えております。また、センター方式での対応をイメージしているとのことですが、各種目協会が主催して実施する場合は、センター方式での対応となるとの意見が多かったと存じます。今後、各種目協会等との協議の中で、さまざまなケースが出てくるのではないかと考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 今聞いていて、基本方針と実施要綱の違いについては、まだよく理解ができませんでした。今後、明確になることを期待しておきます。

最後に1つ、お尋ねをします。

以前、本市でも社会体育で活動していた時期もあったように記憶していますが、一部で練習が過熱化したとも聞いています。過熱化を防ぐために考えていることは何かをお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 指導者の過熱化を防ぐために、基本方針の中で、勝利至上主義に陥ることなく、児童の発育・発達に応じた適切なスポーツ活動を行うための重要なポイントだと考え、遵守事項として活動日数を原則平日4日以内とし、活動時間について、放課後から午後7時までとするなど、具体的に制限を設けて示しており、指導者には十分理解していただくように、教育委員会としても指導、助言を行っていく予定であります。

○議長（福田 齊君） 次に、小中学校教員の超過勤務削減について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、小中学校教員の超過勤務削減について、順次お答えします。

まず、教員の超過勤務は減っているのか、との御質問にお答えします。

平成29年4月から10月まで、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、13.4%であり、延べ170人いました。小中学校別の割合では、小学校10.4%、中学校17.8%でした。平成28年度の10月末時点では、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、18.5%、延べ248人でした。ここ3年間の同時期では、最小の数値にまで減少してきていますので、各学校に取り組みを一層推進するよう今後とも指導してまいります。

次に、6月議会で年度初めの4月、5月の超過勤務が減少しているとの報告があったが、要因は何か、との御質問にお答えします。

これまで取り組んできた各学校の成果があらわれてきていると考察しています。大別すると、3点ございます。職員の意識改革、組織としての体制づくり、業務の効率化に集約できます。

1点目の職員の意識改革としては、「私の定時退勤日」として、職員室にボードを掲示して全職員に周知することによって帰りやすい雰囲気の醸成を図る取り組みが効果を上げています。

2点目の組織としての体制づくりでは、業務を分担しカバーし合う組織づくりがなされていることが挙げられます。

3点目の業務の効率化では、行事の後に次年度の計画案作成まで行う事後プランの取り組みが、担当職員の負担軽減や会議時間縮減につながり、好循環の効果を上げています。市校長会議等の場で、さまざまな取り組み事例を紹介し、各学校の現状に応じて、今すぐ取り組めるアイデアの導入を呼びかけてきました。今後とも、働き方改革を推進し、超過勤務縮減に努めてまいります。

次に、土曜授業分の振りかえはきちんと取られているのか、との御質問にお答えします。

本年度の土曜授業は、11月末までに5回実施しています。その分の振りかえは、既に取得済みであったり、取得期限日までに取得を計画したりして、各学校で確実に実施予定であると確認しています。また、1つの学校で2人の職員が、振替日にやむを得ず学校内で短時間の業務を行った実態がありましたが、ほぼ全員が適切に振りかえを取得できていました。今後とも、振りかえの確実な取得を徹底し、健康で生き生きと働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、ストレスチェックについて、本年度分の結果の把握状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

本年度は9月28日から10月24日までを実施期間として、ストレスチェック検査を実施いたしました。

受検対象者は臨時採用を含む教職員、学校用務員、特別支援教育支援員、読書活動推進員の総計229名です。結果につきましては、検査委託先である日本赤十字社熊本健康管理センターに確認したところ、近日中に発送予定であるとのことですので、届き次第、適切に対応してまいります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ここ3年間、超過勤務が月に100時間を超えた人の割合、延べ人数ともに減少していることは大変いい傾向だと思います。ぜひ、今以上に減少の幅が大きくなるような取り組みをお願いしたいというふうに思います。

職員の意識改革として、「私の定時退勤日」を挙げられました。このことについてお尋ねします。

従来は、各学校で毎週何曜日かを定時退勤日と設定して、早く帰るよう呼びかけていたように思いますが、それとどう違うのでしょうか、これが1点目です。

次は、要望です。

取り組み事例の紹介と活用について、現在、市の校長会議等で行われているそのような事例研究、それはぜひ今後も続けていただいて、現場での超過勤務削減に生かしてほしいというふうに

思います。

お尋ねの2点目は、労働時間の把握についてです。

ことし1月に厚生労働省が、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを定めました。それによると、労働時間の把握については、単に労働時間数だけでなく、始業・終業時刻を使用者が確認し、記録する必要があるとなっています。つまり、日々の残業が何時間、一月の合計で何十時間あったということの把握だけではだめだということで、毎日何時に出勤して何時に退勤したかの確認と記録が必要ということだと思います。職員の自己申告ではだめだと言っています。

現在、市内の小中学校においては自己申告制になっていると思われます。ガイドラインでは始業・終業の確認の方法としては、使用者みずからが労働時間を確認する場合を除き、タイムカード等の客観的な記録を根拠とすることとなっています。これに対してはどのように対応されますか。

3つ目はストレスチェックの活用です。

これについては大変期待をしています。ストレスチェックは一人一人が行うものですが、それを個人に返すだけでなく、ぜひ学校ごとの傾向を分析し、学校に応じた対策や指導に役立ててほしいと思っていますが、それについてはどうでしょうか。

4つ目、6月議会で、休日に自主的に仕事をしていると、そういう答弁があり、私は自主的ではないと、勤務時間内に終わらない業務量があるからだというふうに言いました。現場の先生方に減らしてほしい業務を組合のほうで尋ねています。その中で、一番多かったのが調査・報告でした。いろいろな調査が学校現場においてきて、それをまとめて報告するのに大変時間がかかり、負担を感じているようです。最近では、その調査・報告を求めるのが、メールでおいてくるものが多くなっているようです。中には、報告期日まで数日しかないこともあるというふうに聞きました。また、教育委員会関係のものだけでなく、他の部署からの調査もかなりあるようです。同じような内容のものをまとめるとか、何か調査・報告を減らす方向で取り組んでほしいと思いますが、この点については、どうでしょうか。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 4点ほどございましたけれども、まず、「私の定時退勤日」というのを各学校設けておりますけれども、どのような取り組みなのかということですが、私の定時退勤日とは、例えば、私は今週の金曜日は、定時退勤しますという自己申告を行い、職員全員が見て、確認ができるよう、終業時のボードに明記することで、周知を図るという取り組みです。

メリットとして、当該職員は周囲に気兼ねをすることなく、帰りやすくなったり、自分で業務計画を立て、業務の効率化を図ったりすることができます。

また、周囲の職員は、当該職員以外で業務を進行したり、互いにフォローしたりして、チームとして、協力体制が強化されるようになっていきます。

このような好事例をこれからも各学校で紹介しながら、生き生きと働きやすい学校づくりを進めてまいります。

厚生労働省から示された労働時間の適正な把握のために講ずべきガイドラインについてのお尋ねがございましたが、ガイドラインの中に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の1つとして、使用者は労働者の労働日ごとの始業、終業時刻を確認し、適正に記録することとございます。

これまでの学校現場では、自己申告や管理職の目視による確認等によって、勤務時間を把握していました。教育委員会としては、議員が先ほど提言ありましたように、客観的な記録及び把握ができるよう、先行事例等の情報収集を行い、方策を検討してまいりたいと思います。

ストレスチェックについてのお尋ねがございましたが、各学校ごとの傾向を分析して、指導に生かしてはという趣旨であったかと思えます。ストレスチェックの結果については、報告が上がってきました段階でつぶさに状況把握して、適切に対応してまいりたいと、そのように考えております。

それから、最後に各学校に教職員宛てにいろんな調査・報告が来ておりますけれども、業務を減らすという観点から、調査・報告を減らすことはできないのかといったお尋ねであったかと思えます。

各学校現場には、かなりの数の調査をお願いし、報告していただいています。その大部分は、国や県からの調査になります。国や県も重複する調査を減らすべく毎年見直しを実施されているところです。教育委員会でも、調査を学校にお願いしないように努力しています。しかしながら、学校現場にしか回答できない内容も多々ございます。そういった現状でございます。今後も国や県に対しては、機会を捉えて、調査数を減らすように求めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 勤務時間の客観的な把握と記録には、財源が必要となる場合もあるでしょうから、先行事例の研究等をもとに実効性のある方策を検討していただきたいというふうに思います。

また、ストレスチェックの活用については、先ほど申し上げましたが、先生方一人一人を見ることも大事ですが、学校を一つの集団として捉えて、その職場環境を改善するための資料として活用していただきたいというふうに思っています。

超過勤務が100時間を超える人が減ってきているというのは好ましいことだとは思いますが。現場の工夫があり、また、教育委員会の指導の成果というのがあらわれているのでしょう。しか

し、過労死ラインと言われる月に80時間をさらに超えるような人たちが、まだ7、8人に1人はいるということです。これは決して安心できる状況ではないと思います。さらなる削減に向けての意気込みを最後にお聞かせください。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 超過勤務を削減するという点において、月に80時間、または2カ月連続で平均60時間以上の超過勤務を行っている教職員は減ってきているとはいいましても、心身の健康状態が大変心配でございます。面接等の対応ができるよう、繰り返し各学校に周知してまいります。

また、各学校の工夫や取り組みにより、超過勤務が減少してきていますので、今後とも好事例の紹介を継続するとともに、指導を重ねることで、超過勤務が少しでも減るよう努めてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、認知症見守り・SOSネットワーク模擬訓練について、答弁を求めます。

高沢福祉環境部次長。

（福祉環境部次長 高沢克代君登壇）

○福祉環境部次長（高沢克代君） 次に、認知症見守り・SOSネットワーク模擬訓練について、順次お答えします。

まず、この訓練の趣旨は何か。また、昨年とことしの訓練の違いは何か、との御質問にお答えします。

本市では、認知症の人が在宅でも安心して暮らしていけるよう認知症に対する正しい理解の普及・啓発活動に努めるとともに、地域ぐるみで認知症の人とその家族を支援をする体制を構築しています。この訓練の趣旨は、支援体制の維持普及と地域住民が認知症の人に関心を示し、徘徊等で行方不明者が発生した際に早期発見・保護につなげてもらうために実施するものです。今年度で8回目の訓練となりました。訓練では自治会長や民生委員、多くの地区住民の方々の参加と御協力をいただき、昨年度は浜町等の2区と古賀・栄町等の19区で実施しました。今年度は10月に長野町等の7区と深川等の9区で実施しております。

また、今回の訓練で初めての試みとして、GPSを活用した位置情報による搜索のデモンストレーションを行いました。これは、徘徊者役に小さな発信機を持たせ、その信号をGPSがキャッチし、家族等が登録した携帯電話等に位置情報を送るシステムです。行方不明になるおそれのある方やその御家族が安心して暮らすための手段の一つとして住民の皆様に情報提供できたと考えております。

次に、訓練を実施して明らかになったこと、成果と課題は何か、との御質問にお答えします。

昨年度、声をかけることの難しさについて御意見をいただいておりますので、認知症の方への接し方について、より多くの方に学んでいただくため、7区と9区それぞれ2回ずつ認知症サポーター養成講座を事前に実施しました。また、実施後に広報紙で本訓練の特集を掲載しましたので、多くの市民の方にも模擬訓練の取り組みを周知できたのではないかと考えております。

また、認知症見守り・SOSネットワーク体制については、徘徊等の心配のある方を御家族等から事前登録していただくことで、その人の特徴等が関係各所にFAXで伝達されます。今回の訓練結果から、FAX送信による情報伝達は、送受信に時間がかかること、また、営業時間外等に受信した場合、情報が活用されないことがわかりました。しかし、FAXは広く普及している通信手段であり、紙媒体で情報が確認できるというメリットもあります。FAX以外の手段として、防災行政無線や熊本県防災情報メールサービス、警察のゆっぴーメール等の普及により、情報を得る機会をふやしていただくよう市民の皆様へ登録を周知したいと思います。

捜索情報を広く発信できれば、早期発見につながることを期待されますので、さらに普及に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ことしで8回目になるということでしたが、正直言って私はこれまで無関心でした。

今回は地元の7区と9区での実施だったので参加をしました。参加をしたといっても、実施本部の旧深川小学校、深川生涯学習センターでモニターを見ていただけた話なんですけど、訓練の様子は市報の11月号のトップに写真をたくさん入れて紹介してあったので、多くの市民に伝わったかと思います。

そこでお尋ねをします。

初めての試みとしてGPSの活用がありましたが、その発信機はどのようなもので、徘徊の心配がある方に対してはどんなところに、あるいはどんな物に取りつけるのでしょうか。

2番目、ネットワーク体制について、家族からの事前登録の内容はどのようなものなのでしょうか。また、ネットワークに協力する関係各所とはどのようなところですか。

3つ目、情報伝達については、FAXは送信に時間がかかったということですが、今回の場合、何カ所に送信して、どれぐらいの時間がかかったのでしょうか。また、夜間の情報伝達は、どのように工夫しておられるのでしょうか。

4つ目、参加者の感想にどのようなものがあったのでしょうか。また、今後に生かしたいものは、その中になかったかどうか、それをお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 高沢福祉環境部次長。

○福祉環境部次長（高沢克代君） 田中議員から4点ほど御質問いただきましたが、まず1点目ですけれども、GPSの活用について、発信機とはどのようなものなのかということでございます。

が、まずGPS発信機につきましては、横4センチ、縦5センチ、厚さ1センチのマッチ箱程度の大きさでございます。小型のもので、いつも身につける服のポケットや靴に取りつけることができます。振動も感知し、動き始めを家族等にメールで通知しまして、GPSの位置情報により、居場所がわかるという仕組みになっております。

次の2点目の御質問ですが、認知症見守り・SOSネットワーク体制についてでございます。

家族からの事前登録の内容は、どんなものか。また、ネットワークに協力する関係各所はどこか、との御質問でありましたが、事前登録に必要な内容につきましては、名前や住所、それから生年月日といった基本的な情報に加えまして、身長や体重、歩き方や癖等の身体的な特徴と、よく行く場所といった行動の特徴です。合わせて、最近の写真の提供もお願いしております。

また、このネットワークに御協力いただく関係機関としましては、公的機関のほか、介護事業所やタクシー会社、コンビニ、郵便局、新聞各社の販売センター、商店、ガソリンスタンド、薬局、建設業協会等があります。幅広い分野の方から見守っていただいております。

次の3点目の御質問でございますが、情報伝達について、FAXは時間がかかったとのことだが、何カ所で何分かかったか。また、夜間の情報伝達はどうなっているのか、との御質問でございました。

まず、FAXによる伝達時間につきましては、電話回線の混みぐあいでも若干変わります。これまで夕方の時間帯に72件送信して、1時間37分程度かかっておりましたが、今回は市民課といき健康課で手分けをして送信するようにし、50分程度まで時間を短縮しております。

また、夜間の情報伝達につきましては、さきに申し上げましたとおり、FAXでは有効に情報が生かされないことが想定されますので、各種メールサービスや防災行政無線等を活用しながら、臨機応変な対応をしているところでございます。

最後の御質問でございます。参加者の感想はどのようなものがあったか。また、今後に生かしたいものがあるのかということでございます。

参加していただいた方からの感想としまして、徘徊されている人に声をかけた後の対応やグループで声をかけた場合の役割分担、また、警察や消防署への通報の仕方を学びたいという御意見もいただいております。

また、今後に生かしたいものにつきましては、認知症サポーター養成講座等により、認知症の方への接し方や、声のかけ方については、啓発に努めておりましたが、さらに実践的なことを学ぶカリキュラムを検討したいと思います。

8年間の訓練を経て、さらに実践的な段階へステップアップしたというふう感じております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 時間が気になっております。

私もいつ認知症で見守られる立場になるかもしれません。自分の意志でどうにかなるようなことではないと思ひ、決して人ごとではないと感じています。

訓練の様子を見て、防災と通じるところがあるというふうに思いました。それは、地域の中でつながりが大切になってくるという点です。今回、訓練が行われた深川地区にしても、長野町の地区にしても、地域でお互いに顔見知りの関係ができていり、あそこにはお年寄りが一人で住んでおられるとか、体の不自由な方があの家にはいらっしゃるとか、そういうことをお互いよく知っているというふうに思ひます。ふだんからよく挨拶が交わされております。ですから、地域内で見知らぬ人を見かけたら、気にとめる人が多いのではないかというふうに思ひています。

今後、このような取り組みを通して、声かけや通報の仕方を学ぶ場を提供してもらひ、安心安全なまちづくりを進めてほしいというふうに思ひています。挨拶や困っている人に対する声かけなど、ソフト面の充実というのは、ハード面の整備同様大切なことだろうというふうに思ひています。

安心安全なまちを実現するために、いきいき健康課だけでなく、危機管理防災課あるいは市民課、福祉課、教育委員会などの連携が重要だと思ひます。これについては、市役所全体にかかわることですから、市長のほうに答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 市民の安心安全という観点からいきますと、市全体で取り組むようなことであるというふうに考えております。

縦割り行政の中で、昨日のふるさと納税の中で、各課を横串を通した組織の提言がされておりましたが、今、縦割り行政の弊害を市だけではなくて、県、国も言われております。この訓練等も福祉にかかわる部分もそういったところを横串を通す、また風通しのいいそういった行政組織にしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。日本共産党の野中重男です。

市民生活の向上を願って質問します。

国会では、両院において、大陸間弾道ミサイルを発射した北朝鮮に対し、厳重に抗議する決議を全会一致で採択しています。この決議では、北朝鮮に対し、一切の挑発行動をやめ、核・ミサイル計画を放棄して、朝鮮半島の非核化の取り組みを要求しています。その上で、国際社会は経済制裁の完全履行を通じて外交努力による平和的解決を模索すべきだと提起しています。この流れが大きくなることを期待したいと思います。

さて、市政について具体的に以下、質問いたします。

1、水俣病について。

- ①、熊本県及び鹿児島県への水俣病認定申請者は何人か。
- ②、熊本水俣病では幾つかの裁判が行われている。その種類、名称及びそれぞれの原告数は何人か。

2、水銀に関する水俣条約の締約国会議第1回会合（COP1）について。

- ①、2017年9月にスイスのジュネーブで開かれたこの会議には、日本から西田市長や環境大臣を初めたくさんの方が参加されている。どのような方が、どこの派遣で参加されたのか。
- ②、西田市長には環境省から会議への参加要請があったのか。
- ③、COP1の正規の会議とは別に、それと前後してさまざまな会議が開かれたと聞くが、どのような会議が持たれたのか。
- ④、市長や水俣高校の澤井聖奈さんらが参加し発言した「水俣への思いをささげる時間」というのが設定されているが、どのような交渉が行われ企画となったのか。また、市長や胎児性患者の坂本しのぶさんはどのようなスピーチをされたのか。

3、市庁舎建設の進捗状況について。

- ①、市長は建設場所を決め、現在では設計事務所を選考するのにプロポーザル方式をとっているが、この方式について国土交通省の考え方はどうか。また、被災した近隣市はどのような方式か。
- ②、プロポーザル方式とコンペ方式の違いは何か。また基本設計、実施設計の違いは何か。
- ③、プロポーザル方式で公告はしたのか。またどのように設計事務所は決まっていくのか。
- ④、設計事務所決定までには1次審査と2次審査があると聞く。審査の公平性は担保されるのか。
- ⑤、地元設計事務所は関与できるのか。
- ⑥、公告の時点で提示した水俣市の理念や課題はどんなものか。

4、徳富蘆花（本名徳富健次郎）生誕150周年に向けて。

- ①、水俣では多くの文化人が生まれ、また生活されていた。徳富一敬、徳富猪一郎（ペンネーム蘇峰）、徳富蘆花（本名徳富健次郎）、谷川健一、谷川雁、淵上毛銭、高群逸枝、石牟礼道子氏

などである。その中で徳富蘆花は概略してどのような文化人だったのか。

②、水俣市は蘇峰・蘆花生家を整備し、今でも多くの来訪者が来られている。蘇峰研究会や蘆花研究会があると聞くが、どのような方が研究されているのか。

③、徳富蘇峰については、水俣市教育委員会も関与した副読本があり、これは有志の先生方が執筆され、教育委員会が費用を出したと聞く。これはどのような経過でつくられ、現在どのように活用されているか。

④、蘇峰の生誕150年企画が4年前に行われた。どのような企画がされたのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については副市長から、水銀に関する水俣条約の締約国会議第1回会合（COP1）について及び市庁舎建設の進捗状況については私から、徳富蘆花（徳富健次郎）生誕150周年に向けてについては教育長から、それぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 水俣病について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 初めに、水俣病について、順次お答えいたします。

まず、熊本県及び鹿児島県への水俣病認定申請者は何人か、との御質問にお答えいたします。水俣病認定申請者について、熊本県及び鹿児島県に確認しましたところ、本年10月31日現在で、熊本県が960人、鹿児島県が996人で合計1,956人とのことでした。

次に、熊本水俣病では幾つかの裁判が行われている。その種類、名称及びそれぞれの原告数は何人か、との御質問にお答えいたします。

熊本水俣病で係争中の裁判につきまして、国及び熊本県等に確認したところ、損害賠償等請求訴訟としまして3件、認定義務づけ等請求訴訟としまして1件原告7人、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務づけ等請求訴訟としまして1件原告1人、地位確認請求訴訟としまして1件原告2人の4種類6件の訴訟が現在係争中とのことでした。

なお、損害賠償等請求訴訟の3件につきましては、1件は国家賠償等請求訴訟としまして原告8人、2件目はノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟が熊本、東京、大阪の3カ所で争われ、原告が3カ所合計で1,500人、3件目は損害賠償請求訴訟としまして原告1人とのことです。ございました。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、御答弁いただいたように1,900人近い方たちが認定申請をされていて、多くの訴訟もされているということでした。これらは一日も早く解決することが必要ではないかなというふうに思います。

なお、健康調査について、2回目の質問で予定していましたが、田中議員の質問でほぼ同趣旨の質問でしたので、ここはカットします。

2回目の質問は、1点だけ聞きます。

水俣病被害者の救済に関しては、私は平成27年12月議会で、国立水俣病総合研究センターの研究者の論文を示して、この論文が不知火海沿岸には幅広い範囲に被害があって、水俣病特措法の救済範囲を広げるべきだと述べていることを紹介して、市長の見解を伺いました。これに対し、市長は、昭和48年の熊本県が実施した健康調査の資料や今回の論文などは非常に貴重であり、今後の患者や被害者救済問題に生かしていただきたいと国や県に伝えると答弁されています。また、本年9月議会では水俣病問題の認識として、水俣病問題の解決に関しましては、やはり救済されるべき全ての人々が救済されることが考えられると答弁されています。この認識については、今も変わってないという認識でよろしいのでしょうか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点、御質問でございます。

27年の12月議会、また本年の9月議会の答弁、認識、変わったことはないかということでございます。

平成27年の12月議会におきまして、健康調査の資料等につきましては、大変貴重であるということ、またそのとき、議員からもございました御意見につきましては、国、県に伝えていくというふうな答弁をさせていただいておりますが、その認識は現在も変わっておりません。

また、本年の9月議会において、救済されるべき全ての人々が救済されることが水俣病問題の解決と考えられるという答弁でございましたが、こちらについても、認識は変わっておりません。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

不知火患者会が闘っているノーモアミナマタ第2次訴訟は、いよいよ審理が大詰めに差しかかっていると聞いております。水俣病についての司法の流れは、判決が出ると国はまた負けるという流れであります。政府には被害者の立場に立って、これをどう早く解決するかということが

求められているというふうに思います。

不知火患者会に聞きますと、新たに裁判希望者が数百人単位で待っておられるということですから、さらに原告がふえるんだろうと思いますけれども、そういう意味でも、市長には被害者に一番近い自治体の首長であるという立場からも、国・県に早期解決するために言うべきことはぜひともきちっと言っていただきたいというふうに思いますけれども、これについてはいかがですか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣病が発生したこの首長として、今後、国、県に言うべきことは言っていただきたい、言うべきではないかという御意見についてでございます。

水俣病が発生した市の市長として、一日でも早く水俣病を解決していく必要があるというふうな考えでございます。そのためには、救済されるべき全ての人が救済されることが水俣病の解決と考えておりますので、必要な内容については、今後も国、県に伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、水銀に関する水俣条約の締約国会議第1回会合（COP1）について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水銀に関する水俣条約の締約国会議第1回会合（COP1）について、順次お答えをいたします。

まず、2017年9月にスイスのジュネーブで開かれたこの会議には、日本から西田市長や環境大臣を初めたくさんの方が参加されている。どのような方が、どこの派遣で参加されたか、との御質問にお答えをいたします。

水銀に関する水俣条約締約国会議第1回会合（COP1）は、9月24日から29日の日程で開催され、日本政府を代表して中川雅治環境大臣等が出席をされました。水俣市からは市を代表して、私が参加しましたほか、環境省から水俣条約親善大使に任命された水俣高校の澤井聖奈さんと水俣環境アカデミアの古賀所長が派遣され、さらにNGOからの支援により、胎児性水俣病患者の坂本しのぶさん等が参加をされました。

次に、西田市長は環境省から会議への参加要請があったのか、との御質問にお答えをいたします。

COP1については、当初、環境省から水俣市職員等の派遣について提案がありました。水俣の名を冠した国際条約の会合において、水俣病の教訓を伝えるとともに、メッセージを発信する

ことは大変有意義であり、世界の水銀対策の推進に貢献できるものと考え、水俣病を経験した本市を代表して私自身が赴き、発信すべきであろうと判断をいたしました。その趣旨を環境省にお伝えし、国連環境計画（UNEP）の水俣条約暫定事務局と調整いただくことにより、会合への参加とスピーチする機会を得ることができました。

次に、COP1の正規の会議とは別に、それと前後してさまざまな会議が開かれたと聞くと、どのような会議が持たれたのか、との御質問にお答えします。

COP1開幕日前日の9月23日に、NGOの会合が開催されました。坂本しのぶさんが出席され、水銀をきちんと規制してほしい、一緒に考えてほしいと訴えられたとのことでもあります。その他、会期2日前から1週間、水銀ウィークと称して、水銀に関する健康・環境などをテーマに各種会議や研究イベントが開催されておりました。さらに、COP1会場となった国際会議場内にはブース展示が設置され、本市の紹介や環境の取り組みについて展示を行っていただきました。

また、個別に国連環境計画（UNEP）のイブラヒム事務局次長、欧州連合（EU）議会の議員の方々、地球環境ファシリテーターの石井CEO（最高責任者）などから会談する機会をいただき、水俣に対する注目や関心の高さを感じることができました。

次に、市長や水俣高校の澤井聖奈さんらが参加し発言した水俣への思いをささげる時間というのが設定されているが、どのような交渉が行われ企画となったのか。また、市長や胎児性患者の坂本しのぶさんはどのようなスピーチをされたのか、との御質問にお答えをいたします。

「水俣への思いをささげる時間」は、水銀問題の原点である水俣の水銀汚染について思いをはせることで、それまでの事務レベルの交渉からその後の閣僚級会合において、より力強い内容の合意を引き出すとの趣旨で、暫定事務局が企画し、会期内の9月28日に設けられたプログラムであります。

このプログラムの中で、私はスピーチを行いました。経済発展を最優先したことが水俣病の被害を拡大した原因の一つであり、このことは水俣病の教訓の一つであること。また、分断されたコミュニティの再構築や破壊された自然環境の再生は簡単ではないこと、さらには水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないようにするため、本市がこれまで培ってきた知識や経験などあらゆる資源を活用して世界に貢献したいと述べるとともに、この水俣条約COP1の開催は、歴史に残る記念すべきスタートであるというメッセージを発信いたしました。

一方、坂本しのぶさんは、15歳のときに、水銀の恐ろしさを伝えるため、スウェーデンで開催された国連人間環境会議に行ったことや、水俣病の症状が悪化しているため、今回が最後だと思って参加したことについてスピーチをされました。さらに、水俣病は終わっていない、公害を起さず、女の人と子どもを守ってほしいと世界に向けて発信をされました。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 私も報道で読んだんですけれども、「水俣への思いをささげる時間」というのが閣僚級の会議と会議の間に、UNEP事務局と環境省との間で企画されて、そこで坂本さんや市長や澤井さんやいろんな方が発言する機会がつけられたというふうに見ていましたし、今、答弁もいただいたんですけれども、それぞれ坂本さん、澤井さん、市長の発言などに対して、参加者や世界の報道機関はどのような反応を示したのかということと、もう一つ、これも報道で見たんですが、水俣高校の生徒さんたちが墨書、水墨画というのもありますけれども、墨だけで描く絵、墨書、僕らが子どもから親しんできたのは習字ですね。習字紙に水俣という漢字を書いたものを500枚ぐらい用意して配ったという報道があるんですけれども、これについて、世界の人たちの反応はどうだったんでしょうか、これが1点目です。

2点目は、今回のCOP1で確認されたことは何だったのか。

以上2点、お伺いしたいと思います

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

1点目は、坂本しのぶさんの発言、また澤井さん、私を含めてスピーチ、意見に対して、どういった反応だったのかということ、また、会場で配りました墨書についての反応の御質問が最初にございました。

坂本さんのスピーチに対し、会合参加者からは大変感銘を受けたというふうな反響があったと思っております。エリック・ソルハイムUNEP事務局長からは、閣僚級会議のスピーチの中で私や坂本さんについて、水俣の悲劇が再び起こらないように、悲劇を希望に変えるために取り組んできたなど、御紹介をいただいたところでございます。

私は海外メディアから直接に取材を受けることはございませんでしたが、水俣への思いをささげる時間について紹介している海外のメディアもあったというふうに聞いております。

また、墨書につきましては、500枚、水俣高校生が書いてくれたわけでございます。書道部である澤井さんを初め書いていただいて、COP1のブース、展示会場等で私も澤井さんも、スタッフも含めて、一緒にお配りをしました。大変好評でございました。墨書を受けられた方の中には、以前、水俣に来られた方も結構いらっしゃって、水俣を思い出したり、ぜひまた水俣に行きたいという方も話の中でありました。

墨書自体は、「水俣」と習字紙に書いたんですけれども、向こうから見るとイラストに見えるみたいで、私の話したアメリカの方は、もうぜひ事務所に張りたいということもおっしゃっていました。会場の方と水俣が非常に近くなったような感じがしておりました。

そして2点目、COP1で確認されたことはどういったことかということでございます。

本会合では、条約運営に関する事項、また条約実施に必要な手引きなどが採択されたというふ

うに聞いております。

具体的には、途上国の水銀対策のための資金支援に関する事項、また小規模な金採掘現場で精製のために用いられる水銀の対策、また、大気中に排出される水銀の削減のための手引きなどを決定したというふうに聞いております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。

ジュネーブでの会議の様子が少しずつ浮かび上がってきたかなと思います。

今の話と報道を見ていて、水俣高校はスーパーグローバルハイスクールということで、英語に関しても随分学習していろいろな人たちと交流する機会がふえているようだけれども、澤井さんの英語のスピーチ、私も読ませていただきました。全部わからなくて、久しぶりに英語の辞書を引きながら、訳しながら読んだんですけれども、もちろん先生たちの援助もあったんでしょうけれども、しっかり自分の言葉で自分の思いを英語でスピーチされたという、こういう若者が育っていくということが大変うれしいなというふうに思ったところです。

それで、今後の資金援助だとか金採掘現場での水銀使用などについて決められたということですが、こういう対策が進んで、海洋での汚染等がなくなるということに進めばいいなと思っています。

3点目の質問です。

この国際会議に、市長は初めての参加だったと思いますけれども、どのようなお考えをお持ちでしょうか、1点だけです。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 国際会議に参加して、私も初めての経験でしたが、どういったことを考えられたかということでございます。

それと、最初に澤井さんのスピーチのお話が出ましたが、大変先生もつきっきりで練習をされて、英語自体がお好きということで、会場の中でも英語でスピーチをされて、非常に評価が高かったというのを一つ御報告させていただきたいと思います。

この会議に参加しての思いですけど、今回C O P 1に参加をし、水俣病や水銀汚染の問題、水銀や世界への思いを語るとともに、水俣病を経験した水俣市民の思いを世界に発信することができたわけでございます。

今回、本会合に参加したことで、水俣病が発生したまちの市長として、水俣病問題の解決に向けて努力し、世界で二度とこの水俣病のような水銀による被害が発生しないよう、なお一層の情報発信と国際貢献に努めなければならないというふうに改めて認識したわけでございます。

百四、五十カ国以上、そして2,000人以上の方が参加する非常に大きな会議でございました。

会場では、水俣コンベンション、水俣という名前がもういろんな会議、会合で飛び交っておりまして、水俣の発信は非常にできたというふうに思っております。

今後、この途上国の問題が非常に議論をされていまして、先進国として、いろんな国がそういったところをまた御支援をしていただきたいというふうに思ったところでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、市庁舎建設の進捗状況について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、市庁舎建設の進捗状況について、順次お答えをいたします。

まず、市長は建設場所を決め、現在では設計事務所を選考するためにプロポーザル方式をとっているが、この方式について国土交通省の考え方はどうか。また、被災した近隣市はどのような方式か、との御質問にお答えします。

国土交通省では、質の高い建築設計を実現するために最も重要なのは、設計者の能力や経験などの資質と考え、具体的には、設計者の持つ創造力や技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが必要であり、そうした設計者の選定方法としてプロポーザル方式が望ましいと考えています。

また、熊本地震で被災した近隣市では、八代市、人吉市、天草市が本市同様、公募型プロポーザル方式で設計者を選定したほか、大津町も同方式による設計者選定の手続きを進めており、未実施の市町を除いて全ての市町が同方式を採用している状況であります。

次に、プロポーザル方式とコンペ方式の違いは何か。また、基本設計と実施設計の違いは何かとの御質問にお答えします。

プロポーザル方式は、設計者の能力を評価対象とし、具体的な課題に対する技術提案を求め、設計者を選定する方式であります。

一方、コンペ方式は、建築デザインを評価対象とし、明確な設計条件に対する設計案を選定する方式であります。

このように、プロポーザル方式とコンペ方式は、設計者である人を選定するのか、具体的な建築の設計案を選定するのか、大きく異なるものであります。

プロポーザル方式は、公正性、透明性、客観性を持つ設計者の選定が可能になるほか、コンペ方式と比較して、設計者選定までの費用、労力など参加される設計者の負担が小さく、発注者と設計者の共同作業が可能で、発注者の意向も反映しやすいなどの特徴があります。

また、基本設計は、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめるものであり、新庁舎の具体的な完成時の姿の基本となります。

なお、本市においては、基本設計の初期段階において、必要な機能、施設及び手法を示す整備方針、建設場所、施設の規模及び周辺施設の整備に関する考え方を示す施設計画、スケジュール及び事業費を示す事業計画等を定めることとしております。

実施設計は、基本設計図書に基づく工事施工を考慮した上で、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進めるもので、工事施工に向けて、工事費の具体的な積算も行います。

次に、プロポーザル方式での公告はしたのか。また、どのように設計事務所は決まってくるのか、との御質問にお答えします。

本市では、去る11月27日に新庁舎建設基本・実施設計業務公募型プロポーザルによる設計者選定の募集を開始しました。

設計者決定までの手順としましては、学識経験者及び専門的知見を有する者などで構成される水俣市新庁舎建設設計者選定審査委員会において、参加者から提出された書類を非公開で審査する1次審査と、選定された設計者から具体的な課題に対する技術提案書等をもとに、プレゼンテーション及びヒアリング審査を公開で行う2次審査の2段階で設計者を選定いたします。

その後、最優秀者及び優秀者をそれぞれ1者ずつ選定し、最優秀者と委託契約等について協議等を行い、合意を経て契約を締結するという手順になります。

次に、設計事務所決定までには1次審査と2次審査があると聞く。審査の公平性は担保されるのか、との御質問にお答えします。

審査の公平性については、国土交通省が示すガイドラインとともに、熊本地震で被災した近隣市等、先行する自治体の事例も参考にしながら検討してまいりました。

検討の結果、設計者選定を行う審査委員については、参加者の技術提案に対し、適切な技術評価を行う必要があるため、建築計画、建築設計、建築構造、環境・設備のそれぞれの分野の学識経験者と行政関係者から構成される水俣市新庁舎建設設計者選定審査委員会を設置し、審査の公平性を図ったところであります。

また、参加者からの不正な接触、要求を防ぐため、審査委員の公表については、2次審査のプレゼンテーション及びヒアリング審査まで非公開とすることにしていくことから、公平性は担保されるものと考えています。

なお、国土交通省では、設計者の知的財産の漏えい防止と審査の公平性を担保するため、審査は原則非公開で開催するよう推奨されておりますが、本市では、できるだけ市民にも理解していただけるよう、2次審査のプレゼンテーション及びヒアリング審査は公開で実施し、市民傍聴のもと公平な審査が担保されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、審査の際には、参加者名を伏せて審査し、公平に提案内容のみで審査するようにしているほか、参加者に対しても、先行している自治体の事例を参考にしながら、審査実施要領に失格

事項を設けているところであります。

次に、地元設計事務所は関与できるのかとの御質問にお答えをいたします。

今回の事業には、できれば地元の設計事務所も関与していただきたいと考えており、地元設計事務所は、共同企業体または協力者での参加を想定しております。

このため、地元設計事務所の参画機会を与えるため、1次審査の評価項目に、地元育成への貢献を設け、地元設計事務所が共同企業体または協力者として参入する場合を評価し、実績に加算することとしております。この1次審査の得点は、2次審査に加算することから、参加者にとっても考慮すべき審査項目の一つとなっていると考えております。

次に、公告の時点で提示した水俣市の理念や課題はどんなものか、との御質問にお答えいたします。

公告の時点で提示した水俣市の理念については、水俣市新庁舎建設基本構想に基づき、市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎と定めており、この基本理念を実現させるために、災害に対する安全性の確保、市民サービスの向上、誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎、維持管理しやすい庁舎、環境への配慮の5つの基本方針を掲げております。

なお、公告の時点で提示した課題についても、基本構想に掲げる各基本方針の中で、核となるキーワードを中心に示しているところであり、今回のプロポーザル参加者には基本構想を踏まえた提案をいただきたいと考えているところであります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 多岐にわたって質問しましたがけれども、答弁ありがとうございました。

この市庁舎の建設についての最大のネックは財源だったと思います。以前から、市庁舎はもう古くなっていて、建てかえなきゃいけないという議論がありました。なかなか踏み切れなかったのは、新たに40億のお金がかかったとして、公的建物の建てかえのための基金は8億円ちょっとしかありません。残りの30億円を、庁舎の建てかえは国からの補助がありませんから、基本的には自主財源、あるいは自分で借金してこれを賄わなきゃいけないというのが庁舎の特徴でした。30億借金するとなると、元利償還金が発生しますから、その分毎年の支出をどこかでカットするか抑えるしかない。政策的経費が狭められてしまうというのがあって、随分悩ましい問題であったというふうに思います。

それで、地震があって、益城だとか、宇土だとか、八代、人吉あたりも被災して、建てかえに一般単独災害復旧事業債が使えるということになって、何としてもこれは水俣市も活用させてもらえないのかということで、市長とか職員の人たちが必死になって資料をつくられたというふうに思います。実務的にそういう資料で県や国の担当者を説得すると同時に、政治面では、議長や議会や、県選出の県議や国会議員団や比例代表の国会議員団にも要請されて、これが最終的に起

債発行が認められて、85.5%が補助されるというふうになったと。これに積み立てている8億何千万円をプラスすると、新たに借金する必要なくて、庁舎が建てかえられるというのは、市民にとっては、大変なメリットだったのではないかなというふうに思います。努力された関係者の方々に本当に感謝申し上げたいなというふうに私も思っているところです。

それで、2回目の質問をします。

基本設計に入るまでに水俣市のほうで決めておくことが幾つかあるのかなと思うんですけれども、これについては、どう考えておられますか。

2点目は、節目で市民に公表していただきたい、そして公開しながら進めていただきたいと思えますけれども、どう考えられるでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

基本設計に入るまで、本市で決めておくことはどんなことがあるか、まず1点目でございます。

先ほど答弁もいたしました、基本設計業務の中で具体的な新庁舎の整備方針や施設計画、そして事業計画等を定めることとしておりますが、議員御指摘のとおり円滑に基本設計業務を進めることができるよう、設計に入るまでに水俣市として内部での検討を進めてまいりたいと考えております。あわせて、市職員の声を新庁舎建設に反映させるために、本年8月に設置いたしました水俣市新庁舎建設庁内検討会議の中でグループディスカッション、また庁内関係部署へのヒアリング等を重ねていく、また新庁舎の機能や配置、構成等についても検討してまいりたいと考えております。

2点目の節目等で市民の皆様方に公表していくべきではないかという御意見でございました。

これにつきましては、新庁舎建設に関する進捗状況等につきましては、市民の方々、非常に大きな関心を持っていただいているところでございます。今、御指摘がございましたように、節目節目では、市民に公表していくことは、これは非常に大切だと考えております。

具体的には、市報であったり、市のホームページ等を初め、先行する自治体の事例幾つかあると思えますので、そういったものを参考にしながら、効果的に市民の皆様方に公表に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 これからのプロポーザルに向けて幾つか提示した資料にしる、あるいは基本設計段階で提示する資料にしる、もうかなり膨大で、私の力でそれを全部紹介するというのはとても無理なんですけれども、今提示されたような機能だとか建設の規模だとか、あるいは周辺の整備だ

とか、こういうものを含めて、今答弁されたように進めてもらうと同時に、あるいは決算委員会等でもいろんな要望が出されていますので、これらも踏まえて、これから着実に遺漏なきように進めていただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、徳富蘆花（徳富健次郎）生誕150周年に向けてについて、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、徳富蘆花（徳富健次郎）生誕150周年に向けてについて、順次お答えします。

まず、水俣では多くの文化人が生まれ、また生活されていた。その中で徳富蘆花は概略してどのような文化人だったか、との御質問にお答えします。

徳富蘆花は、徳富蘇峰の5歳離れた弟で、2歳まで水俣で過ごしています。同志社や大江義塾で学んだ後、兄蘇峰が立ち上げた民友社で記者や翻訳、新聞小説の執筆に当たりますが、国民新聞に掲載していた小説「不如帰（ほととぎす）」が反響を呼び、続いて刊行した随筆「自然と人生」、自伝的小説「思い出の記」も明治屈指のベストセラーとなり、文豪としての確固たる地位を確立しました。

作風は描写が細かく、特に自然を描写した美しい文章に定評があるほか、キリスト教の影響も受けていると言われています。

また、ロシアの文豪トルストイに心酔し、彼のもとを来訪した後はその影響で、晴耕雨読の生活を送ります。晩年まで20年過ごした家と広大な敷地は、現在東京都の公園「蘆花恒春園」として親しまれています。

次に、蘇峰研究会、蘆花研究会があると聞いている。どのような方が研究されているのかとの御質問にお答えします。

現在、水俣市では、蘇峰の顕彰・研究をされる水俣市蘇峰会があります。

水俣市蘇峰会は、徳富蘇峰・蘆花生家や蘇峰記念館の館長を経験された方や学識経験者、水俣の文化・歴史に関心のある方が在籍し、活動を行っておられます。

また、蘆花については、蘇峰、蘆花に見識のある方々が、蘆花生誕150周年記念誌発行委員会を立ち上げられ、来年度の生誕150年を記念する冊子の執筆のため、蘆花の研究をされておられます。

次に、徳富蘇峰の副読本について、どのような経過でつくられ、現在どのように活用されているか、との御質問にお答えします。

御質問の副読本は、蘇峰の生誕150年記念事業の一環として、平成25年3月に教育委員会が発

行しました。当時、蘇峰の記念事業をどのようなものにするか、蘇峰会とお話をする中で、小中学生に蘇峰の業績をわかりやすくまとめた冊子が必要ではないかということになり、発行を決めたものです。執筆は、蘇峰会に所属しておられた岩崎徹先生がされました。市内の各小中学校に配布するほか、徳富蘇峰・蘆花生家や蘇峰記念館にて1冊500円で販売し、年間40冊から60冊程度、来館者の方に購入いただいております。

次に、蘇峰の生誕150年企画が4年前に行われた。どのような企画がされたのか、との御質問にお答えします。

御質問の生誕150年に伴う事業は、平成24年度から25年度の2カ年にわたって行いました。事業の内容は、さきに述べた副読本の発行のほか、市報に蘇峰の記事の連載を行ったり、記念式典や、蘇峰会や熊本近代文学館と連携した顕彰会などを開催しました。また、子どもたちにより蘇峰に親んでもらうため、勉強会の開催や生家の研修室を夏休みの学習の場として開放しました。このほか、市内外の蘇峰関連史跡をめぐるツアーや蘇峰関連のマップ発行、蘇峰をテーマとする講談の関連事業を行いました。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございました。

今回、私が徳富蘆花生誕150年に当たり、顕彰や学習の提案に至った経過なんですけれども、実はことしの秋になりまして、市内のある先輩から、来年は蘆花生誕150年になる。水俣市としてこれを記念し、何か取り組みができないのかというお電話をいただきました。そのときは、はいと返事はしたものの、徳富蘇峰の弟であることは知っていましたけれども、蘆花についてはほとんど知らない、勉強したことがない状況でした。これは何とかしなければならぬと思ひまして、今答弁にありましたけれども、教育委員会をお訪ねして、岩崎徹先生に時間をとっていただいて、快く詳しく御説明いただきました。この御説明で、自分なりに輪郭が少し見えてきましたので、その先生の話をもとに、図書館で蘆花関係の資料を当たりまして、私の手元にある日本近代関係の歴史の資料なども学習し、きょうに至っています。

蘇峰についてはもう言うまでもないことですが、皆さん承知のとおりです。新聞や本の発行で東京で大きな財を築き、言論人として、年表を見て驚いたんですけれども、49歳で貴族院勅選議員になるなど目をみはる活躍をされています。勅選議員というのは、天皇から勅命で貴族院議員になりなさいというふうになるのが勅選の議員というふうになっております。そういう活躍もされました。

それから、東京に出られてから何と水俣に19回も帰っておられて、市民と接しておられたという話も先生からお伺いしました。

ちなみに、市役所前に建っている淇水文庫、あれは蘇峰さんゆかりのものであるということは

知っていましたけれども、これもお話を聞いて驚きました。昭和4年ですけれども、蘇峰さんが水俣に来たときに、1万円の寄附を当時の水俣町にされたんだそうです。今のお金に換算すると、1億1,000万円です。これをもとに、水俣町は、あの淇水文庫をつくろうという決断をされて、鉄筋コンクリート3階建ての建物ができているというのもわかりました。

それで、蘇峰のお父さんは、いわゆる徳富一敬さんというんだそうですけれども、この方のペンネームが徳富淇水さん、それからとって淇水文庫という名前がつけられたというのも聞きました。これも新たな発見でした。

それで、蘆花については、今答弁ありましたように、蘇峰よりも5歳年下であるということ、それから同志社で学んだということ、何と6カ国語くらいを同志社の英学校で学習して、話したり読んだりすることができた人なんだそうであります。

水俣に関連する書物はどんなものがあるか、今、教育長の答弁の中でも幾つか出していただいたんですけれども、「思出の記」という本があります。この中には、蘆花のおじいさん御夫婦が住んでおられた水俣川沿いのある家のことが書いてあって、三方が海につながっていて、後ろのハゼの木があるという記載もあります。

それで、何とこの本は、これも本で調べたんですけれども、最初、1,000部印刷して、昭和に入ってから増刷されていまして、合計で145版の増版をされています。1回1,000冊として、14万5,000冊印刷しているということなんですね。あの時代にこれだけの売れ行きがあるということは、いかにこれが庶民に受け入れられたかということを示すものではないかということに改めて読みました。それで、日本の文学界でも大文豪として言われたということが答弁にもあったとおりです。

もう一つ、蘆花の人間像を語る上で、紹介しなければいけないことがあります。それは、蘇峰との間で仲たがいをしたというのが大変有名になっていますけれども、そのきっかけになったのは、蘆花が1902年に、蘇峰が社主の国民新聞に書いた霜枯日記という文章があるんですけれども、これが執筆者に無断で削除・修正されたということに怒って、実は、告別の辞を書くということに至ったんだそうです。

おもしろいのは、そのころ自主出版した本の冒頭に、この兄との告別の辞を入れて、むしろこちらのほうが有名になったということも逸話として伝わっております。

もう一つ、これは日本近代に残る出来事だと思いますけれども、1910年5月に起きた大逆事件ということについてです。

長野県で1人の男が逮捕されたことをきっかけに、この事件はすぐ終わるというふうに担当検事も言っていたんですけれども、天皇家の人々を爆弾で殺害しようとしたとして全国で自由主義者、無政府主義者が相次いで逮捕される事件が起きました。この事件は、いきなり大審院、今で

言うとは最高裁で審理され、傍聴も認めず、たった1回の審理で24人にいきなり死刑判決が言い渡されると。6日後の1月24日には、12人が絞首刑になる、こういう事件であります。

これについて、後の内閣総理大臣になった原敬は、こういうふうに言っています。「官僚派がこれを産出せり。弁解の言葉もない」と、そう言っている事件なんです。

このとき、蘆花はどうか。新聞でこの事件のこと、裁判のこと、判決のこと知りまして、実は、明治天皇に助命嘆願の手紙を2回書いて、これを兄の蘇峰に届けています。そして、しばらくしたら、当時の第一高等学校ですね、今で言うと、東京大学ですけども、弁論部の若者が蘆花を訪ねてきて、東大で講演してくれという依頼がありまして、蘆花はこれを引き受けております。そして、一校の演壇に黒の紋付はかまで立つんですけども、大講堂は立錐の余地もなく通路や演壇まで埋まり、蘆花が登壇する直前になって「謀叛論徳富蘆花」の張り紙が出されて、場内は静まり返ったそうです。

蘆花が何をしゃべったか、その文章も全部残っています。ちょっと紹介しますと、「私は天皇陛下が大好きである。我らの脈管には勤皇の血が流れている。吉田松陰や明治維新の勤王攘夷の志士にせよ、時の権力から言えば謀叛人である。今回逮捕された者たちも有益の志士である。自由平等の新天地を夢見ている。身を献じて人類のために尽くさんとする志士である」という演説をしています。

当時の世相の中でこういう事件について、ここまで行動し、発言した文化人はいないと。文学者の森鷗外、石川啄木というのが同時代の人としていますが、この件については文書を残しておりますけれども、それは日記の中であって、外に出したことはないんだそうであります。これは、日本近代の歴史に残るということで、いろんな歴史の本だとかいうものに記録されているというのもわかりました。私も、蘆花は、現代の先駆的視点の持ち主であったのではないかというふうに思うに至りました。

そこで伺いたいと思います。

来年は蘆花生誕150年です。研究しておられる先生方もおられます。今さっき答弁があったように、執筆にも既に入っているということも伺っています。その先生方の力もかりて、水俣が誇るべき文化人について、みんなで学習する機会ができないかというふうに思います。

4年前の蘇峰さんのときのいろんな企画もあるようですから、それらも参考にしながら、教育委員会として計画をつくられたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

1点です。

○議長（福田 齊君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 徳富蘆花生誕150年ということで、いろいろとお調べいただいております。詳しく調べられた議員の労に対して、敬服する次第でございますが、来年度事業につきまし

ては、現在、予算の要求段階でございますけれども、蘆花に関する研究者をお招きしての記念講演会の開催や蘆花の記念誌を活用させていただいての勉強会の開催などを考えております。

また、機運の醸成を図るために、蘇峰記念館や蘇峰蘆花生家などに生誕150年ののぼりを立てたり、記念館横に懸垂幕の掲示を考えております。

ほかにも蘇峰記念館に蘆花関連の資料の紹介コーナーを設置するなどを考えているところであります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 いろんなことを計画していただければいいなというふうに思います。

どうすればいいか、私も案があるわけではありませんけれども、いずれにしても、来年は明治維新150年でもあるんです。蘆花の生誕150年でもあります。ですから、この150年というのは、日本が豊かになってきたという歴史でもあります。その中において、人々が生きてきた歴史でもあります。いろんな面から多角的にこの企画をつくってもらえればいいなというふうに思っていますけれども、これについては、いかがお考えでしょうか。

同じような質問になっちゃって、申しわけないです。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 議員御指摘のとおり、来年度は蘆花生誕150年でありますけれども、同時にまた、明治維新150年の年でもございます。

蘆花は、誕生後すぐに元号が慶応から明治に改元されたことから、蘆花を明治の子と呼ぶ学者もいるとの話もございます。

蘆花を通して、明治以降150年の時代の変動に触れるような事業の展開は、大変有意義なことだと考えます。来年度はまずは蘆花に焦点を当てる事業を行い、蘆花の認知度を高め、顕彰することをメインにしていきたいと考えておりますが、御指摘の点も踏まえながら、今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時59分 休憩

午後0時3分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第77号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第77号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第78号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第79号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第80号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第81号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第82号平成29年度水俣市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第83号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第84号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第85号平成29年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第86号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第87号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第88号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第14 議第89号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議第90号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議第91号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第87号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議第91号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第3号についてまで、5件を一括して議題とします。

議第87号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成29年12月7日提出

水俣市長 西田 弘志

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「」、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
	94		294,400	342,200				
	95		294,800	342,700				
	96		295,200	343,100				
	97		295,400	343,200				
	98		295,700	343,700				
	99		296,100	344,100				
	100		296,500	344,400				
	101		296,700	344,700				
	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考（一）この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項中「及び第14条の6」を「及び第14条の6第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第14条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を「100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

（水俣市長等の給与に関する条例の一部改正）

第3条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「においては」を「には」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

第8条第2項中「6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の162.5」と、「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「同項中「」の次に「6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の一般職給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例（次条において「改正後の市長等給与条例」という。）、第5条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬等条例」という。）、第7条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の

給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）及び第9条の規定による改正後の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の一般職給与条例、改正後の市長等給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の病院事業管理者給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号。以下この条において「平成28年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給与を含む。）、第3条の規定による改正前の水俣市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第3条の規定による給与を含む。）、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の議員報酬等条例の規定による給与、改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

平成29年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第88号

平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,946,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」補正による。

平成29年12月7日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入		（単位：千円）		
款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		680,979	10,580	691,559
	1 基金繰入金	680,930	10,580	691,510
19 諸収入		467,839	559	468,398
	4 雑入	326,985	559	327,544
補正されなかった款に係る額		13,786,867		13,786,867
歳 入 合 計		14,935,685	11,139	14,946,824

歳 出		（単位：千円）		
款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		157,930	516	158,446
	1 議会費	157,930	516	158,446

2 総務費		1,915,548	4,548	1,920,096
	1 総務管理費	1,565,257	2,695	1,567,952
	2 徴税費	176,971	870	177,841
	3 戸籍住民基本台帳費	77,739	564	78,303
	4 選挙費	48,660	96	48,756
	5 統計調査費	12,975	16	12,991
	6 監査委員費	33,946	307	34,253
3 民生費		5,138,815	982	5,139,797
	1 社会福祉費	3,002,884	1,421	3,004,305
	2 児童福祉費	1,619,149	298	1,619,447
	3 生活保護費	516,782	△737	516,045
4 衛生費		2,212,609	921	2,213,530
	2 清掃費	1,022,797	144	1,022,941
	4 環境対策費	194,163	777	194,940
5 農林水産業費		400,833	337	401,170
	1 農業費	256,084	283	256,367
	3 水産業費	44,379	54	44,433
6 商工費		410,064	991	411,055
	1 商工費	247,122	991	248,113
7 土木費		1,692,733	1,198	1,693,931
	2 道路橋りょう費	546,384	709	547,093
	5 都市計画費	680,971	489	681,460
9 教育費		977,122	1,646	978,768
	1 教育総務費	263,146	630	263,776
	4 社会教育費	240,338	636	240,974
	5 保健体育費	251,219	380	251,599
補正されなかった款に係る額		2,030,031		2,030,031
歳 出 合 計		14,935,685	11,139	14,946,824

議第89号

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,785,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		294,002	392	294,394

	1 他会計繰入金	267,764	392	268,156
	補正されなかった款に係る額	4,491,061		4,491,061
	歳入合計	4,785,063	392	4,785,455

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		75,985	392	76,377
	1 総務管理費	40,097	187	40,284
	2 徴税費	29,766	205	29,971
	補正されなかった款に係る額	4,709,078		4,709,078
	歳出合計	4,785,063	392	4,785,455

議第90号

平成29年度水俣市介護保険特会計補正予算（第3号）

平成29年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		491,776	296	492,072
	1 一般会計繰入金	491,776	296	492,072
	補正されなかった款に係る額	2,795,765		2,795,765
	歳入合計	3,287,541	296	3,287,837

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		83,866	296	84,162
	1 総務管理費	39,128	246	39,374
	2 徴収費	10,079	50	10,129
	補正されなかった款に係る額	3,203,675		3,203,675
	歳出合計	3,287,541	296	3,287,837

議第91号

平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成29年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	408,420千円	634千円	409,054千円
第1項 営業費用	374,427千円	634千円	375,061千円
第2項 営業外費用	32,991千円	0千円	32,991千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,650千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,708千円」に、「当年度分損益勘定留保資金82,717千円」を「当年度分損益勘定留保資金82,775千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	217,834千円	58千円	217,892千円
第1項 建設改良費	174,585千円	58千円	174,643千円
第2項 企業債償還金	42,249千円	0千円	42,249千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「112,396千円」を「113,088千円」に改める。

平成29年12月7日提出

水俣市長 西田弘志

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第87号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成29年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第88号平成29年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,113万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ149億4,682万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、給与改定等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第89号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ39万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,545万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等による人件費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第90号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ29万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,783万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等による人件費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第91号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を63万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億905万4,000円に、第4条に定める資本的支出の額を5万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億1,789万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第87号から議第91号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後0時10分 休憩

午後0時11分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第87号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議第91号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第3号についてまで、本5件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第77号から議第91号まで議案15件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時12分 散会

平成29年12月14日

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成29年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月14日（木曜日）

午前10時1分 開議

午前10時37分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	田 口 憲 雄 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	谷 口 明 弘 君
高 岡 利 治 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（鎌 田 みゆき 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（深 江 浩 一 郎 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（藪 隆 司 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第5号

平成29年12月14日 午前10時開議

- 第1 議第77号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第2 議第78号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第3 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第7 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議第87号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第88号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第13 議第89号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第14 議第90号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議第91号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
 - 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第17 議第92号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 議第93号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 意見第1号 「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準

緩和を求める意見書について

第20 意見第2号 道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について

第21 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時1分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案2件、岩阪雅文議員外4人から意見書案1件、総務産業委員会発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第77号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第2 議第78号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第3 議第79号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第80号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第81号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第82号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第7 議第83号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議第84号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議第85号 平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議第86号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議第87号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて

日程第12 議第88号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第13 議第89号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議第90号 平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議第91号 平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（福田 齊君） 日程第1、議第77号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第91号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第3号についてまで、15件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第77号平成29年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

本案は、平成29年9月17日の台風18号に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

主な補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上している。

その財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、台風18号の接近により、地域で管理する避難所は何カ所開設されたのかただしたのに対し、38カ所のうち13カ所が開設され、避難者は44名であったとの答弁がありました。

また、地域で管理する避難所は、近くにあって顔見知りも多く、安心・安全という側面があるが、地元で管理することが難しくなっているとの声がある。今後、基幹避難所に避難しやすいような方法の検討、もしくは地域避難所への市の支援をお願いしたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第78号平成29年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、平成29年10月22日に実施されました衆議院議員総選挙等に係る予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,600万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ148億2,858万7,000円とするものである。

補正内容としては、第2款総務費に衆議院議員選挙費を計上し、その財源としては、第14款県

支出金を充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第79号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、個人情報の定義の明確化等を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、実施機関とは何かとただしたのに対し、市の実施機関である市長部局や教育委員会などであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第80号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、奨励措置の対象を拡大することにより、更なる企業立地の促進を図り、本市の産業振興と雇用機会の増大に資するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業への周知方法についてただしたのに対し、市のホームページへの掲載やメールマガジンを利用した周知を行っているとの答弁がありました。

また、企業からの問い合わせの状況についてただしたのに対して、すでに2社から問い合わせがっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第82号平成29年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、市内一円土地改良事業、第6款商工費に、観光振興団体等助成事業、第7款土木費に、被災宅地復旧支援事業などを計上している。

なお、財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入及び第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として、スクールバス運転手派遣手数料混乗分ほか6件を追加している。

また、地方債補正として、緊急防災・減災事業債ほか2件の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消防団の車両の更新に伴い、オートマチック車の導入について検討しているのかただしたのに対し、今年、消防車両を更新する消防団に対しては、マニュアル車とオートマチック車のどちらを希望するか聞き取りをしたうえで、仕様を決定した。今後も、同様に対象となる消防団に聞き取りを行いながら更新していくとの答弁がありました。

また、ため池安全施設設置工事で市が管理するため池にフェンスを設置することであるが、予定している11カ所以外に、市の管理するため池があるのかとただしたのに対し、市が管理しているため池は11カ所のみであるとの答弁がありました。

また、交流促進奨励金はどのような団体が利用しているかただしたのに対し、現段階でスポーツ関係が多く、テニス関係、ハンドボール協会のほか、大学やJ Aなど11団体が使用しており、1,353泊分の実績であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を1,887万3,000円増額して、補正後の資本的収入の額を2,118万4,000円とするものである。

補正の内容としては、水道施設の施設整備のための生活基盤施設耐震化等補助金の交付決定に伴う収入の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成29年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成29年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整を計上している。

なお、財源としては、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を63万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億905万4,000円に、第4条に定める資本的支出の額を5万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億1,789万2,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定等に伴う人件費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第77号平成29年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

本案は、平成29年9月17日の台風18号に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

主な補正の内容としては、第10款災害復旧費に文教施設災害復旧費を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、久木野小学校のグラウンドの陥没解消工事の内容についてただしたのに対し、グラウンドの下に雨水が流れる水路があるが、劣化し、台風の際の雨でグラウンドが陥没したため、掘り起こして排水路を設置したものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定をしました。

次に、議第82号平成29年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、住民基本台帳事務経費、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第19款諸収入をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として、スクールバス運転手派遣手数料ほか6件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、児童措置費において、国県支出金等返還金の3,688万3,000円が計上されているが、その内容についてただしたのに対し、金額については、児童手当、教育保育給付費の合計3,688

万3,000円である。この件については、年度中に所要額の調査があるが、その段階で保育料を差し引いて申請しなければならなかったが、誤って保育料を含めた額で申請していたため、実績の段階で正しい額に修正を行い、国、県に余分に交付を受けていた金額を返還するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ282万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,506万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に人事異動による人件費の増額及び国民健康保険システムの改修に伴う委託料の増額を計上している。

これらの財源としては、第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第84号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ386万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,754万1,000円とするものである。

主な補正の内容としては、介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託料などを計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護認定審査会費において、水俣芦北広域行政事務組合負担金（介護保険費）が87万9,000円計上されているが、その内容についてただしたのに対し、厚生労働省の介護認定システムに使用されているソフトが今後変更になり、負担金の増加が見込まれており、その分について補正を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号平成29年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を28万6,000円減額し、補正後の収益的支出の額を71億6,817万9,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を880万円増額し、補正後の資本的収入の額を3億1,740万4,000円とし、資本的支出の額を893万5,000円増額し、補正後の資本的支出の額を8億3,070万5,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出は企業債利息の減額を計上している。

資本的収支については、ハイケアユニット病床新設設計業務委託に係る企業債及び建設改良費の増額、並びに企業債償還金の増額を計上している。

このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託ほか16件を追加しているとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、ハイケアユニット病床新設の今後のスケジュールについてただしたのに対し、今年度から平成30年度にかけて設計業務を行い、平成30年度に工事、平成31年度からの稼働を目指す予定であるとの答弁がありました。

また、債務負担行為の中の未収金債権回収業務委託の内容について法律事務所へ委託する旨の説明であったが、どういったケースを想定しているのかとただしたのに対し、未収金については、少しずつでも返還していただいている方については、対象にしていない。回収に対して非常に悪質な方やトラブルを引き起こすことが見込まれる方について、法律事務所への回収業務の委託を想定しているとの答弁がありました。

また、未収金の残額についてただしたのに対し、過年度が合計で635万円になるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成29年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第89号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ39万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億8,545万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等による人件費の増額を計上している。

これらの財源としては、第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

最後に、議第90号平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ29万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,783万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等による人件費の増額を計上している。

これらの財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年12月8日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第77号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	承 認	全員賛成
議第78号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	承 認	全員賛成
議第79号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第80号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第81号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第82号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第86号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第87号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第88号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第91号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成29年12月8日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第77号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第82号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第83号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第84号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第85号	平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第88号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成

議第89号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第90号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第77号専決処分報告及び承認についてから、議第78号専決処分報告及び承認についてまで、2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本2件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第79号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第91号平成29年度水俣市水道事業会計補正予算第3号についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおりいずれも決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年12月8日

総務産業常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年12月8日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
-------	-----	-----

環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
------------------------------------	----------------

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成29年12月7日

議会運営委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 議第92号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第18 議第93号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第19 意見第1号 「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める意見書について

日程第20 意見第2号 道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第92号人権擁護委員の推薦についてから、日程第20、意見第2号道路整備事業予算の総額確保に関する意見書についてまで、4件を一括して議題とします。

議第92号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成29年12月14日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市白浜町5番16号

氏 名 山下 泰生

生年月日 昭和29年9月15日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第93号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成29年12月14日提出

水俣市長 西田 弘志

住 所 水俣市牧ノ内3番14号
氏 名 和田 恭子
生年月日 昭和30年8月31日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第1号

「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める 意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月14日

提出者議員 岩 阪 雅 文
野 中 重 男
桑 原 一 知
田 中 睦
高 岡 利 治

水俣市議会議長 福 田 齊 様

(別紙)

「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める 意見書

平成28年4月の熊本地震において、被災地域では重要なライフラインである電気、水道施設等に大きな被害を受けました。特に水道施設については、今後の復旧に相当な費用と時間を要するものと思われます。

今回の地震で、八代から水俣芦北地域にかけては、幸いにして、水道施設の大きな被害は発生していませんが、当該地域には「日奈久断層」があり、今後、大規模地震の発生確率が非常に高いと言われています。

当地域を縦断する「日奈久断層」沿線自治体においては、特に災害時の防災拠点として重要な市役所や基幹病院等への配水管さえ耐震化できていない状況であり、早急に整備を進める必要があります。本市においても水源地や配水池等の施設の耐震化が遅れており、上水道管路においては、平成27年度末で全延長の15.4%しか整備できていない状況です。

国におかれましては、水道施設の耐震化を図る事業として、多くの交付金事業等が設けられていますが、採択基準が厳しいため活用することが非常に困難であります。例えば、採択基準の一つとして、全ての事業に資本単価の基準が高めに設定されていること等です。特に事業規模の小さい自治体においては、水道施設整備に多額の資金が必要となることから、自己資金だけでは耐震化が進まないのが実情です。

先の地震等を鑑みると、地域防災計画において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るため、給水優先度が高い施設への給水管等について早急に対策を講じる必要があります。

よって大規模地震への対策のため、採択基準の一つである資本単価の撤廃、また国庫補助率の嵩上げについて強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 野田聖子様
財務大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 加藤勝信様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様

意見第2号

道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年12月14日

提出者
総務産業常任委員会
委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

(別紙)

道路整備事業予算の総額確保に関する意見書

熊本県南部に位置する水俣市は、地理的、地形的な制約から地域の発展に必要な社会資本整備が大きく立ち遅れており、自動車交通への依存度が高い本市においては、市民生活や産業活動を支える道路網の整備が大きな課題となっています。

これまで、国からの支援をいただきながら環境モデル都市づくりを進めており、今後とも、人口減少や少子高齢化など社会環境がますます厳しさを増す中で、交流人口の拡大や活力ある地域社会の形成を推進しなければなりません。

そのためには、国において整備を進めていただいている南九州西回り自動車道と連携しながら、袋インター線等の幹線道路を着実に整備するとともに、道路インフラの老朽化対策や、生活空間の安全確保対策等も行う必要があります。

国におかれましては、今後も必要な道路整備を確実に推進していくために、道路事業の予算総額を安定的に、かつ十分確保するよう強く要望します。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、交付金事業の補助率等がかさ上げされている措置については、平成29年度までの時限措置となっており、このままでは、自主財源に乏しい地方自治体にとっては死活問題であり、地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。

よって、国におかれましては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も引き続き現行制度を継続されるよう強く要望するとともに、地域の財政状況等を考慮した措置をとられるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 野田聖子様
財務大臣 麻生太郎様
国土交通大臣 石井啓一様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様

○議長（福田 斉君） 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第92号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、井上博之委員が平成30年3月31日をもって退任となりますが、後任として山下泰生氏を推薦いたしたく御提案申し上げます。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第93号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、中村茂子委員が平成30年3月31日をもって退任となりますが、後任として和田恭子氏を推薦いたしたく御提案申し上げます。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第92号及び議第93号について、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 次に、意見第1号について、提出者代表岩阪雅文議員。

（岩阪雅文君登壇）

○議会運営委員長（岩阪雅文君） 「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

平成28年4月の熊本地震において、被災地域では重要なライフラインである電気、水道施設等に大きな被害を受けました。特に水道施設については、今後の復旧に相当な費用と時間を要するものと思われれます。

今回の地震で、八代から水俣芦北地域にかけては、幸いにして、水道施設の大きな被害は発生していませんが、当該地域には「日奈久断層」があり、今後、大規模地震の発生確率が非常に高いと言われてしています。

当地域を縦断する「日奈久断層」沿線自治体においては、特に災害時の防災拠点として重要な市役所や基幹病院等への配水管さえ耐震化できていない状況であり、早急に整備を進める必要があります。本市においても水源地や配水池等の施設の耐震化が遅れており、上水道管路においては、平成27年度末で全延長の15.4%しか整備できていない状況です。

国におかれましては、水道施設の耐震化を図る事業として、多くの交付金事業等が設けられていますが、採択基準が厳しいため活用することが非常に困難であります。例えば、採択基準の一つとして、全ての事業に資本単価の基準が高めに設定されていること等です。特に事業規模の小さい自治体においては、水道施設整備に多額の資金が必要となることから、自己資金だけでは耐震化が進まないのが実情です。

先の地震等を鑑みると、地域防災計画において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るため、給水優先度が高い施設への給水管等について早急に対策を講じる必要があります。

よって大規模地震への対策のため、採択基準の一つである資本単価の撤廃、また国庫補助率の嵩上げについて強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（福田 齊君） 次に、意見第2号について、総務産業委員長田口憲雄議員。

（田口憲雄君登壇）

○議会運営委員長（田口憲雄君） 道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

熊本県南部に位置する水俣市は、地理的、地形的な制約から地域の発展に必要な社会資本整備が大きく立ち遅れており、自動車交通への依存度が高い本市においては、市民生活や産業活動を支える道路網の整備が大きな課題となっています。

これまで、国からの支援をいただきながら環境モデル都市づくりを進めており、今後とも、人口減少や少子高齢化など社会環境がますます厳しさを増す中で、交流人口の拡大や活力ある地域社会の形成を推進しなければなりません。

そのためには、国において整備を進めていただいている南九州西回り自動車道と連携しながら、袋インター線等の幹線道路を着実に整備するとともに、道路インフラの老朽化対策や、生活空間の安全確保対策等も行う必要があります。

国におかれましては、今後も必要な道路整備を確実に推進していくために、道路事業の予算総額を安定的に、かつ十分確保するよう強く要望します。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等がかさ上げされている措置については、平成29年度までの時限措置となっており、このままでは、自主財源に乏しい地方自治体にとっては死

活問題であり、地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。

よって、国におかれましては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も引き続き現行制度を継続されるよう強く要望するとともに、地域の財政状況等を考慮した措置をとられるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月14日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本4件について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第92号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第93号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、意見第1号「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、意見第2号道路整備事業予算の総額確保に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第21 議員派遣について

○議長(福田 斉君) 日程21、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第25回熊本市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	平成30年1月9日(火曜日) 1日間
派遣議員	15人以内
経 費	既決予算の中から支出

○議長(福田 斉君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了します。

これで平成29年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 牧 下 恭 之

署名議員 高 岡 朱 美

平成29年12月第5回水俣市議会定例会（11月24日～12月14日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第77号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	11月24日	各 委	12月14日 原案可決	
議第78号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成29年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	11月24日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第79号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第80号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第81号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第82号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	11月24日	各 委	12月14日 原案可決	
議第83号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月24日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第84号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	11月24日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第85号	平成29年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	11月24日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第86号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	11月24日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第87号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12月7日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第88号	平成29年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	12月7日	各 委	12月14日 原案可決	
議第89号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	12月7日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第90号	平成29年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月7日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第91号	平成29年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	12月7日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第92号	人権擁護委員候補者の推薦について （山下泰生君）	12月14日	省 略	12月14日 適 任	
議第93号	人権擁護委員候補者の推薦について （和田恭子君）	12月14日	省 略	12月14日 適 任	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第64号	平成28年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月25日	厚生文教	11月24日 認 定	
議第65号	平成28年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月25日	総務産業	11月24日 認 定	
議第68号	平成28年度水俣市一般会計決算認定について	9月7日	一般会計 決算特別	11月24日 認 定	
議第79号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月7日	厚生文教	11月24日 認 定	
議第70号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月7日	厚生文教	11月24日 認 定	
議第71号	平成28年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月7日	厚生文教	11月24日 認 定	
議第72号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月7日	総務産業	11月24日 認 定	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	「生活基盤施設耐震化等交付金」における水道施設の耐震化のための補助基準緩和を求める意見書について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	
意見第2号	道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月14日	総務産業	12月14日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月14日	厚生文教	12月14日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月14日	議会運営	12月14日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 北 蘭 正人	総務産業	平成29年 6月22日	12月14日 継続審査